第3期

名取市子ども・子育て支援事業計画

～未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり～

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

名 取 市

はじめに

少子高齢化が進む現在、子育てをめぐる環境は日々変化をしております。すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会を目指し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化・拡充、社会全体で子どもを育む環境の推進に資する施策を実施するとともに、より質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等、子どもと子育てに関わる多様な支援をより一層推進する必要があります。

このたび、令和６年度で第２期計画の計画期間が満了となるため、第２期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援することを目的とし、『子どもの貧困対策計画』を新たに組込んだ「第３期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第３期計画では「未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり」の基本理念を継承しながら、新しい取組みとして、屋内遊戯施設の運営や名取市で生まれ育つ子どもに絵本等を贈る事業を開始するなど、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支え、全ての子どもが健やかに成長できる環境整備をより一層推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただき貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました名取市子ども・子育て会議の委員の方々に心より感謝申し上げます。

令和７年３月

名取市長　山　田　司　郎

目　次

第１章　事業計画の策定にあたって …… 1

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の性格と位置づけ …… 2
３　関連計画との関係 …… 3
４　計画の期間 …… 4
５　計画の策定体制 …… 4

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題 …… 6

１　人口の動向 …… 6
２　世帯の動向 …… 13
３　就労の状況 …… 16
４　アンケート調査の概要 …… 17
５　子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）結果の概要 …… 18
６　こどもの生活に関するアンケート調査（貧困等調査）結果の概要 …… 42
７　第２期子ども・子育て支援事業計画の達成状況 …… 62
８　子ども・子育て支援の課題 …… 63

第３章　これから目指す計画 …… 67

１　計画の基本理念 …… 67
２　計画の基本目標 …… 68
３　施策の体系 …… 70
４　重点施策 …… 71

第４章　次世代育成支援の施策展開 …… 73

基本目標１　地域における子育て支援 …… 73
基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 …… 80
基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 …… 85
基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備 …… 90
基本目標５　職業生活と家庭生活との両立支援 …… 91
基本目標６　子ども等の安全の確保 …… 92
基本目標７　困難を有する子どもやその家族への支援 …… 95

第５章　子ども・子育て支援の事業展開 …………………………102

1　事業展開の概要 …………………………………………… 102
2　幼児教育・保育の量の見込みと確保方策 ……………………… 104
3　地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策 ………………… 107
4　放課後児童対策に基づく取組 …………………………………… 123
5　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について ……… 129
6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について ……………… 130

第６章　計画の推進に向けて…………………………………131

1　各主体の役割 ……………………………………………… 131
2　計画の達成状況の点検及び評価について ……………………… 132

資料編 ……………………………………………………133

1　計画策定の経緯 …………………………………………… 133
2　名取市子ども・子育て会議条例 ………………………………… 134
3　名取市子ども・子育て会議委員名簿 ……………………………… 135
4　用語集 ……………………………………………………… 136

第１章　事業計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、国の少子化対策と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から「名取市次世代育成支援行動計画（前期行動計画)」を、平成22年度から「名取市次世代育成支援行動計画（後期行動計画)」を策定し、次世代育成支援対策及び少子化対策に取組んできました。

平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てを社会全体で支える、「子ども・子育て支援の新制度」が創設されました。

この「子ども・子育て関連３法」に基づき、平成27年度から計画期間とする「第１期名取市子ども・子育て支援事業計画」を、令和２年度から計画期間とする「第２期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援行動計画を合わせた形で、子ども・子育て支援施策を推進してきました。第２期計画期間中は、保育所、幼稚園、認定こども園等の多岐にわたる幼児教育・保育資源を活かし、保護者からの幼児教育・保育ニーズに応えてきました。

その後、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和４年に成立し、令和５年に施行され、同法に基づき子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会を目指し、子どもや若者の声を聴く場を設け、より質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等、子どもと子育てに関わる多様な支援をより一層推進するため、近年の本市の人口の変化や社会情勢を鑑みながら令和７年度から令和11年度を計画期間とする「第３期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画には「子どもの貧困対策計画」を内包し、基本理念のとおり『未来へつなぐ　子どもが笑顔で育つふるさと　なとり』を目指します。

２　計画の性格と位置づけ

「第３期名取市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育の情報体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業その他の円滑な実施等に関する事項について定めるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」について第２期計画と同様にその取組を継承しつつ、本計画から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定した計画として位置づけます。

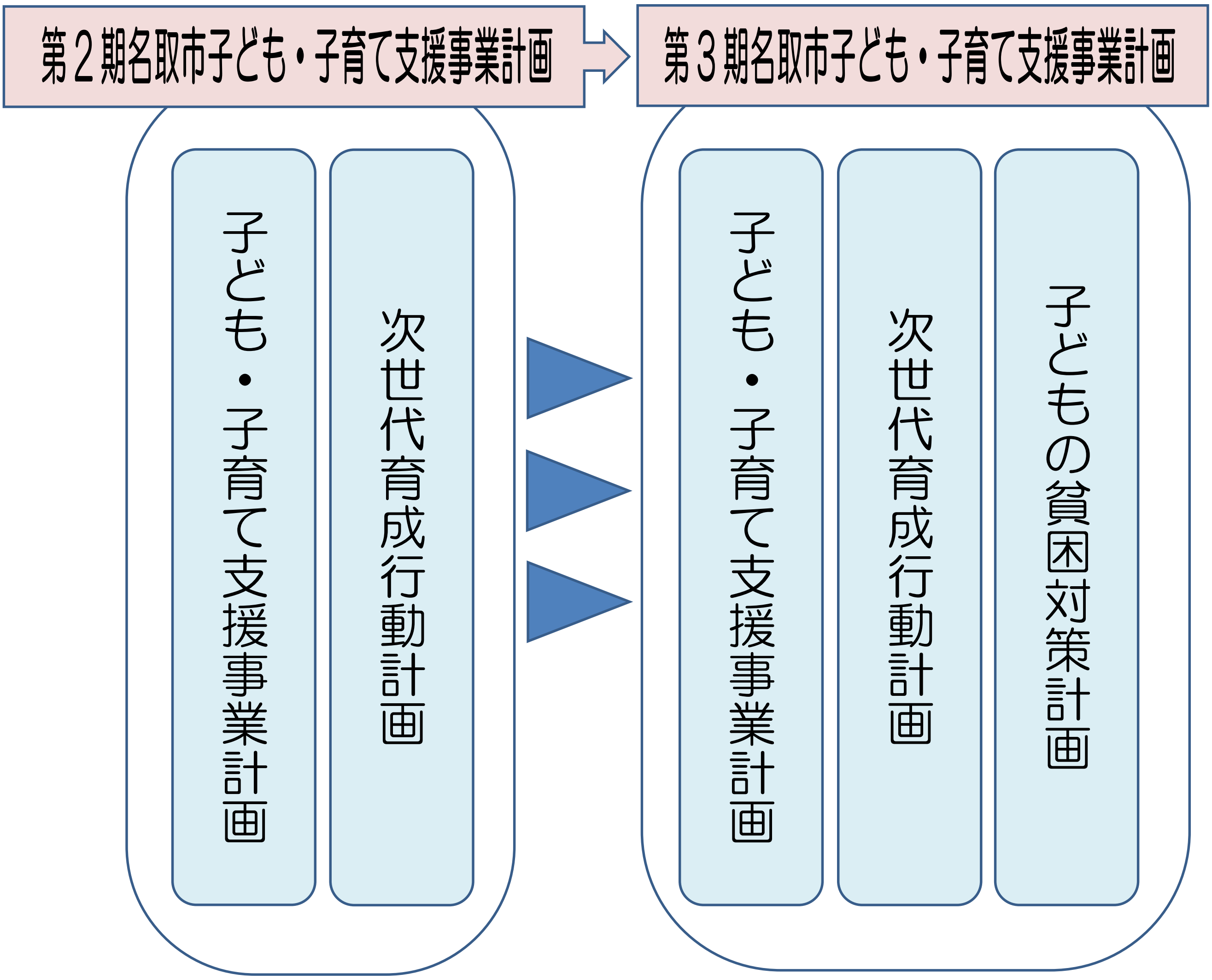

３　関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」の方針と上位計画である地域福祉計画や関連する分野別計画との整合を図り、横のつながりも強化していけるように進めるものです。

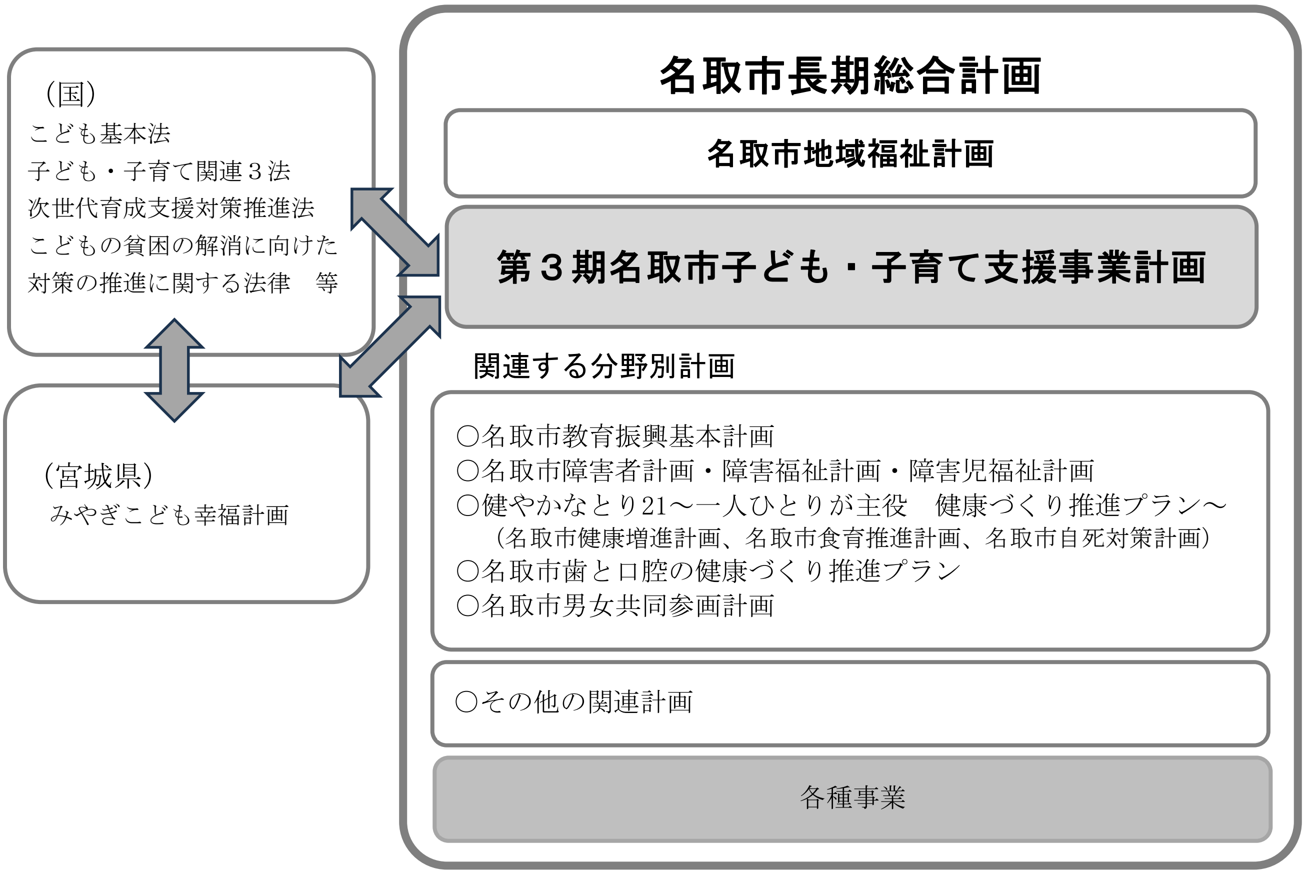

【持続可能な開発目標（SDGs）の方向性を踏まえた取組の推進】

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】とは、2010年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため17のゴール、169のターゲットから構成されています。

本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」においても、まちづくりの方向性にＳＤＧｓを踏まえた取組を展開しており、本計画を推進することによって、ＳＤＧｓが定める17の目標の達成に貢献することになります。

４　計画の期間

　計画の期間は、令和７（2025）年度から令和11（2029）年度までの５年間となります。５年間の計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

計画／年度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
名取市長期総合計画	第六次											第七次			
名取市地域福祉計画	第一次					第二次						第三次			
名取市子ども・子育て支援事業計画	第2期					**第３期**					第4期				

５　計画の策定体制

（１）策定体制

　計画の策定にあたっては、市民、子どもの保護者、関係団体等からなる「名取市子ども・子育て会議」（名取市子ども・子育て会議条例による設置）及び庁内に「名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議」（委員長：副市長）を設置し協議、検討を行いました。

計画の策定体制

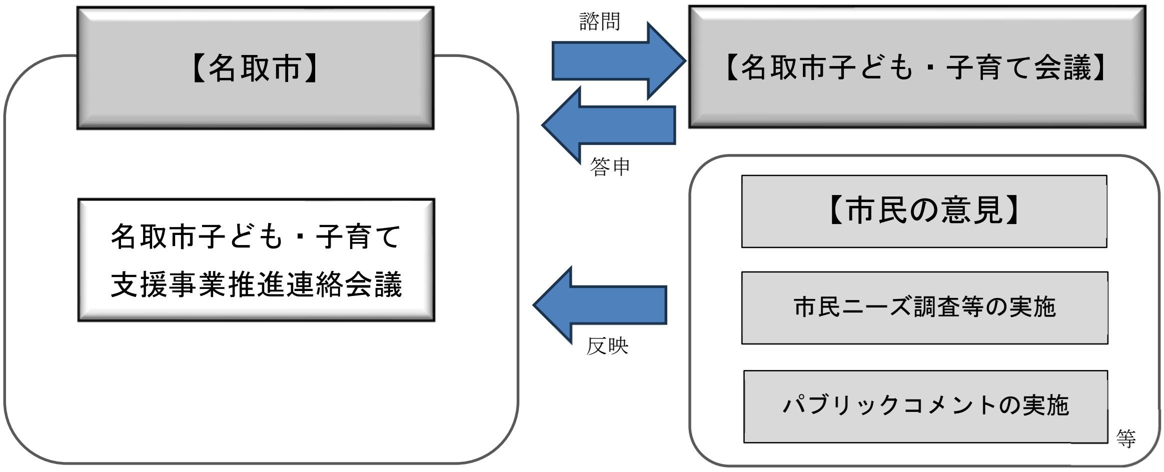

（２）市民の意見の反映

本市の子育て支援等に関わるニーズや実態把握のため、子育て中の保護者や児童・生徒等を対象としたアンケート調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を把握し、新たな子ども・子育て関連施策の目標事業量等の設定や施策検討を行うための基礎資料として活用しました。

●活用したご意見
・子育て支援に関するアンケート
・こどもの生活に関するアンケート
・第六次長期総合計画中間見直しのための市民意識調査
・市民の意見箱
・名取市ホームページからのご意見や要望

その他、こども家庭庁で掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者自身の声を聴き、施策に反映させていくために、市内３か所の児童センターを会場にこどもの意見聴取の場を設け、出された意見を施策検討のために活用しました。

さらに幅広く市民の方よりご意見をいただくため、令和６（2024）年12月６日～12月26日に本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題

１　人口の動向

（１）人口構成

本市の人口は、増加傾向で推移しており、令和６年３月31日時点の総人口は79,665人となっています。年齢３区分別の人口については、老年人口は増加傾向ですが、生産年齢人口は令和４年以降減少に転じて以降、増減の変動があります。年少人口は減少傾向にあります。人口構造は、男女ともに45～49歳が最も多く、前後の人口が多い“つりがね型”に近い形となっています。

人口の動向

単位：人

	令和２年（2020 年）	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）
総人口	79,262	79,459	79,439	79,519	79,665
年少人口（0～14 歳）	12,182	12,074	11,861	11,628	11,365
生産年齢人口（15～64 歳）	49,142	49,039	48,807	48,905	48,997
老年人口（65 歳以上）	17,938	18,346	18,771	18,986	19,303

人口推移

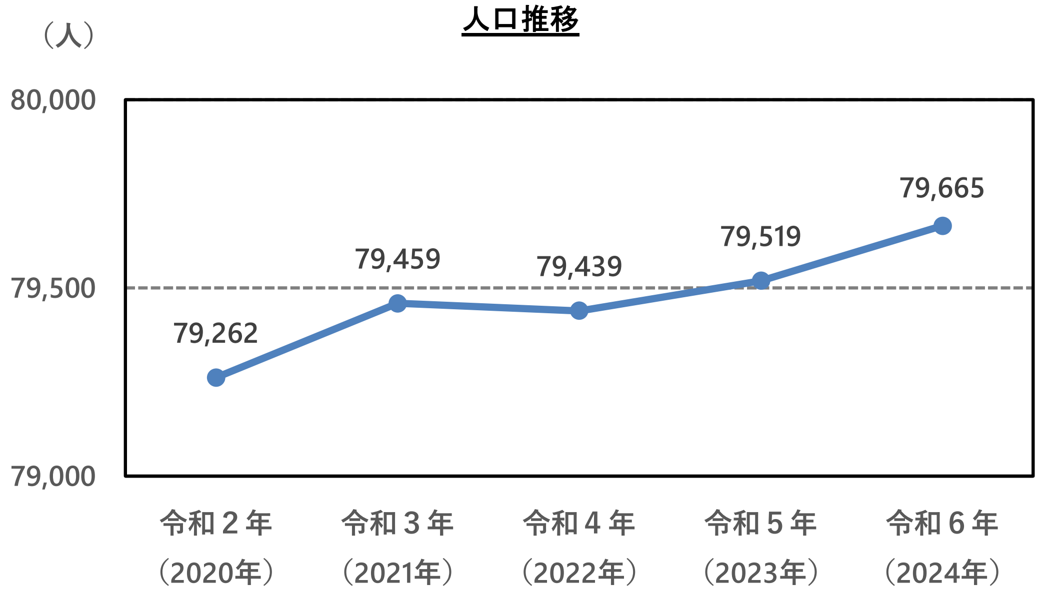

資料：住民基本台帳（各年３月 31 現在）

年齢３区分人口比率の推移

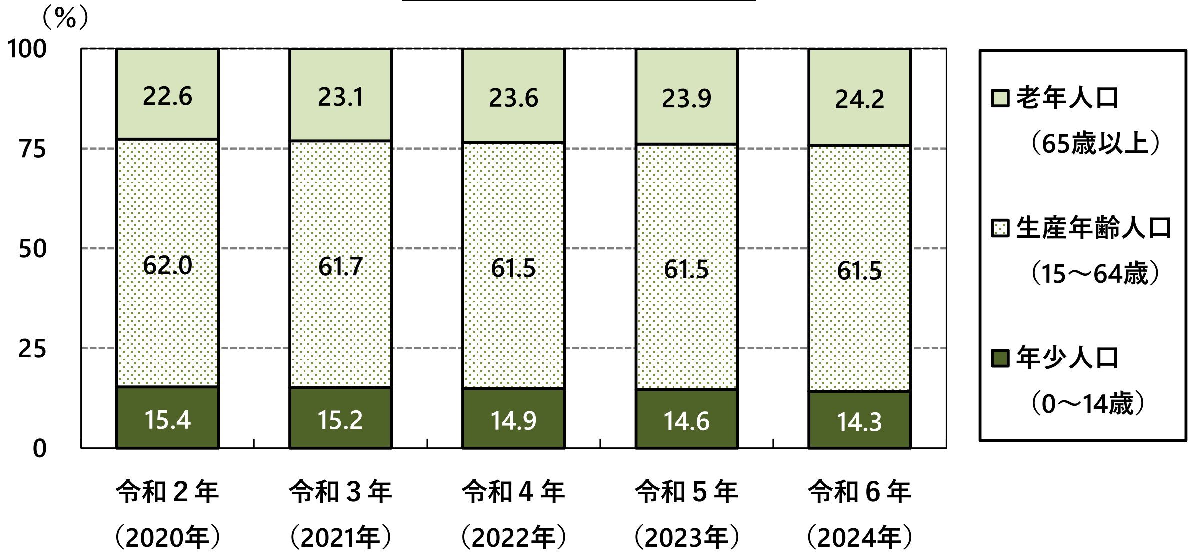

資料：住民基本台帳（各年３月31日現在）

人口構造

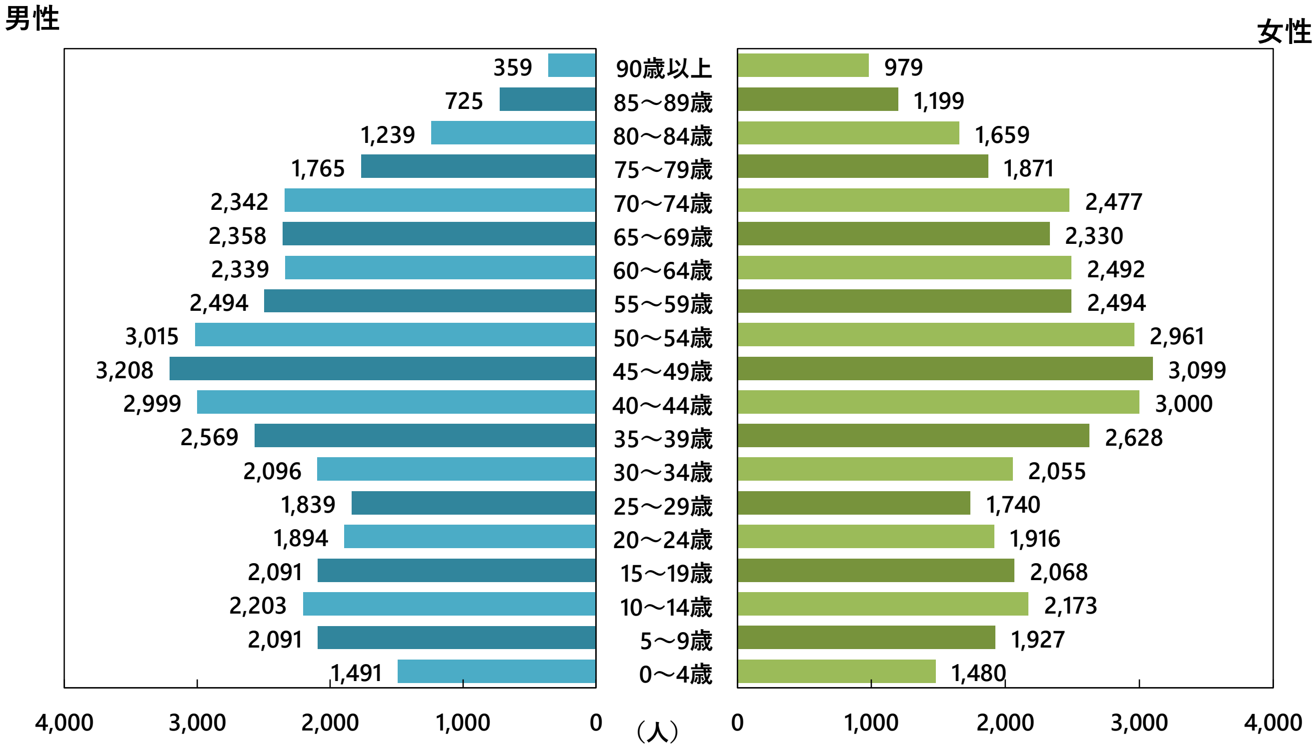

資料：住民基本台帳（令和６年３月31日現在）

18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、０～5歳は令和２年に4,536人でしたが、令和６年には3,693人と843人減少、６～11歳は5,187人から5,091人と96人減少しています。

18 歳未満の児童人口の推移

単位：人

	令和２年（2020 年）	令和３年（2021 年）	令和４年（2022 年）	令和５年（2023 年）	令和６年（2024 年）
18 歳未満の児童人口	14,631	14,474	14,304	14,127	13,932
０～５歳	4,536	4,325	4,120	3,866	3,693
６～11 歳	5,187	5,201	5,219	5,186	5,091
12～17 歳	4,908	4,948	4,965	5,075	5,148

18 歳未満の児童人口の推移

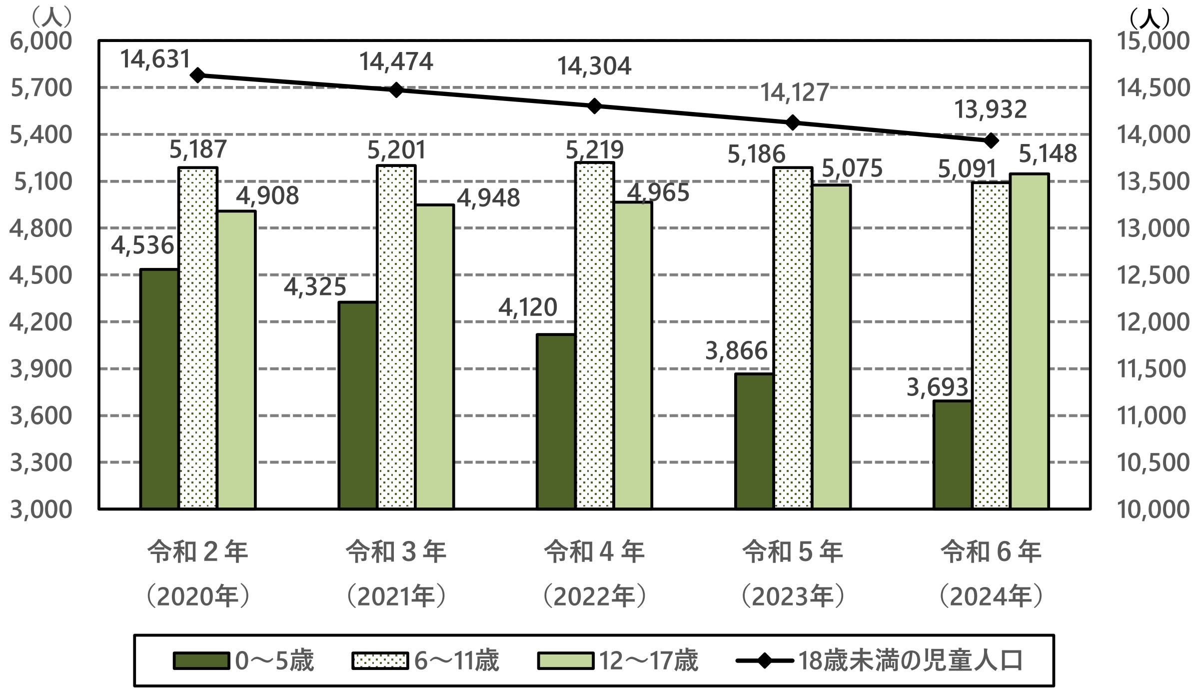

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

（２）自然動態

出生数はおおむね600人台で推移していましたが、令和元年と令和５年では年間出生数は77人減少しており、自然動態でもマイナスが続いています。一方、死亡数は増加傾向にあります。

出生・死亡数の推移

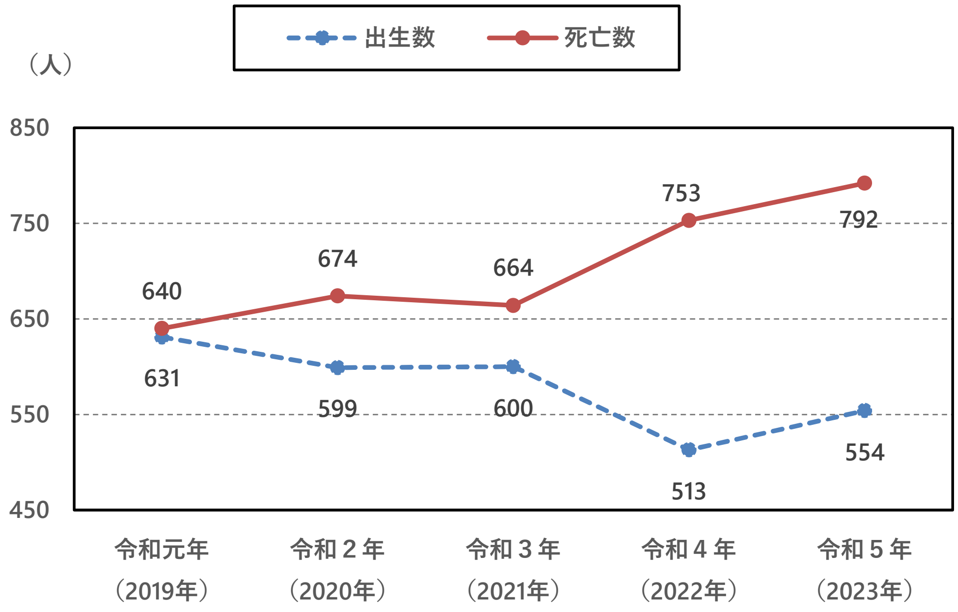

資料：名取市統計書（各年 12 月 31 日現在）

自然動態の推移

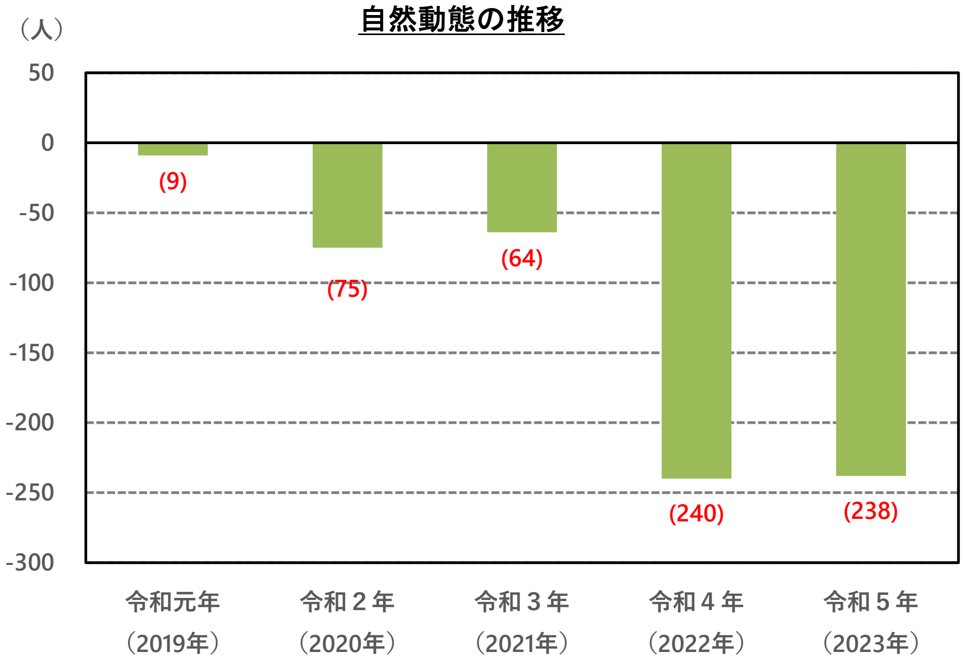

資料：名取市統計書（各年 12 月 31 日現在）

（３）社会動態

転入数と転出数からなる社会動態では、転入数は令和元年から令和３年まで減少傾向でしたが、令和４年から増加傾向にあります。転出数は増減を繰り返しながら推移しています。

転入・転出数の推移

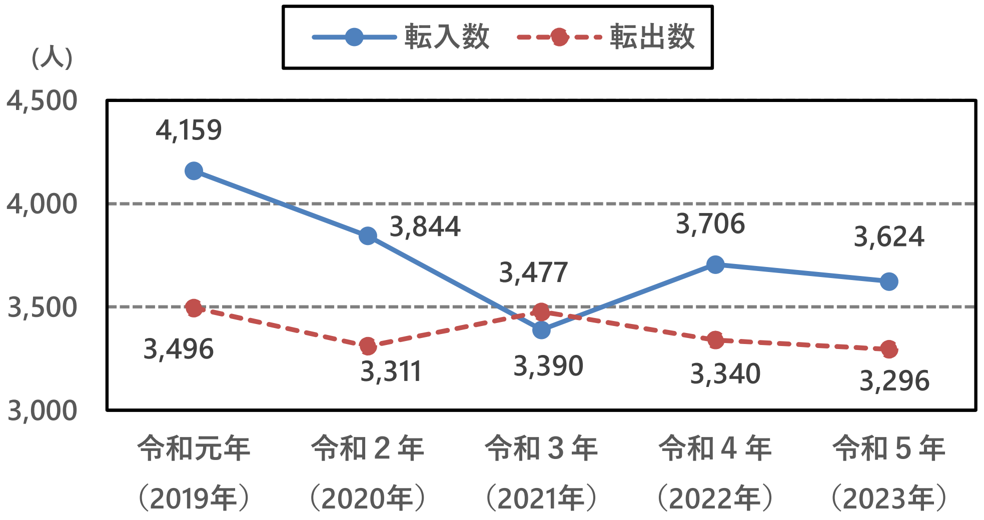

資料：名取市統計書（各年 12 月 31 日現在）

（４）婚姻・離婚件数

婚姻件数は令和元年から令和４年はほぼ横ばいの状態で推移していましたが、令和５年は265件に減少しています。離婚件数はほぼ横ばいの状態で推移し、令和５年は126件となっています。

婚姻・離婚件数の推移

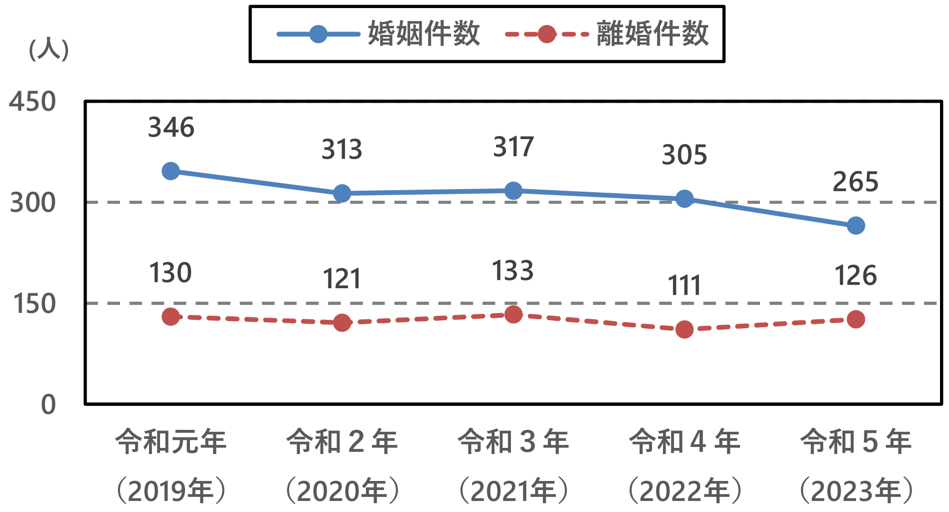

資料：名取市統計書（各年 12 月 31 日現在）

（５）推計人口の推移

人口については、第六次長期総合計画における人口推計結果を基に推計を行っています。

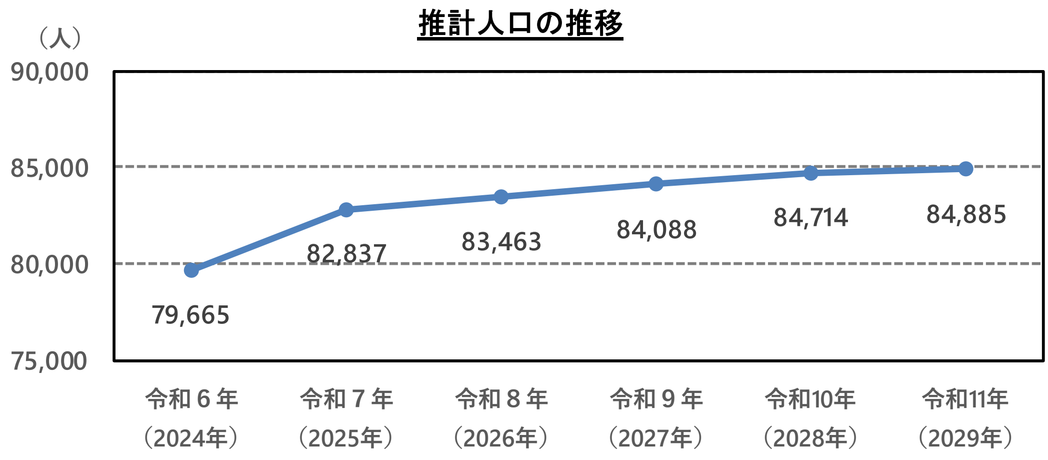

※第六次長期総合計画における人口推計結果を基に推計

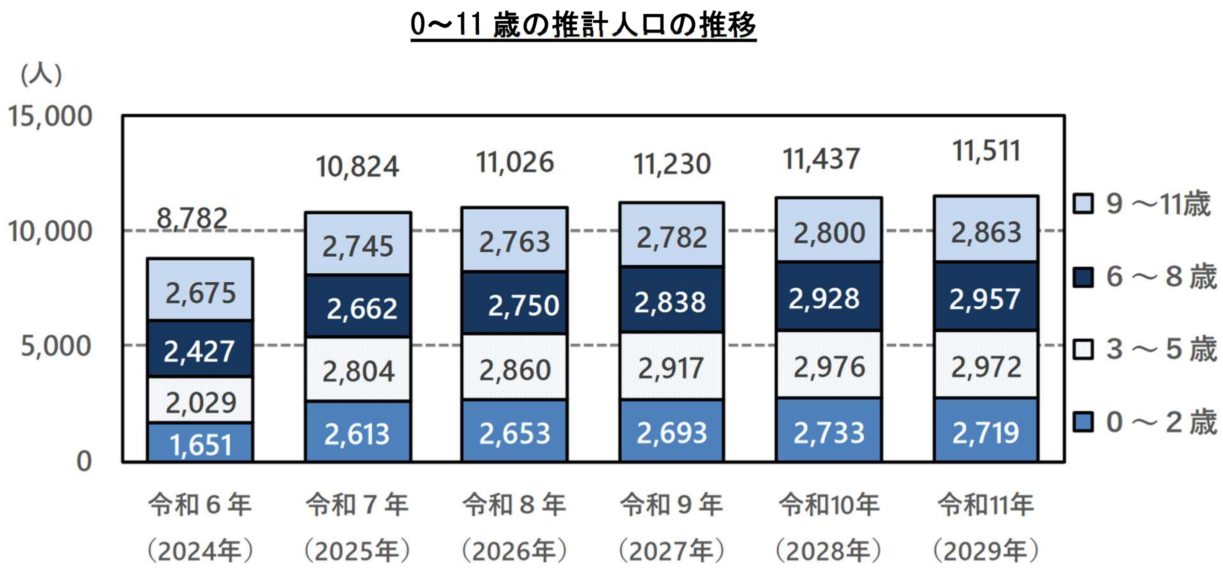

（６）合計特殊出生率の推移

１人の女性が生涯産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、宮城県の値は全国よりも約0.1以上低い値で推移しています。全国、宮城県ともに低下傾向にあり、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。

合計特殊出生率の推移

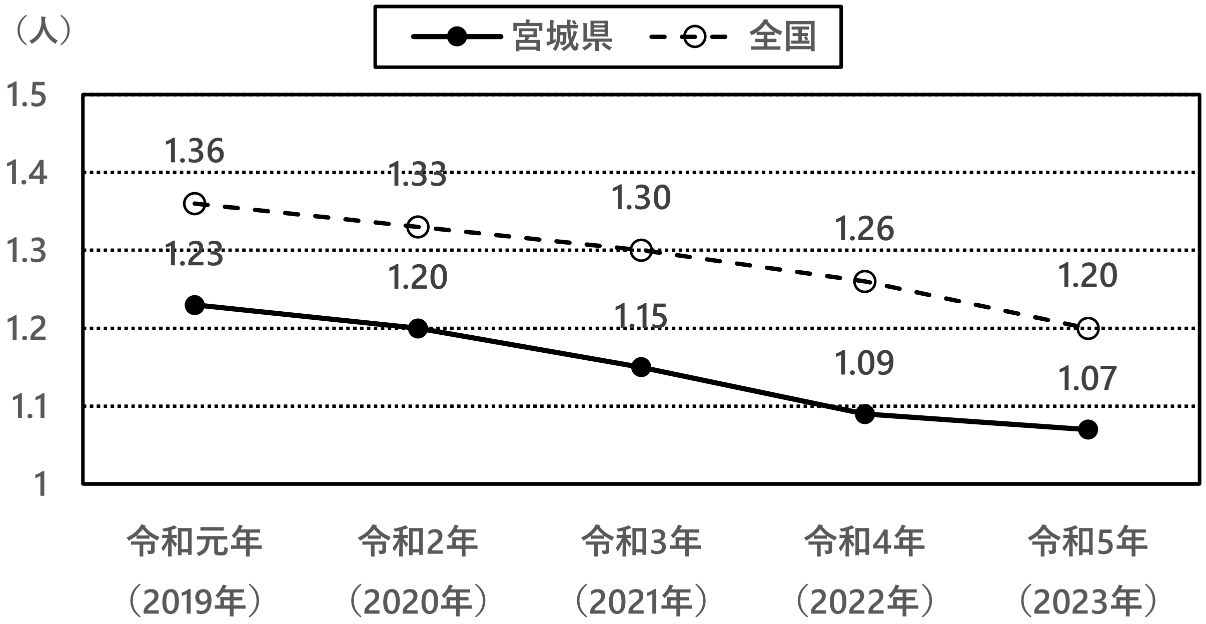

資料：人口動態統計

２　世帯の動向

（１）世帯構成

世帯数は一貫して増加しており、令和６年で33,628世帯となっています。一方、１世帯あたりの平均世帯人員は緩やかに減少しています。

世帯数の推移

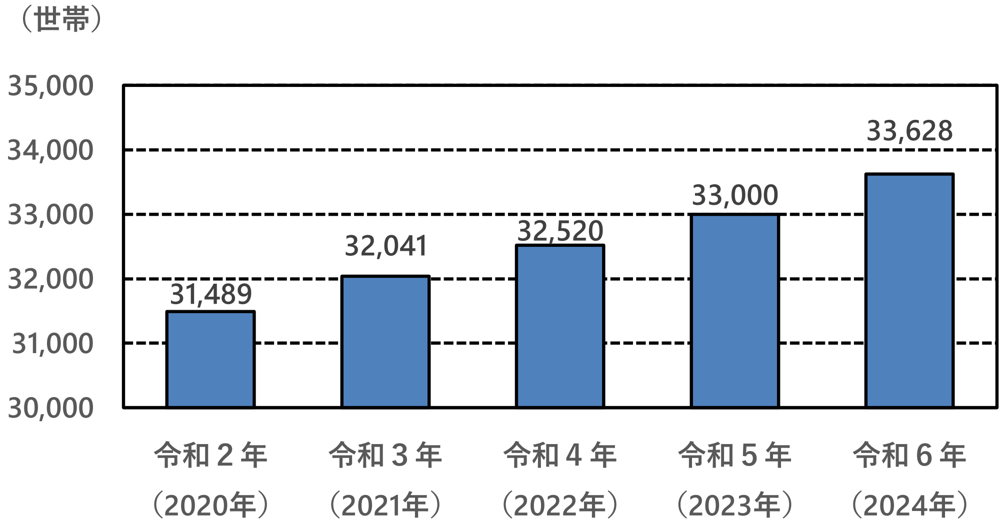

資料：住民基本台帳（各年３月31日現在）

平均世帯人員の推移

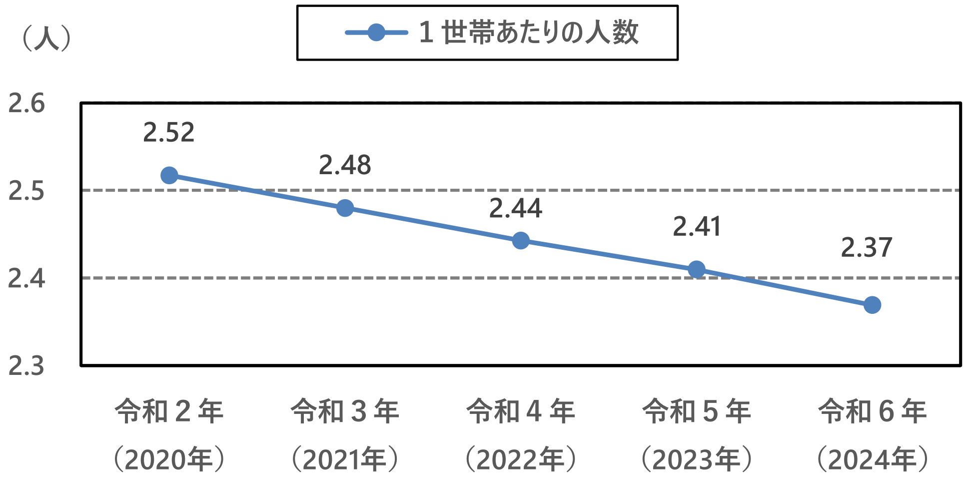

資料：住民基本台帳（各年３月31日現在）

世帯構成比率をみると、核家族世帯の占める割合が高くなっています。単独世帯の割合が平成12年の17.8%から令和２年には25.0%に増加し、その他の世帯の割合は平成12年の19.9%から令和２年には11.7%に減少しています。

世帯構成比の推移

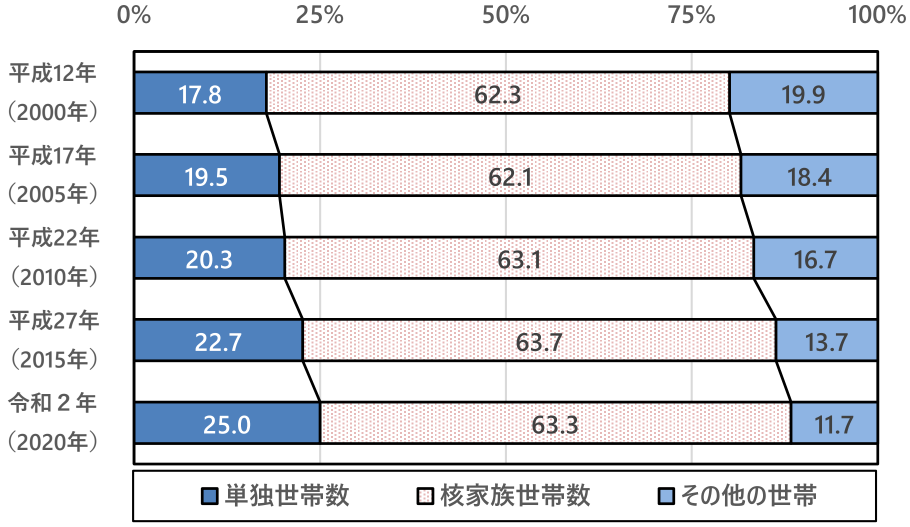

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

世帯構成の状況

単位：上段（世帯数）／世帯、下段（構成比）／%

	平成 12 年（2000 年）	平成 17 年（2005 年）	平成 22 年（2010 年）	平成 27 年（2015 年）	令和２年（2020 年）
一般世帯総数	20,998	22,408	25,092	27,488	29,674
※「不詳」含む	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	3,737	4,379	5,089	6,227	7,423
	17.8	19.5	20.3	22.7	25.0
核家族世帯	13,076	13,915	15,822	17,501	18,790
	62.3	62.1	63.0	63.6	63.3
夫婦のみ世帯	3,454	3,852	4,726	5,354	6,003
	16.5	17.2	18.8	19.5	20.2
夫婦と子からなる世帯	8,017	8,129	8,795	9,685	9,986
	38.2	36.3	35.0	35.1	33.7
ひとり親と子からなる世帯	1,605	1,934	2,301	2,462	2,801
	7.6	8.6	9.2	9.0	9.4
その他の世帯	4,185	4,114	4,181	3,760	3,461
	19.9	18.4	16.7	13.7	11.7

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

（２）未婚率

平成17年以降の未婚率は、30歳代になると男女ともに半数を割っていて、平成27年に一度低下しますが、令和２年には上昇しています。全体的にみると、平成17年から令和２年にかけて、１％程度の変化となっています。

未婚率

単位：％

	男性				女性			
	平成 17 年（2005 年）	平成 22 年（2010 年）	平成 27 年（2015 年）	令和２年（2020 年）	平成 17 年（2005 年）	平成 22 年（2010 年）	平成 27 年（2015 年）	令和２年（2020 年）
計	31.0	30.4	28.5	29.1	23.1	22.8	21.7	21.9
15～19 歳	99.7	99.2	99.6	99.9	99.2	99.7	99.4	99.6
20～24 歳	92.0	91.6	90.8	95.3	87.4	88.3	89.4	91.9
25～29 歳	67.6	63.0	63.8	69.5	56.2	54.8	54.3	57.6
30～34 歳	42.5	40.2	37.2	41.4	28.4	28.8	26.4	29.4
35～39 歳	27.6	29.1	24.9	28.2	15.8	19.4	18.4	18.3
40～44 歳	17.1	23.9	20.8	21.6	8.2	13.6	14.1	15.1
45～49 歳	14.4	16.4	19.3	19.9	5.9	7.7	11.5	13.1
50～54 歳	12.6	14.1	14.4	19.2	4.3	6.1	7.5	11.3
55～59 歳	7.6	12.1	11.6	15.3	3.2	4.3	5.4	8.0
60～64 歳	4.2	7.5	10.9	11.6	2.8	3.4	3.7	5.6
65～69 歳	2.9	4.1	6.3	10.4	2.3	2.7	2.6	3.3
70～74 歳	1.4	2.4	3.2	5.8	2.2	2.2	2.2	2.7
75～79 歳	0.9	1.3	1.9	2.9	2.9	2.3	2.4	2.5
80～84 歳	0.4	1.2	0.7	2.3	2.4	2.9	2.5	2.0
85 歳以上	0.8	0.7	1.3	0.6	2.0	2.6	2.9	3.5

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

３　就労の状況

（１）女性の年齢別就業状況

女性の就業状況をみると、出産、子育て期にあたると考えられる30歳代の就業率は上昇傾向にあります。

年齢別就業者数（女性）

単位：左列（総数）／人、中列（就業者数）／人、右列（割合）／%

	平成 22 年（2010 年）			平成 27 年（2015 年）			令和２年（2020 年）		
	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合
総計	32,007	13,507	42.2	33,034	14,880	45.0	33,856	16,047	47.4
15～19 歳	2,011	192	9.5	1,948	225	11.6	2,036	265	13.0
20～24 歳	1,902	1,036	54.5	1,733	988	57.0	1,661	980	59.0
25～29 歳	2,275	1,438	63.2	2,018	1,341	66.5	1,760	1,197	68.0
30～34 歳	2,564	1,408	54.9	2,607	1,515	58.1	2,238	1,434	64.1
35～39 歳	2,900	1,609	55.5	2,936	1,782	60.7	2,908	1,841	63.3
40～44 歳	2,489	1,559	62.6	3,048	1,982	65.0	3,006	2,008	66.8
45～49 歳	2,510	1,721	68.6	2,500	1,720	68.8	3,132	2,188	69.9
50～54 歳	2,406	1,555	64.6	2,528	1,754	69.4	2,504	1,746	69.7
55～59 歳	2,555	1,346	52.7	2,350	1,434	61.0	2,533	1,670	65.9
60～64 歳	2,438	859	35.2	2,525	1,057	41.9	2,306	1,194	51.8
65 歳以上	7,957	784	9.9	8,841	1,082	12.2	9,772	1,524	15.6

年齢別就業割合（女性）

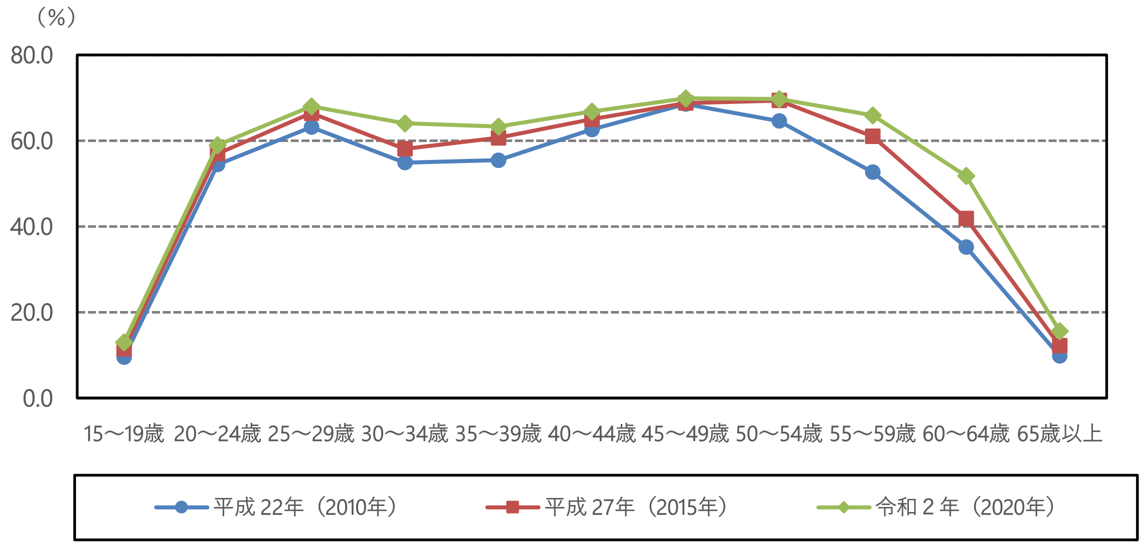

資料：国勢調査（各年 10 月１日時点）

４　アンケート調査の概要

（１）調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく「名取市第３期子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～令和１１年度）」の策定にあたり実施する、子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズ把握と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の策定に向けた課題把握等を目的としています。

（２）調査概要

<table>
<tr><td>調査種別</td><td>子育て支援に関するアンケート調査
（ニーズ調査）</td><td>こどもの生活に関するアンケート調査
（貧困等調査）</td></tr>
<tr><td>調査対象</td><td>①　就学前児童のいる家庭1,300人
②　小学生児童のいる家庭1,300人</td><td>①　小学5年生の児童本人と保護者1,400人ずつ
②　中学2年生の生徒本人と保護者1,400人ずつ</td></tr>
<tr><td>抽出方法</td><td>無作為抽出</td><td>無作為抽出</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td>郵送配付－郵送回収</td><td>郵送配付－郵送回収</td></tr>
<tr><td>調査期間</td><td colspan="2">令和6(2024)年5月23日～令和6(2024)年6月10日(6月20日までの回収票を有効とした)</td></tr>
<tr><td>企画実施</td><td colspan="2">名取市　健康福祉部　こども支援課</td></tr>
</table>

（３）回収状況

<table>
<tr><td colspan="2">調査対象</td><td>配付数
（件）</td><td>有効回収数
（件/率）</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ニーズ</td><td>就学前児童の保護者</td><td>1,300</td><td>715(55.0%)</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>小学生の保護者</td><td>1,300</td><td>769(59.2%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">こどもの生活
（貧困等）</td><td>児童・生徒</td><td>1,400</td><td>638(45.6%)</td><td rowspan="2">637(45.5%)
※</td></tr>
<tr><td>保護者</td><td>1,400</td><td>655(46.8%)</td></tr>
</table>

※（うち）児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯（率）

※※なお児童・生徒票のみ回答１件、保護者票のみ回答 18 件

（４）調査結果の見方

- 調査数（n=number of cases）とは、回答者総数あるいは有効回収数のことです。
- 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第２位を四捨五入して算出しています。回答比率を合計しても100％にならない場合があります。
- 回答者が２つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100％を超えます。
- 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- 前回調査とは平成30年12月実施の名取市子育て支援に関するアンケート調査をいいます。

５　子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）結果の概要

（１）調査票の回答者

○調査票の回答者は、就学前、小学生ともに「母親」が大半を占めていることは前回調査と同様ですが、前回調査時よりさらに「母親」による回答が就学前で5.8ポイント、小学生で3.3ポイントの増加となっています。

【就学前】

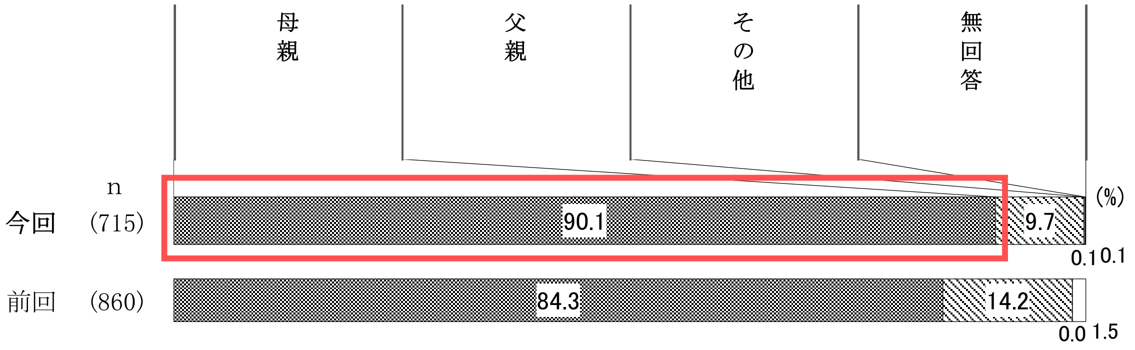

【小学生】

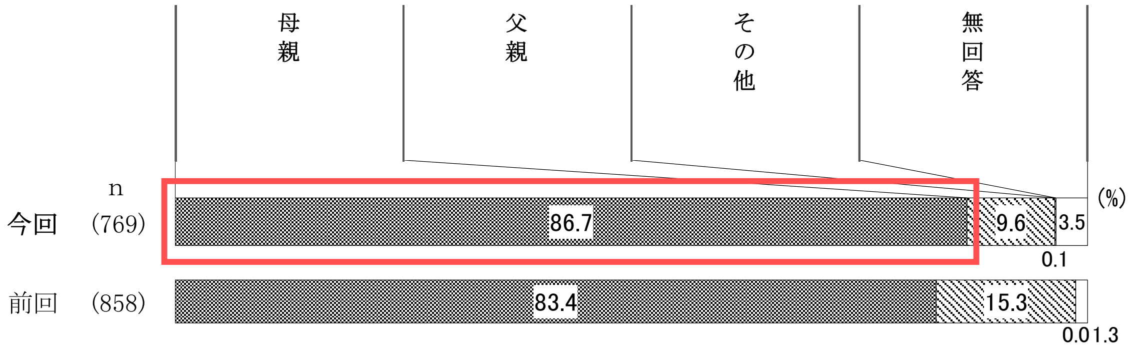

（２）平日に定期的に利用している施設と利用したい施設

〇平日に定期的に利用している施設は、「認定こども園」（37.9％）、「認可保育所」（27.1％）がともに多く、以下「幼稚園」（16.9％）、「幼稚園＋預かり保育」（8.3％）となっています。前回調査時より「幼稚園」が減少し「認定こども園」が増加しており、施設の再編による影響が考えられます。

〇年齢別にみると、０歳から利用しているという回答が多くみられることから、「認定こども園」、「認可保育所」のニーズは今後も増えていくと考えられます。

〇一方、今後定期的に利用したい施設も現在定期的に利用している施設の上位と同様に、「認定こども園」（26.0％）、「認可保育所」（25.9％）、「幼稚園」（18.2％）、「幼稚園＋預かり保育」（12.6％）となっており、「認定こども園」が減少し、「幼稚園＋預かり保育」が微増しています。

利用している施設【就学前】

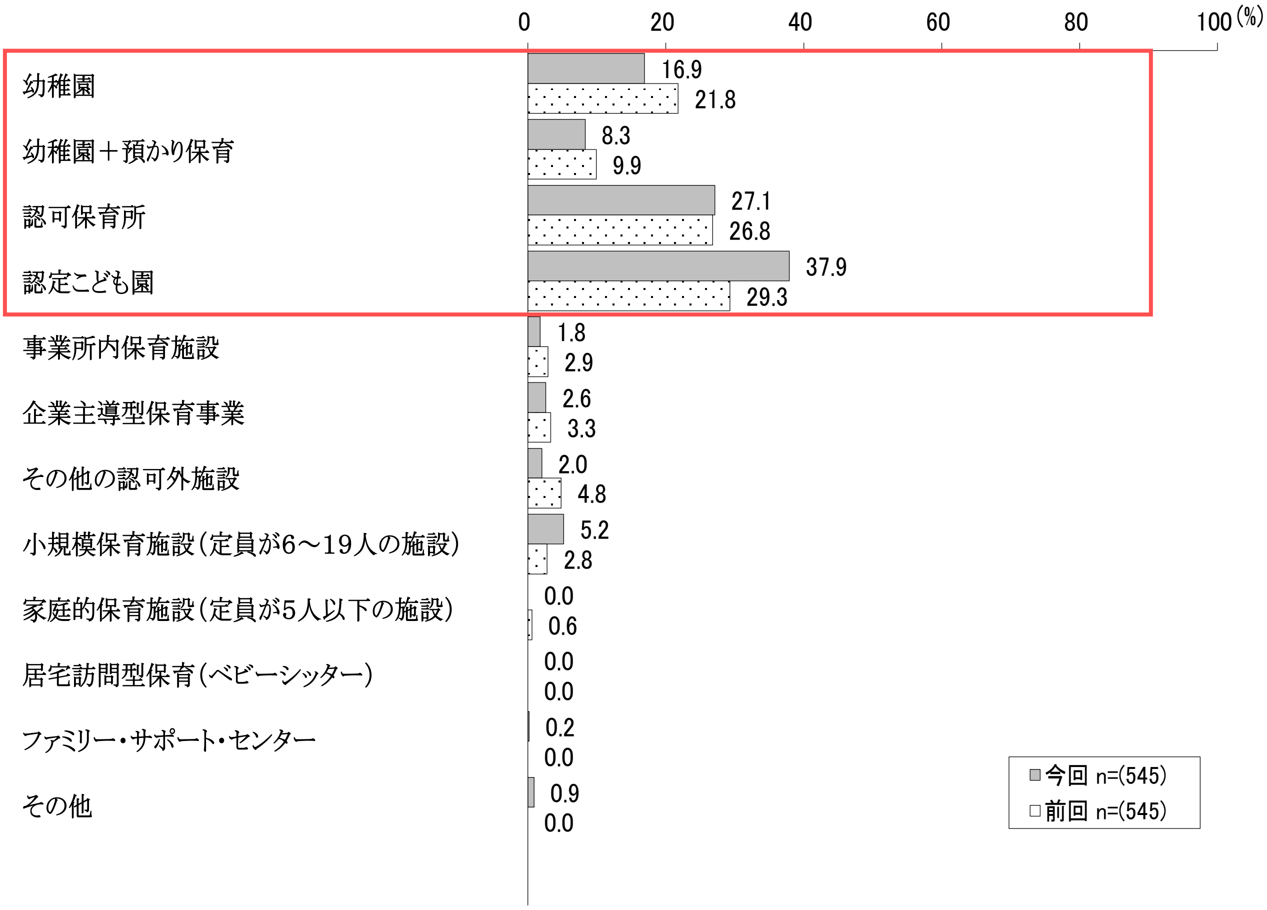

利用している施設【就学前／年齢別】

上段：件数　下段：　%

	調査数	幼稚園	幼稚園＋預かり保育	認可保育所	認定こども園	事業所内保育施設	企業主導型保育事業	その他の認可外施設	小規模保育施設（定員が６～１９人の施設）	家庭的保育施設（定員が５人以下の施設）	居宅訪問型保育（ベビーシッター）	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全　体	543	92	45	147	206	10	14	11	28	-	-	1	5	-
	100.0	16.9	8.3	27.1	37.9	1.8	2.6	2.0	5.2	-	-	0.2	0.9	-
年齢別														
０歳	33	-	-	16	14	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	48.5	42.4	-	-	-	12.1	-	-	-	-	-
１歳	67	-	-	26	25	4	2	1	9	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	38.8	37.3	6.0	3.0	1.5	13.4	-	-	-	-	-
２歳	86	3	3	28	30	5	5	-	12	-	-	-	2	-
	100.0	3.5	3.5	32.6	34.9	5.8	5.8	-	14.0	-	-	-	2.3	-
３歳	114	19	11	23	54	1	5	3	-	-	-	-	-	-
	100.0	16.7	9.6	20.2	47.4	0.9	4.4	2.6	-	-	-	-	-	-
４歳	116	33	12	24	44	-	-	4	2	-	-	-	2	-
	100.0	28.4	10.3	20.7	37.9	-	-	3.4	1.7	-	-	-	1.7	-
５歳	109	35	16	27	29	-	1	3	-	-	-	1	1	-
	100.0	32.1	14.7	24.8	26.6	-	0.9	2.8	-	-	-	0.9	0.9	-
年齢別（３区分）														
０歳	33	-	-	16	14	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	48.5	42.4	-	-	-	12.1	-	-	-	-	-
１～２歳	153	3	3	54	55	9	7	1	21	-	-	-	2	-
	100.0	2.0	2.0	35.3	35.9	5.9	4.6	0.7	13.7	-	-	-	1.3	-
３～５歳	339	87	39	74	127	1	6	10	2	-	-	1	3	-
	100.0	25.7	11.5	21.8	37.5	0.3	1.8	2.9	0.6	-	-	0.3	0.9	-

利用したい施設【就学前】

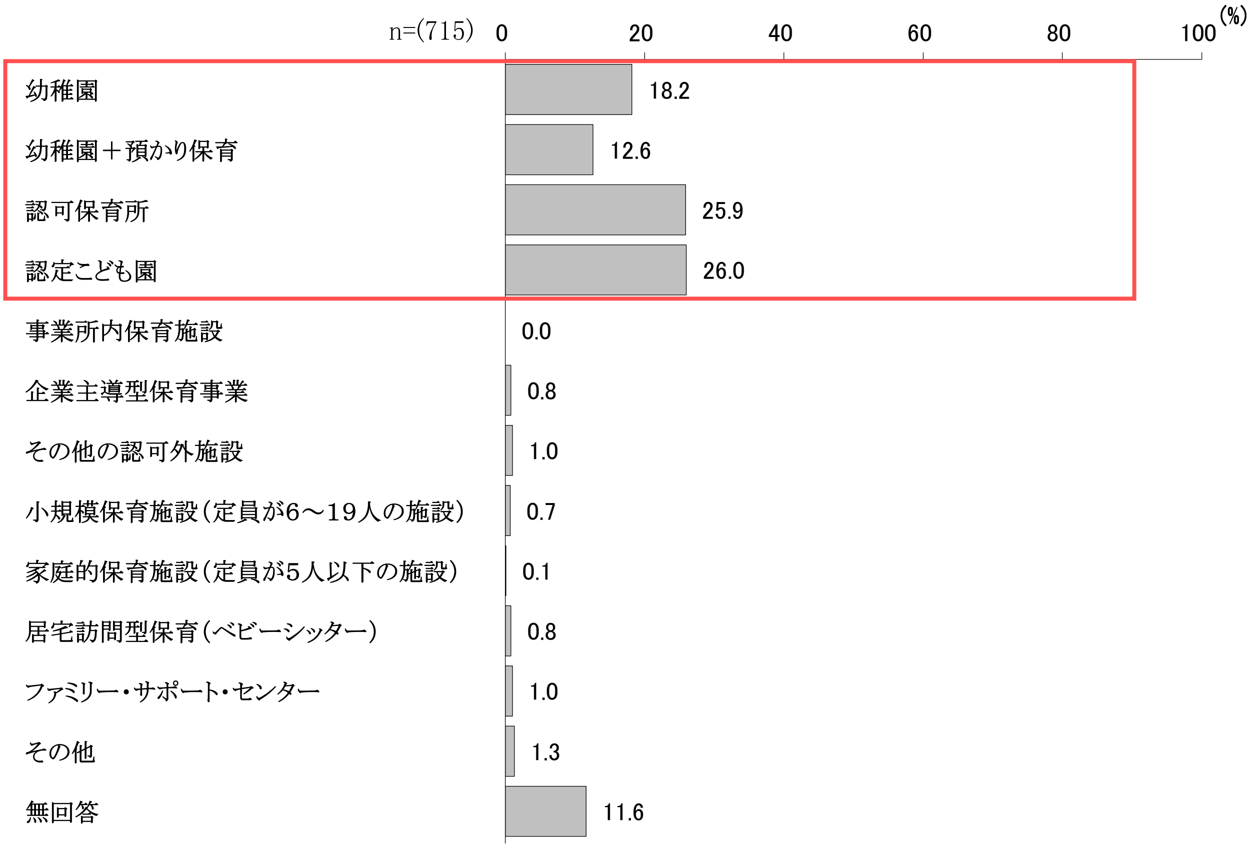

（３）利用する施設を選ぶ際に重視する点

○施設を選ぶ際には、「自宅の近くにある」（70.9%）、「園のスタッフなどの対応や園の印象がよい」（61.4%）、「給食を提供している」（53.0%）の特に３点が重視されています。前回調査時より「給食を提供している」は13.6ポイント増加となっており、他の設備面の項目を上回っています。

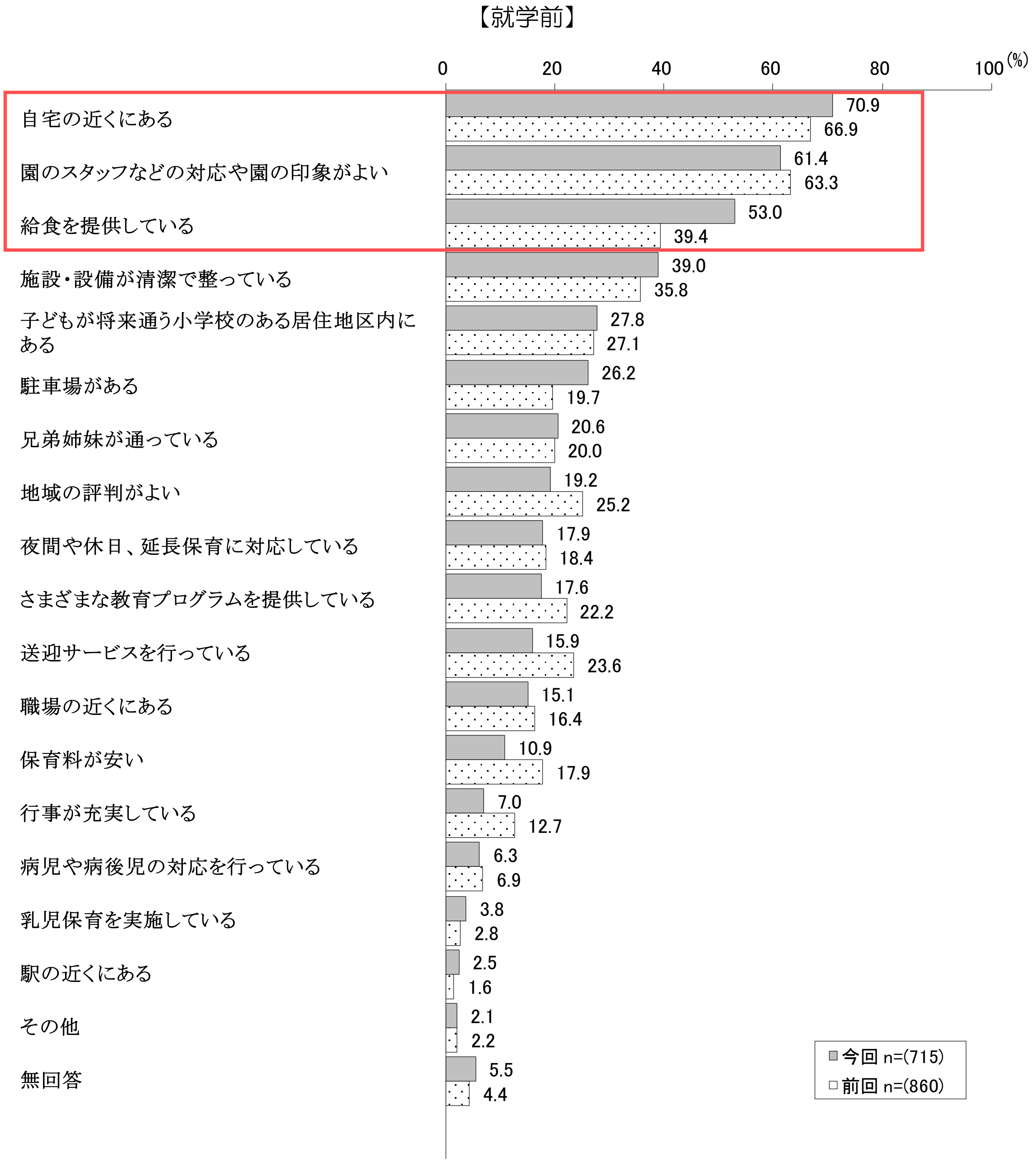

（４）現在の放課後の過ごし方と今後希望する放課後の過ごし方

○現在の放課後の過ごし方は「自宅」（74.5%）が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（36.2%）、「放課後児童クラブ（学童保育）（児童センター登録児童）」（28.7%）となっています。前回調査時より「放課後児童クラブ（学童保育）（児童センター登録児童）」が9.9ポイント増加し、活用されていることがわかります。

○今後希望する放課後の過ごし方も現在同様「自宅」（69.6%）が最も多くなっていますが、次点の「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（51.1%）は現在を14.9ポイント上回っています。「放課後児童クラブ（学童保育）（児童センター登録児童）」（34.3%）は前回調査時より19.8ポイント増加し、現在の利用者（28.7%）を5.6ポイント上回っており、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと考える人が増えていることがわかります。

現在の放課後の過ごし方【小学生】

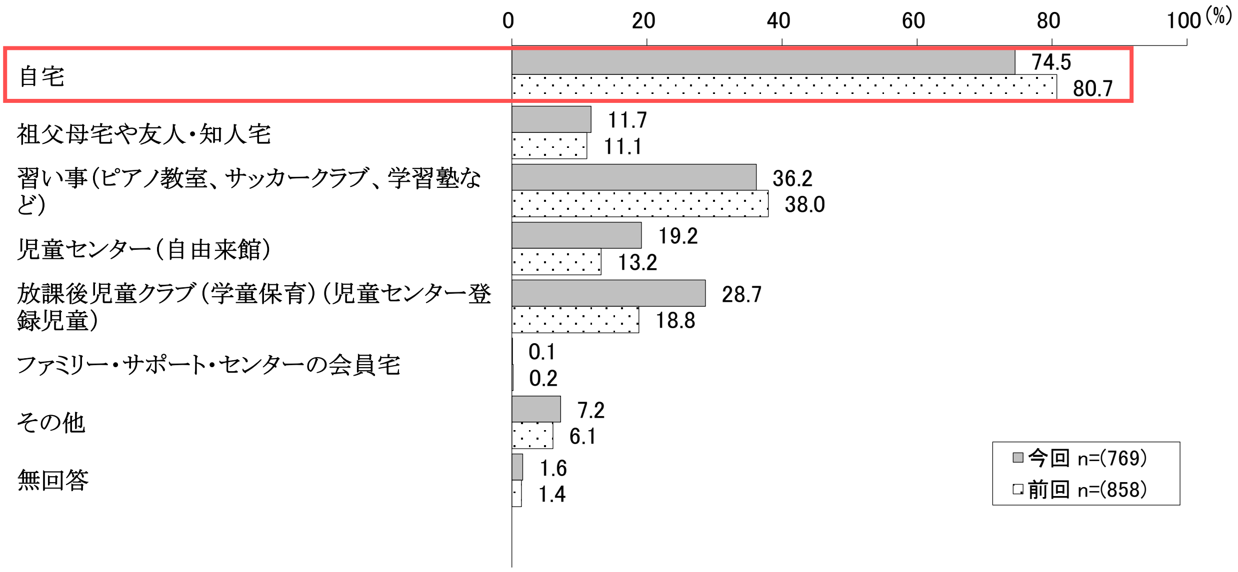

今後希望する放課後の過ごし方【小学生】

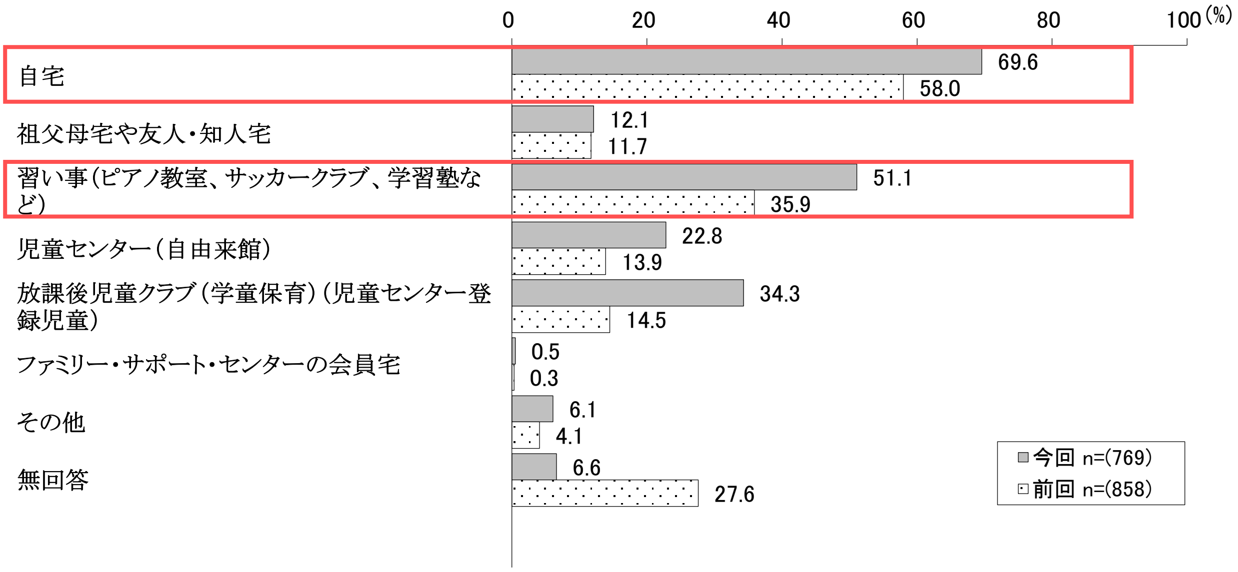

（５）子どもの病気の際の対応

①子どもが病気やけがで保育園等を休んだ際の保護者の対応について

○就学前では「母親が仕事を休んで子どもをみた」（73.3%）が最も多く、以下「父親が仕事を休んで子どもをみた」（43.0%）、「父親または母親のうち働いていない方が子どもをみた」（32.4%）、「（祖父母などの）親族・知人に子どもをみてもらった」（31.5%）、「病児保育、病後児保育を利用した」（2.9%）となっています。

○前回調査時より「父親が仕事を休んで子どもをみた」が16.8ポイント増加となっています。

【就学前】

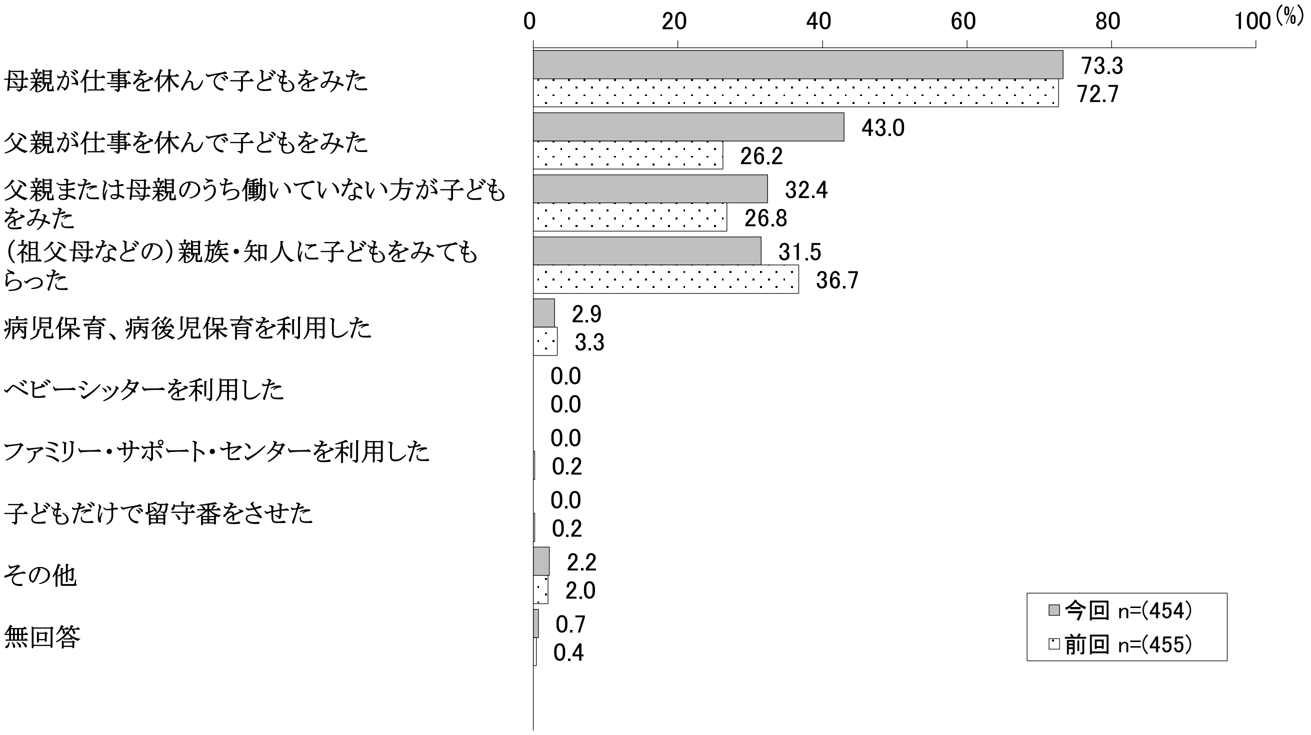

■病児保育、病後児保育とは

病児保育は、保護者に用事があるため看病する人がいない病気である子どもを預かる事業。
病後児保育は、病気の回復期で集団保育が困難で保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを預かる事業。（名取市では小学校６年生までを対象に実施）

①子どもが病気やけがで学校を休んだ際の保護者の対応について

○小学生では「母親が仕事を休んで子どもをみた」（68.8％）が最も多く、以下「父親または母親のうち働いていない方が子どもをみた」（37.1％）、「父親が仕事を休んで子どもをみた」（27.4％）、「（祖父母などの）親族・知人に子どもをみてもらった」（25.7％）、「子どもだけで留守番をさせた」（10.5％）となっています。

○前回調査時より「父親が仕事を休んで子どもをみた」が15.4ポイント増加となっています。

【小学生】

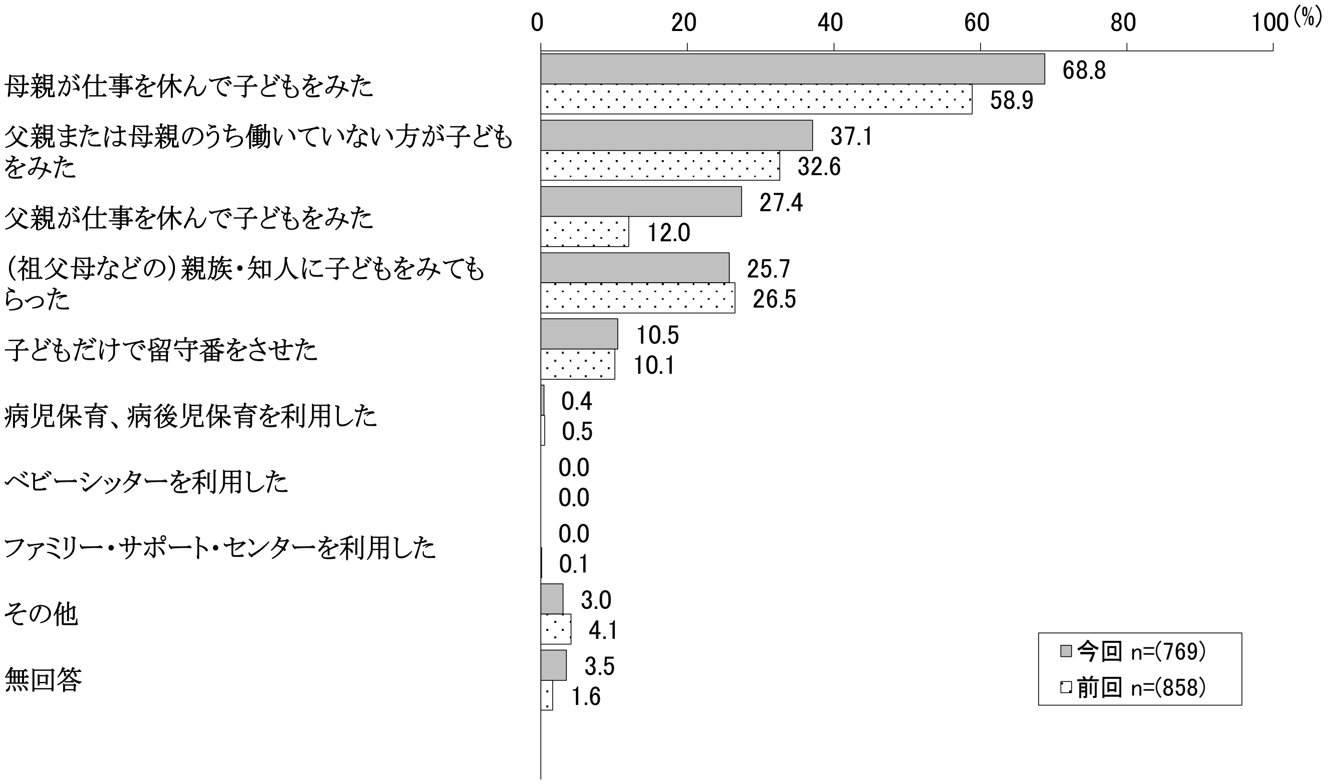

②休んで対応した保護者の病児・病後児保育事業の利用希望

○就学前では「利用したいとは思わない」が70.9%、「利用したい」が28.9%となっています。
○前回調査時より「利用したいとは思わない」が11.7ポイント増加となっています。
○小学生では「利用したいとは思わない」が86.6%、「利用したい」が12.9%となっています。
○前回調査時より「利用したいとは思わない」が33.2ポイント増加となっています。

【就学前】

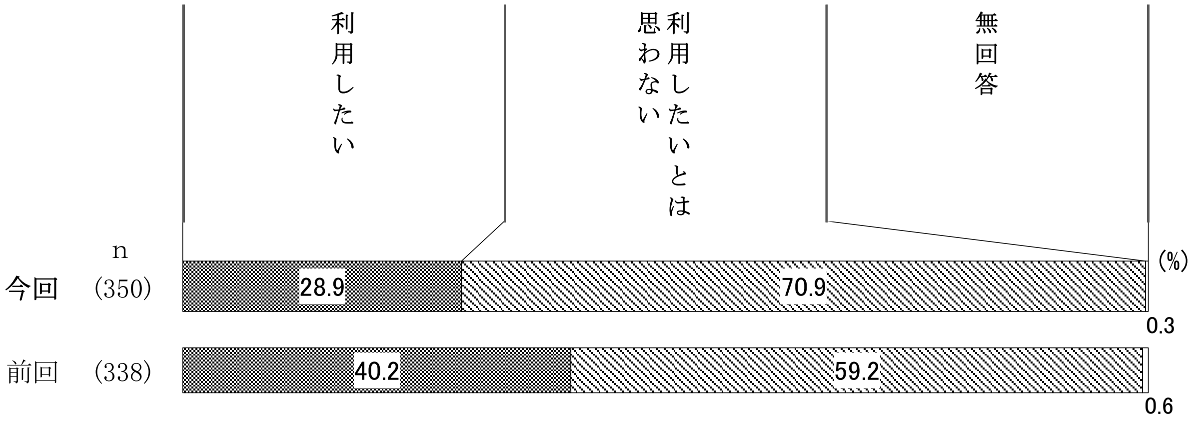

【小学生】

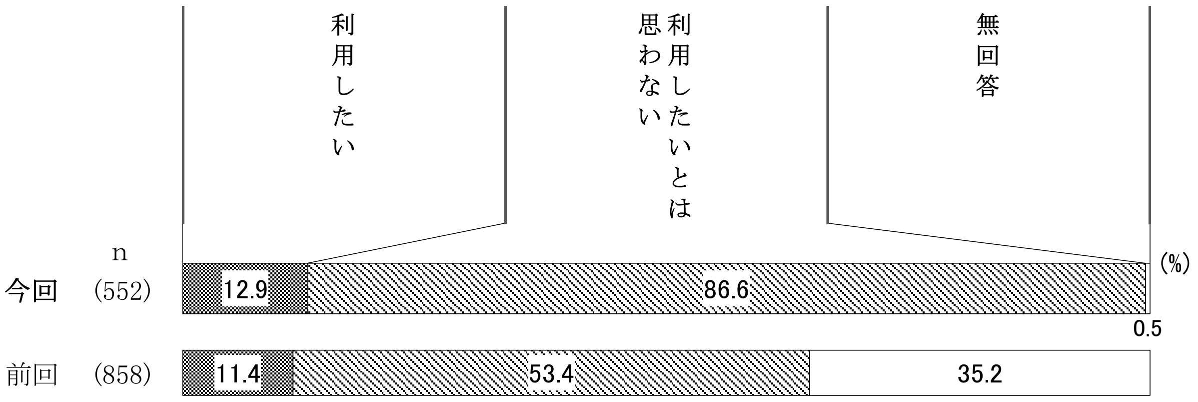

③病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

○就学前では「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安なため」（48.4％）が最も多く、以下「親が仕事を休んで対応するため」（41.9％）、「利用料がかかる・高いため」（39.9％）、「病院の受診が必要なため」（32.3％）、「利用のしかたや料金がわからないため」（29.4％）となっています。

○小学生では「親が仕事を休んで対応するため」（46.4％）が最も多く、以下「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安なため」（37.0％）、「利用料がかかる・高いため」（30.1％）、「病院の受診が必要なため」（29.3％）、「利用のしかたや料金がわからないため」（26.2％）となっています。

【就学前】

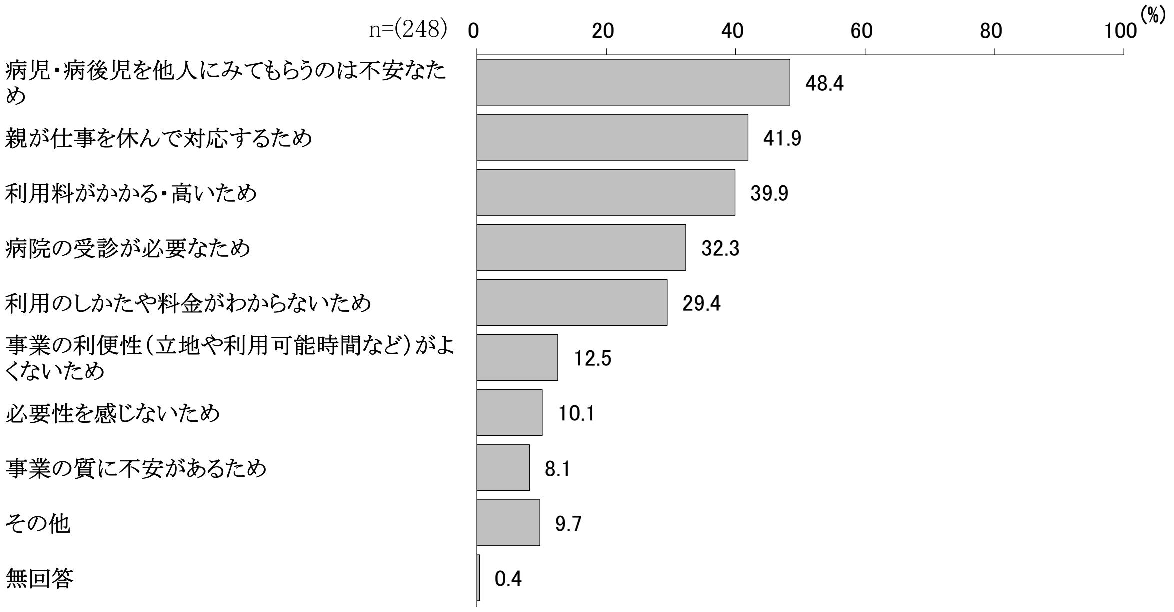

【小学生】

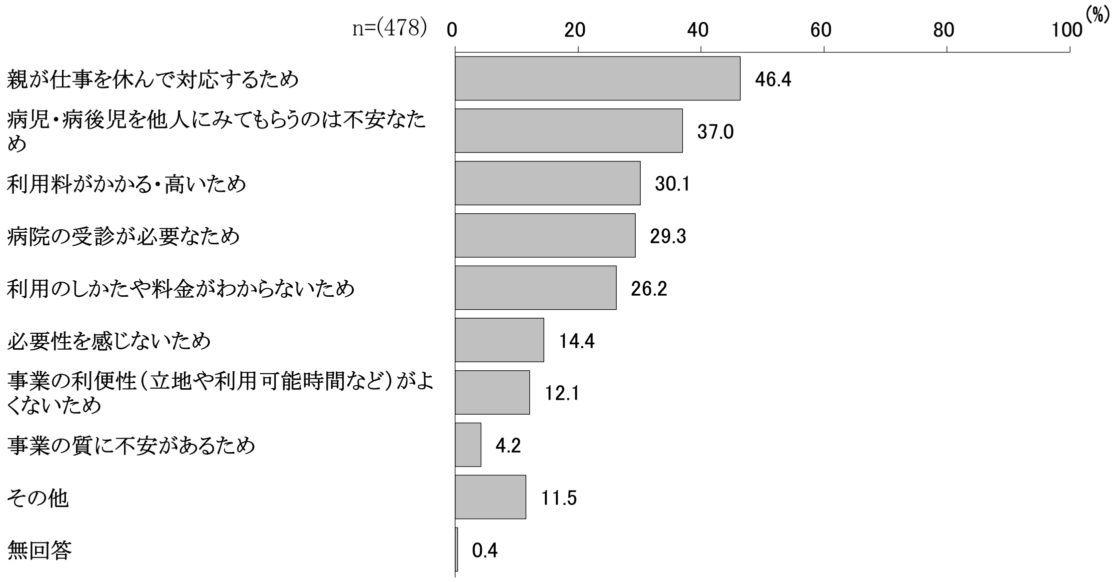

（６）子育てに関する悩み

〇就学前（上位５つ）

「子どもの食事や栄養に関すること」（45.6%）
「子どもの病気や発育・発達に関すること」（43.1%）
「子育てにかかる経済的な負担に関すること」（42.8%）
「子どもとの接し方や子育ての方法」（41.5%）
「自分の時間が持てないこと」（34.0%）

前回調査時より10ポイント以上増加しているのは「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子育てにかかる経済的な負担に関すること」と育児の悩みに加え、経済的な負担に関することとなっています。
年齢別にみると、0歳では「幼稚園や保育所などの入園・入所に関すること」が34.4%と、１歳以上に比べて多くなっています。

〇小学生（上位５つ）

「子ども同士の友だちづきあいに関すること」（42.7%）
「子育てにかかる経済的な負担に関すること」（41.9%）
「子どもとの接し方や子育ての方法」（38.9%）
「子どもの成績や学力に関すること」（32.4%）
「子どもの病気や発育・発達に関すること」（30.2%）

前回調査時より4ポイント以上増加しているのは「子育てにかかる経済的な負担に関すること」、「子どもとの接し方や子育ての方法」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」となっています。
学年別にみると、低学年では「子どもとの接し方や子育ての方法」、「自分の時間が持てないこと」が多くなっており、高学年では「子どもの成績や学力に関すること」が多くなっている一方で、子どもの学年が高くなると自分でできることが増えるとともに、保護者の時間も増えていくことがうかがえます。

〇子どもの成長段階によって、保護者の悩みも変化していますが、「子育てにかかる経済的な負担に関すること」、「子どもとの接し方や子育ての方法」は、普遍的な悩みとなっています。

（６）子育てに関する悩み

【就学前】

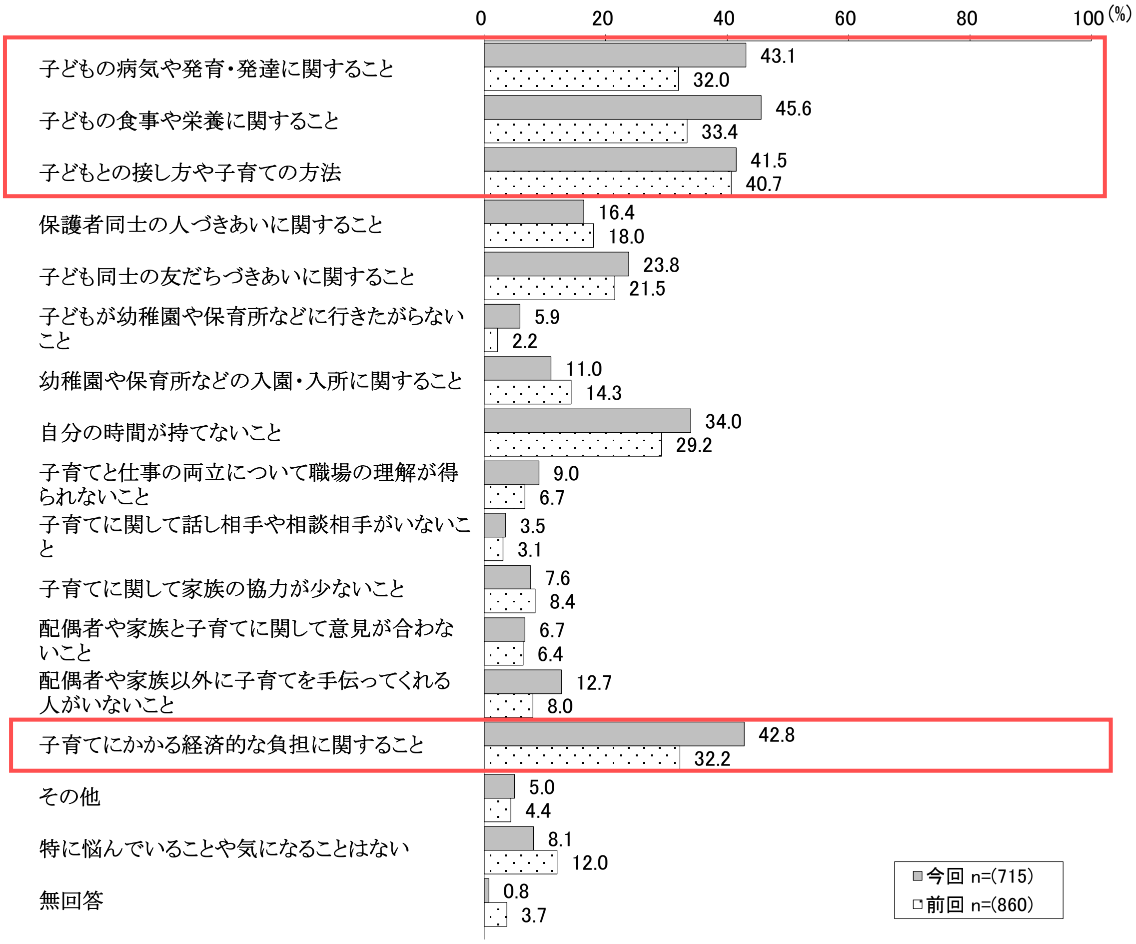

【就学前／年齢別】

上段：件数 下段：　%	調査数	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもとの接し方や子育ての方法	保護者同士の人づきあいに関すること	子ども同士の友だちづきあいに関すること	子どもが幼稚園や保育所などに行きたがらないこと	幼稚園や保育所などの入園・入所に関すること	自分の時間が持てないこと	子育てと仕事の両立について職場の理解が得られないこと	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	子育てに関して家族の協力が少ないこと	配偶者や家族と子育てに関して意見が合わないこと	配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てにかかる経済的な負担に関すること	その他	特に悩んでいることや気になることはない	無回答
全　体	715	308	326	297	117	170	42	79	243	64	25	54	48	91	306	36	58	6
	100.0	43.1	45.6	41.5	16.4	23.8	5.9	11.0	34.0	9.0	3.5	7.6	6.7	12.7	42.8	5.0	8.1	0.8
年齢別																		
０歳	131	73	63	45	12	22	2	45	40	16	4	11	6	17	55	7	11	-
	100.0	55.7	48.1	34.4	9.2	16.8	1.5	34.4	30.5	12.2	3.1	8.4	4.6	13.0	42.0	5.3	8.4	-
１歳	111	38	60	37	10	11	3	15	45	11	3	6	5	12	47	4	9	1
	100.0	34.2	54.1	33.3	9.0	9.9	2.7	13.5	40.5	9.9	2.7	5.4	4.5	10.8	42.3	3.6	8.1	0.9
２歳	104	37	58	37	19	24	4	12	40	12	4	7	5	13	48	4	8	1
	100.0	35.6	55.8	35.6	18.3	23.1	3.8	11.5	38.5	11.5	3.8	6.7	4.8	12.5	46.2	3.8	7.7	1.0
３歳	118	52	53	58	20	27	11	4	47	5	5	13	8	16	45	8	7	-
	100.0	44.1	44.9	49.2	16.9	22.9	9.3	3.4	39.8	4.2	4.2	11.0	6.8	13.6	38.1	6.8	5.9	-
４歳	119	51	42	62	27	35	13	2	35	5	5	8	8	16	54	4	8	3
	100.0	42.9	35.3	52.1	22.7	29.4	10.9	1.7	29.4	4.2	4.2	6.7	6.7	13.4	45.4	3.4	6.7	2.5
５歳	110	53	45	51	27	49	7	1	31	10	3	9	15	15	45	8	11	1
	100.0	48.2	40.9	46.4	24.5	44.5	6.4	0.9	28.2	9.1	2.7	8.2	13.6	13.6	40.9	7.3	10.0	0.9
年齢別（３区分）																		
０歳	131	73	63	45	12	22	2	45	40	16	4	11	6	17	55	7	11	-
	100.0	55.7	48.1	34.4	9.2	16.8	1.5	34.4	30.5	12.2	3.1	8.4	4.6	13.0	42.0	5.3	8.4	-
１～２歳	215	75	118	74	29	35	7	27	85	23	7	13	10	25	95	8	17	2
	100.0	34.9	54.9	34.4	13.5	16.3	3.3	12.6	39.5	10.7	3.3	6.0	4.7	11.6	44.2	3.7	7.9	0.9
３～５歳	347	156	140	171	74	111	31	7	113	20	13	30	31	47	144	20	26	4
	100.0	45.0	40.3	49.3	21.3	32.0	8.9	2.0	32.6	5.8	3.7	8.6	8.9	13.5	41.5	5.8	7.5	1.2

（６）子育てに関する悩み

【小学生】

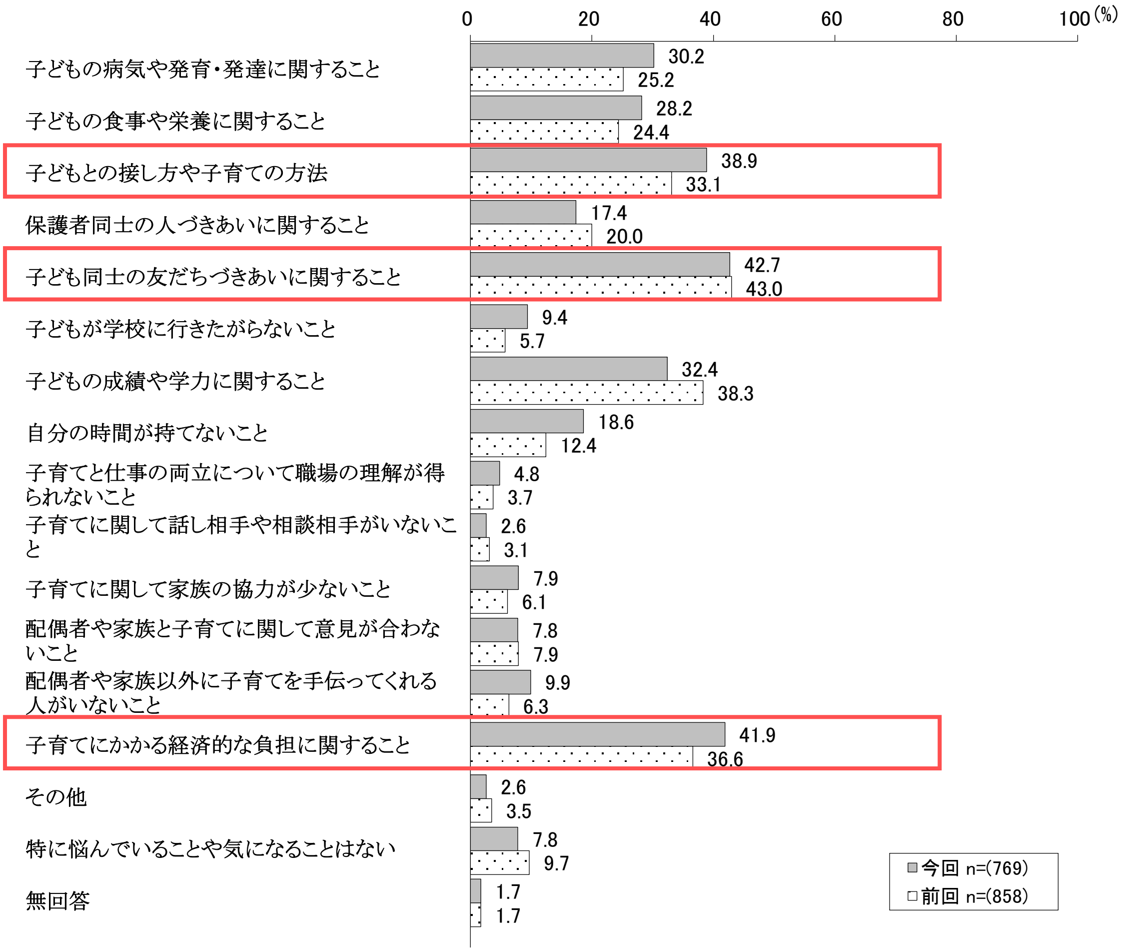

【小学生／学年別】

上段：件数 下段：％	調査数	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもとの接し方や子育ての方法	保護者同士の人づきあいに関すること	子ども同士の友だちづきあいに関すること	子どもが学校に行きたがらないこと	子どもの成績や学力に関すること	自分の時間が持てないこと	子育てと仕事の両立について職場の理解が得られないこと	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	子育てに関して家族の協力が少ないこと	配偶者や家族と子育てに関して意見が合わないこと	配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てにかかる経済的な負担に関すること	その他	特に悩んでいることや気になることはない	無回答
全　体	769	232	217	299	134	328	72	249	143	37	20	61	60	76	322	20	60	13
	100.0	30.2	28.2	38.9	17.4	42.7	9.4	32.4	18.6	4.8	2.6	7.9	7.8	9.9	41.9	2.6	7.8	1.7
学年別																		
１年生	131	50	45	64	20	58	11	24	38	5	5	8	11	19	53	4	7	3
	100.0	38.2	34.4	48.9	15.3	44.3	8.4	18.3	29.0	3.8	3.8	6.1	8.4	14.5	40.5	3.1	5.3	2.3
２年生	122	40	36	54	26	49	15	29	31	6	2	7	8	9	48	1	9	2
	100.0	32.8	29.5	44.3	21.3	40.2	12.3	23.8	25.4	4.9	1.6	5.7	6.6	7.4	39.3	0.8	7.4	1.6
３年生	122	28	29	47	23	53	9	34	19	7	8	10	12	15	49	6	14	−
	100.0	23.0	23.8	38.5	18.9	43.4	7.4	27.9	15.6	5.7	6.6	8.2	9.8	12.3	40.2	4.9	11.5	−
４年生	145	42	46	53	19	61	8	45	24	10	2	10	10	15	61	2	12	2
	100.0	29.0	31.7	36.6	13.1	42.1	5.5	31.0	16.6	6.9	1.4	6.9	6.9	10.3	42.1	1.4	8.3	1.4
５年生	70	23	14	22	9	30	8	38	15	1	−	4	5	3	36	3	5	−
	100.0	32.9	20.0	31.4	12.9	42.9	11.4	54.3	21.4	1.4	−	5.7	7.1	4.3	51.4	4.3	7.1	−
６年生	132	36	35	41	25	55	16	60	13	6	2	16	10	11	55	3	10	5
	100.0	27.3	26.5	31.1	18.9	41.7	12.1	45.5	9.8	4.5	1.5	12.1	7.6	8.3	41.7	2.3	7.6	3.8
学年別（２区分）																		
低学年	375	118	110	165	69	160	35	87	88	18	15	25	31	43	150	11	30	5
	100.0	31.5	29.3	44.0	18.4	42.7	9.3	23.2	23.5	4.8	4.0	6.7	8.3	11.5	40.0	2.9	8.0	1.3
高学年	347	101	95	116	53	146	32	143	52	17	4	30	25	29	152	8	27	7
	100.0	29.1	27.4	33.4	15.3	42.1	9.2	41.2	15.0	4.9	1.2	8.6	7.2	8.4	43.8	2.3	7.8	2.0

（７）育児休業の取得

○母親は「取得した（または現在取得中である）」（61.8％）が最も多く、以下「働いていなかった」（31.7％）、「取得していない」（6.0％）となっています。前回調査時より「取得した（または現在取得中である）」が22.1ポイント増加となっています。

○父親は「取得していない」（74.7％）が最も多く、以下「取得した（または現在取得中である）」（22.0％）、「働いていなかった」（0.3％）となっています。前回調査時より「取得した（または現在取得中である）」が18.6ポイント増加となっています。

母親の育児休業の取得状況【就学前】

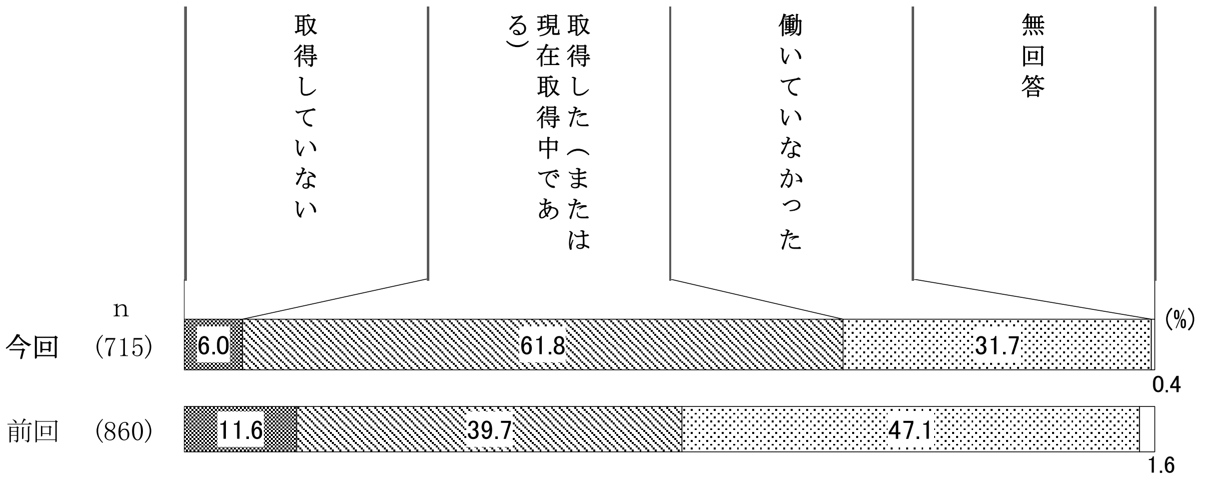

父親の育児休業の取得状況【就学前】

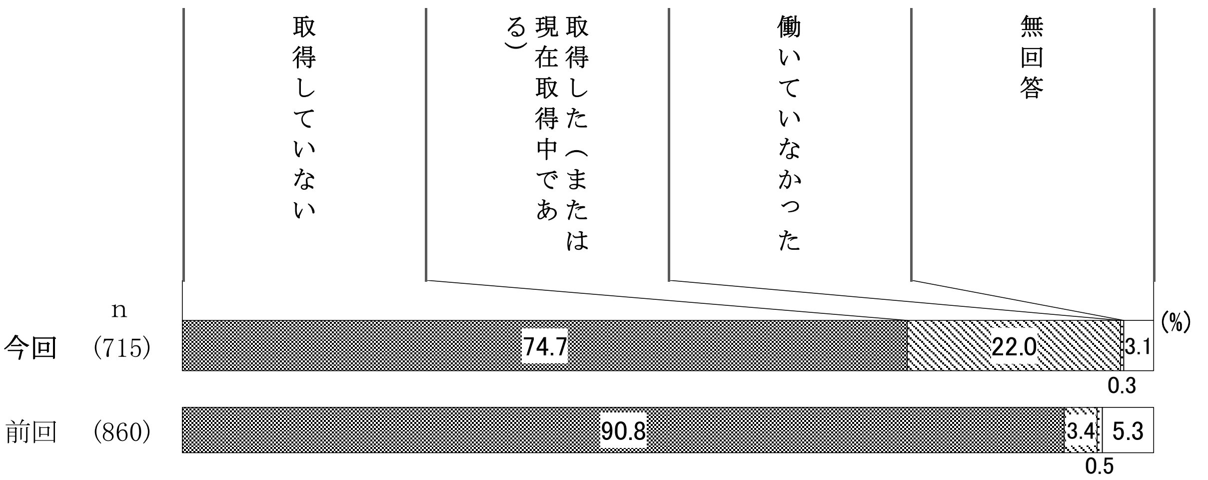

（８）子育ての環境や支援への満足度

○子育ての環境や支援の満足度について、「やや満足」と「満足」を合わせた《満足》は就学前では21.6%、小学生では26.9%と、小学生の満足度が上回っています。前回調査時より就学前では3.9ポイント、小学生では6.8ポイント増加し、《不満》は減少しています。

【就学前】

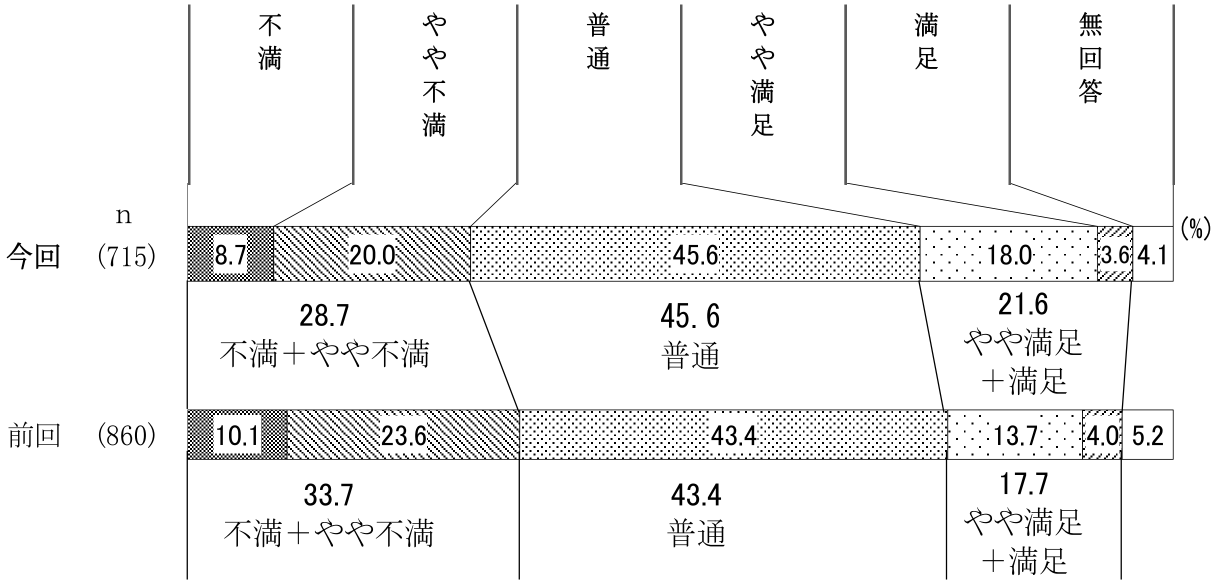

【小学生】

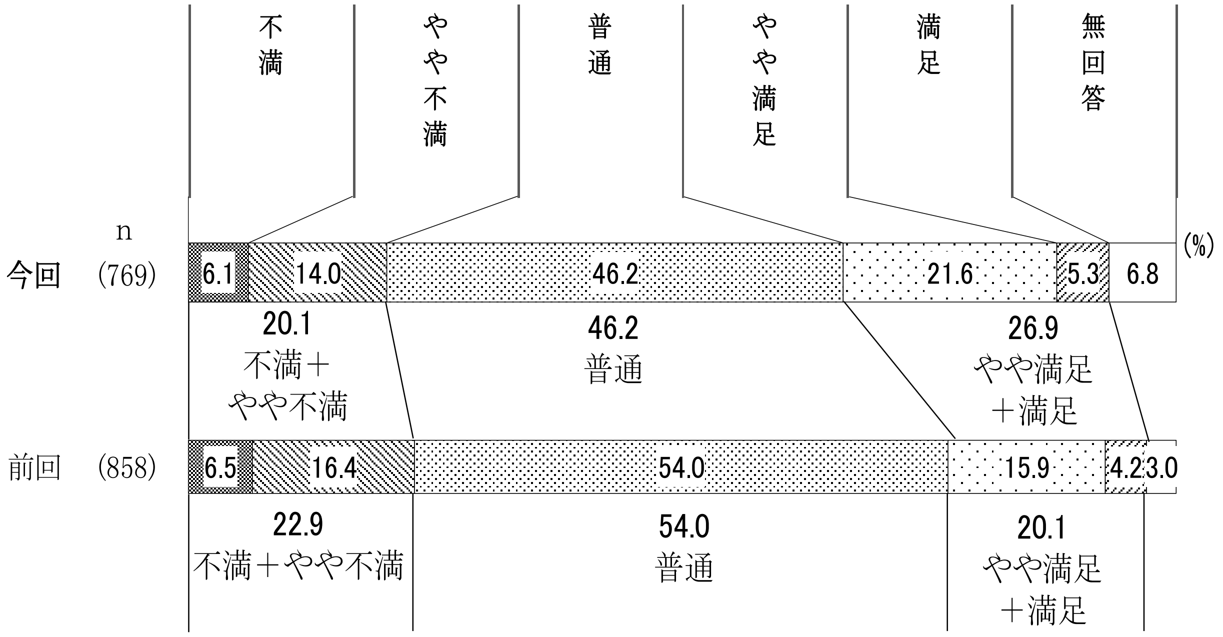

（９）市の子育て支援について期待すること（就学前）

〇就学前（上位６つ）

「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」（56.4％）
「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」（47.3％）
「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」（35.8％）
「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（35.2％）
「生活や就学のために経済的支援をしてほしい」（34.3％）
「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」（31.0％）

前回調査時より7ポイント以上増加しているのは､「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」､「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」､「生活や就学のために経済的支援をしてほしい」､「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」となっています。

一方、減少が目立つのは､「保育所を増やしてほしい」､「幼稚園を増やしてほしい」であり、教育・保育事業を拡充した影響が考えられます。

前回調査時は１位だった「医療費を高校生まで無償化してほしい」は要望に応えて子ども医療費助成事業を開始しているため、今回調査では項目から除いています。

年齢別にみると、子どもが小さいほど「親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい」､「保育所を増やしてほしい」､「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」､「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」が多くなっています。

（９）市の子育て支援について期待すること（就学前）

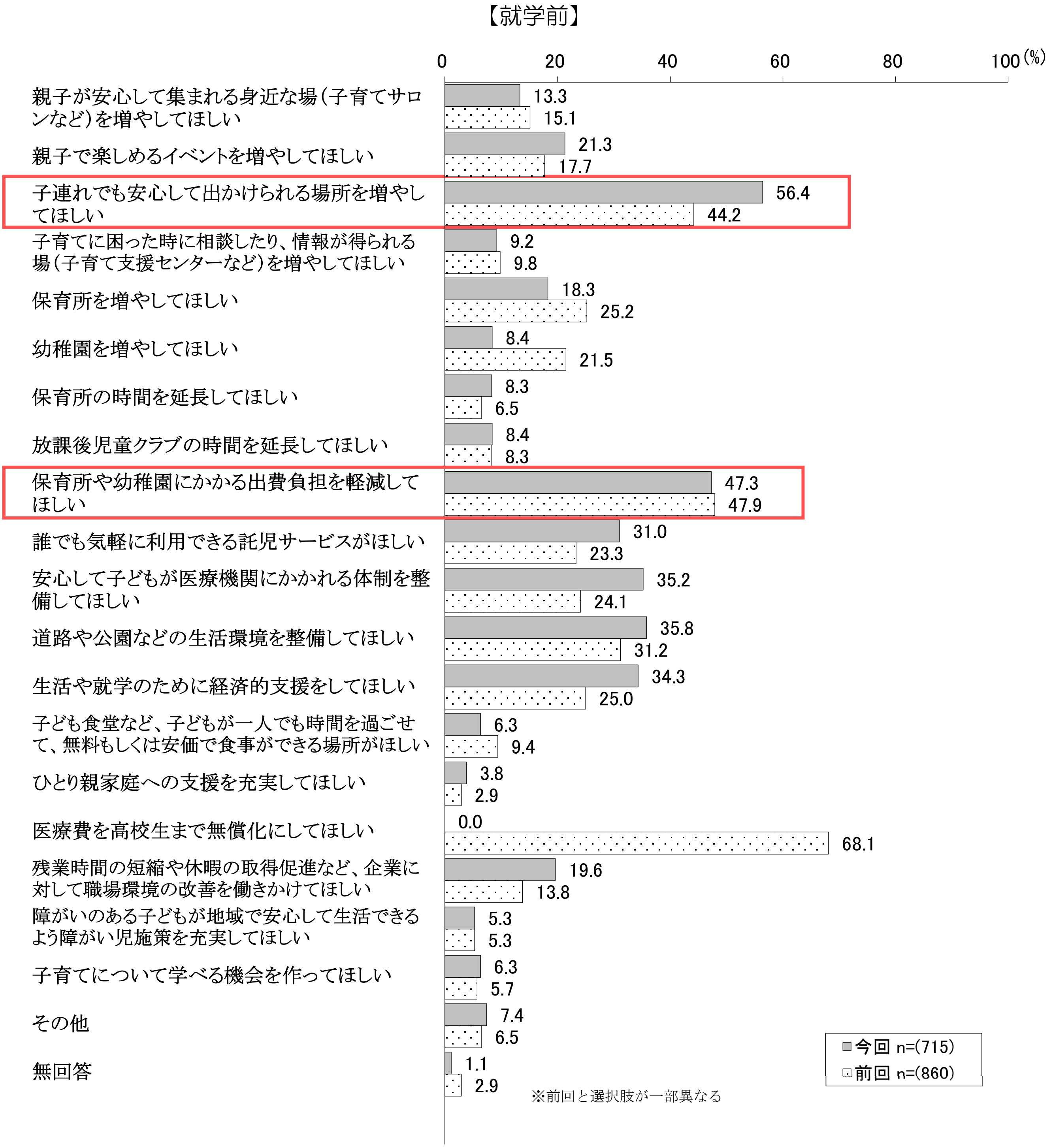

（９）市の子育て支援について期待すること（就学前）

【就学前／年齢別】

上段：件数 下段：%	調査数	親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを増やしてほしい	子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場（子育て支援センターなど）を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長してほしい	放課後児童クラブの時間を延長してほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	道路や公園などの生活環境を整備してほしい	生活や就学のために経済的支援をしてほしい	子ども食堂など、子どもが一人でも時間を過ごせて、無料もしくは安価で食事ができる場所がほしい	ひとり親家庭への支援を充実してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策を充実してほしい	子育てについて学べる機会を作ってほしい	その他	無回答
全　体	715	95	152	403	66	131	60	59	60	338	222	252	256	245	45	27	140	38	45	53	8
	100.0	13.3	21.3	56.4	9.2	18.3	8.4	8.3	8.4	47.3	31.0	35.2	35.8	34.3	6.3	3.8	19.6	5.3	6.3	7.4	1.1

年齢別

	調査数	親子が安心して集まれる身近な場	親子で楽しめるイベント	子連れでも安心して出かけられる場所	相談・情報が得られる場	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長	放課後児童クラブの時間を延長	出費負担を軽減	託児サービス	医療機関にかかれる体制	生活環境を整備	経済的支援	子ども食堂など	ひとり親家庭への支援	職場環境の改善	障がい児施策	学べる機会	その他	無回答
０歳	131	26	23	69	16	38	14	15	13	75	51	41	39	46	4	-	32	2	10	6	2
	100.0	19.8	17.6	52.7	12.2	29.0	10.7	11.5	9.9	57.3	38.9	31.3	29.8	35.1	3.1	-	24.4	1.5	7.6	4.6	1.5
１歳	111	15	19	59	7	33	16	8	10	71	36	37	34	38	8	-	21	3	5	7	1
	100.0	13.5	17.1	53.2	6.3	29.7	14.4	7.2	9.0	64.0	32.4	33.3	30.6	34.2	7.2	-	18.9	2.7	4.5	6.3	0.9
２歳	104	12	19	63	12	15	6	8	8	57	28	38	39	45	1	6	22	4	7	9	3
	100.0	11.5	18.3	60.6	11.5	14.4	5.8	7.7	7.7	54.8	26.9	36.5	37.5	43.3	1.0	5.8	21.2	3.8	6.7	8.7	2.9
３歳	118	14	37	75	8	13	10	12	11	46	30	45	50	35	10	5	21	7	7	12	-
	100.0	11.9	31.4	63.6	6.8	11.0	8.5	10.2	9.3	39.0	25.4	38.1	42.4	29.7	8.5	4.2	17.8	5.9	5.9	10.2	-
４歳	119	13	22	75	9	17	9	12	7	41	35	47	56	39	5	6	17	11	7	7	1
	100.0	10.9	18.5	63.0	7.6	14.3	7.6	10.1	5.9	34.5	29.4	39.5	47.1	32.8	4.2	5.0	14.3	9.2	5.9	5.9	0.8
５歳	110	10	27	53	13	10	3	4	11	38	39	40	35	33	14	9	24	11	9	10	-
	100.0	9.1	24.5	48.2	11.8	9.1	2.7	3.6	10.0	34.5	35.5	36.4	31.8	30.0	12.7	8.2	21.8	10.0	8.2	9.1	-

年齢別（３区分）

	調査数	親子が安心して集まれる身近な場	親子で楽しめるイベント	子連れでも安心して出かけられる場所	相談・情報が得られる場	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長	放課後児童クラブの時間を延長	出費負担を軽減	託児サービス	医療機関にかかれる体制	生活環境を整備	経済的支援	子ども食堂など	ひとり親家庭への支援	職場環境の改善	障がい児施策	学べる機会	その他	無回答
０歳	131	26	23	69	16	38	14	15	13	75	51	41	39	46	4	-	32	2	10	6	2
	100.0	19.8	17.6	52.7	12.2	29.0	10.7	11.5	9.9	57.3	38.9	31.3	29.8	35.1	3.1	-	24.4	1.5	7.6	4.6	1.5
1~2歳	215	27	38	122	19	48	22	16	18	128	64	75	73	83	9	6	43	7	12	16	4
	100.0	12.6	17.7	56.7	8.8	22.3	10.2	7.4	8.4	59.5	29.8	34.9	34.0	38.6	4.2	2.8	20.0	3.3	5.6	7.4	1.9
3~5歳	347	37	86	203	30	40	22	28	29	125	104	132	141	107	29	20	62	29	23	29	1
	100.0	10.7	24.8	58.5	8.6	11.5	6.3	8.1	8.4	36.0	30.0	38.0	40.6	30.8	8.4	5.8	17.9	8.4	6.6	8.4	0.3

（９）市の子育て支援について期待すること（小学生）

〇小学生（上位６つ）

「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」（45.0%）
「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」（38.2%）
「生活や就学のために経済的支援をしてほしい」（36.5%）
「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（33.7%）
「親子で楽しめるイベントを増やしてほしい」（18.3%）
「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」（18.2%）

前回調査時より7ポイント以上増加しているのは、「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」、「生活や就学のために経済的支援をしてほしい」、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」、「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」となっています。

一方、減少が目立つのは、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」で前回調査時より7.6ポイント減少し、これは前回調査を受けて開始した子ども医療費助成の影響が考えられます。

市の子育て支援の充実について期待することは、経済的負担の軽減への期待に加え、子どもの成長段階に応じた外出先の環境整備、医療体制の充実に加え、就学前では誰でも気軽に利用できる託児サービスが求められています。

学年別にみると、子どもの学年が低いほど、「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」、「親子で楽しめるイベントを増やしてほしい」、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」、「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」が多くなっています。

（９）市の子育て支援について期待すること（小学生）

【小学生】

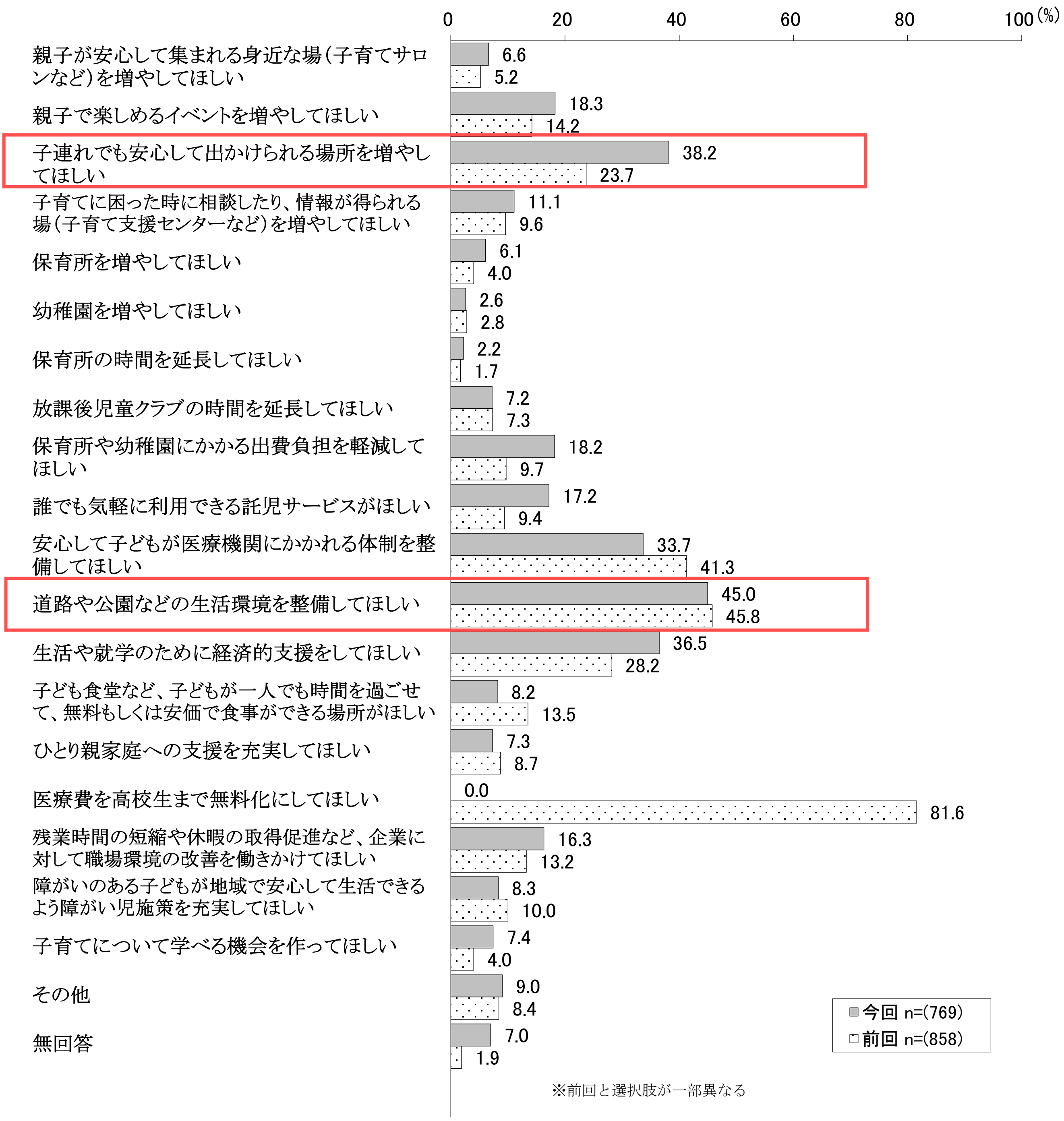

※前回と選択肢が一部異なる

（９）市の子育て支援について期待すること（小学生）

【小学生／学年別】

上段：件数 下段：％	調査数	親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを増やしてほしい	子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場（子育て支援センターなど）を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長してほしい	放課後児童クラブの時間を延長してほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	道路や公園などの生活環境を整備してほしい	生活や就学のために経済的支援をしてほしい	子ども食堂など、子どもが一人でも時間を過ごせて、無料もしくは安価で食事ができる場所がほしい	ひとり親家庭への支援を充実してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策を充実してほしい	子育てについて学べる機会を作ってほしい	その他	無回答
全　体	769	51	141	294	85	47	20	17	55	140	132	259	346	281	63	56	125	64	57	69	54
	100.0	6.6	18.3	38.2	11.1	6.1	2.6	2.2	7.2	18.2	17.2	33.7	45.0	36.5	8.2	7.3	16.3	8.3	7.4	9.0	7.0

学年別

上段：件数 下段：％	調査数	親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを増やしてほしい	子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場（子育て支援センターなど）を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長してほしい	放課後児童クラブの時間を延長してほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	道路や公園などの生活環境を整備してほしい	生活や就学のために経済的支援をしてほしい	子ども食堂など、子どもが一人でも時間を過ごせて、無料もしくは安価で食事ができる場所がほしい	ひとり親家庭への支援を充実してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策を充実してほしい	子育てについて学べる機会を作ってほしい	その他	無回答
１年生	131	8	29	62	9	10	4	3	10	40	28	42	59	42	10	12	26	10	6	14	6
	100.0	6.1	22.1	47.3	6.9	7.6	3.1	2.3	7.6	30.5	21.4	32.1	45.0	32.1	7.6	9.2	19.8	7.6	4.6	10.7	4.6
２年生	122	9	31	58	11	13	3	3	12	31	30	35	53	43	8	2	19	6	9	15	10
	100.0	7.4	25.4	47.5	9.0	10.7	2.5	2.5	9.8	25.4	24.6	28.7	43.4	35.2	6.6	1.6	15.6	4.9	7.4	12.3	8.2
３年生	122	9	30	51	12	3	4	2	13	20	17	35	56	44	11	7	18	8	6	14	5
	100.0	7.4	24.6	41.8	9.8	2.5	3.3	1.6	10.7	16.4	13.9	28.7	45.9	36.1	9.0	5.7	14.8	6.6	4.9	11.5	4.1
４年生	145	10	18	50	20	8	4	3	7	15	24	56	75	57	13	11	27	12	14	11	9
	100.0	6.9	12.4	34.5	13.8	5.5	2.8	2.1	4.8	10.3	16.6	38.6	51.7	39.3	9.0	7.6	18.6	8.3	9.7	7.6	6.2
５年生	70	1	9	19	10	4	-	3	4	15	11	26	27	34	3	8	9	11	4	3	4
	100.0	1.4	12.9	27.1	14.3	5.7	-	4.3	5.7	21.4	15.7	37.1	38.6	48.6	4.3	11.4	12.9	15.7	5.7	4.3	5.7
６年生	132	12	18	43	18	5	3	3	8	15	14	52	58	46	9	10	20	12	14	9	11
	100.0	9.1	13.6	32.6	13.6	3.8	2.3	2.3	6.1	11.4	10.6	39.4	43.9	34.8	6.8	7.6	15.2	9.1	10.6	6.8	8.3

学年別（２区分）

上段：件数 下段：％	調査数	親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを増やしてほしい	子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場（子育て支援センターなど）を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長してほしい	放課後児童クラブの時間を延長してほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	道路や公園などの生活環境を整備してほしい	生活や就学のために経済的支援をしてほしい	子ども食堂など、子どもが一人でも時間を過ごせて、無料もしくは安価で食事ができる場所がほしい	ひとり親家庭への支援を充実してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策を充実してほしい	子育てについて学べる機会を作ってほしい	その他	無回答
低学年	375	26	90	171	32	26	11	8	35	91	75	112	168	129	29	21	63	24	21	43	21
	100.0	6.9	24.0	45.6	8.5	6.9	2.9	2.1	9.3	24.3	20.0	29.9	44.8	34.4	7.7	5.6	16.8	6.4	5.6	11.5	5.6
高学年	347	23	45	112	48	17	7	9	19	45	49	134	160	137	25	29	56	35	32	23	24
	100.0	6.6	13.0	32.3	13.8	4.9	2.0	2.6	5.5	13.0	14.1	38.6	46.1	39.5	7.2	8.4	16.1	10.1	9.2	6.6	6.9

（10）名取市で実施している施策の評価

○名取市で実施している施策の評価について、「できている」または「まあまあできている」のプラス評価が50％以上となっているのは、就学前、小学生ともに『②　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進』で、就学前では『①　地域における子育て支援』も該当します。50％には達していませんが、小学生では『①　地域における子育て支援』（47.9％）も高く、『⑥　子ども等の安全の確保』は46.1％と就学前（35.9％）を上回る評価となっています。

○一方、「あまりできていない」または「できていない」のマイナス評価は、就学前、小学生ともに『④　子育てを支援する生活環境の整備』（就学前：26.5％、小学生：20.8％）、『⑤　職業生活と家庭生活との両立支援』（就学前：21.0％、小学生：16.1％）となっており、特に⑤　職業生活と家庭生活との両立支援』は、プラス評価を上回るマイナス評価となっています。

○なお、『⑤　職業生活と家庭生活との両立支援』、『⑦　困難を有する子どもやその家族への支援』については、「どちらともいえない」、「わからない＋無回答」が一定数あり、評価しにくい施策となっています。

【名取市で実施している施策の例】

①地域における子育て支援	地域における子育て支援の充実、幼児教育・保育事業の充実、子育て支援のネットワークづくり、子どもの健全育成について （参考施策：保育所等・児童センターの運営、子育て支援拠点施設(cocol'11等)の設置など）
②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実、「食育」の推進、小児医療の充実について （参考施策：子ども医療費助成の実施、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問など）
③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進について （参考施策：中学生の学校給食の無償化など）
④子育てを支援する生活環境の整備	安全・安心な生活環境の整備について （参考施策：公園・緑地の整備、通学路の安全確保など）
⑤職業生活と家庭生活との両立支援	職業生活と家庭生活の両立の推進について （参考施策：出張ハローワーク等の実施、男女共同参画の実施など）
⑥子ども等の安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等から守るための活動の推進、被害に遭った子どもの保護について （参考施策：交通安全街頭指導の実施、安全教育の推進など）
⑦困難を有する子どもやその家族への支援	児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実、子どもの貧困対策の充実について （参考施策：母子父子医療費助成の実施、虐待に関する相談の充実など）

（10）名取市で実施している施策の評価

【就学前】

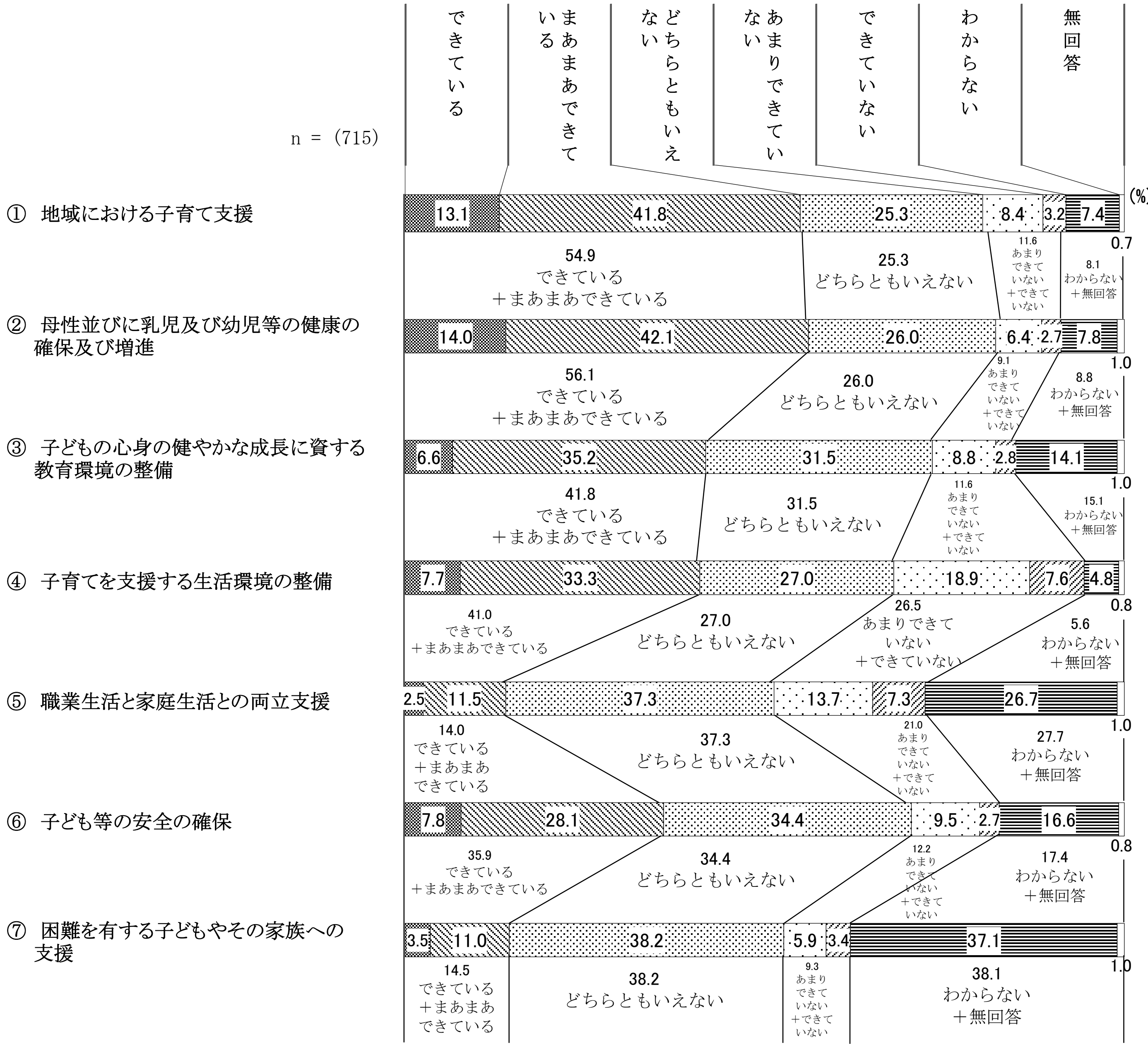

（10）名取市で実施している施策の評価

【小学生】

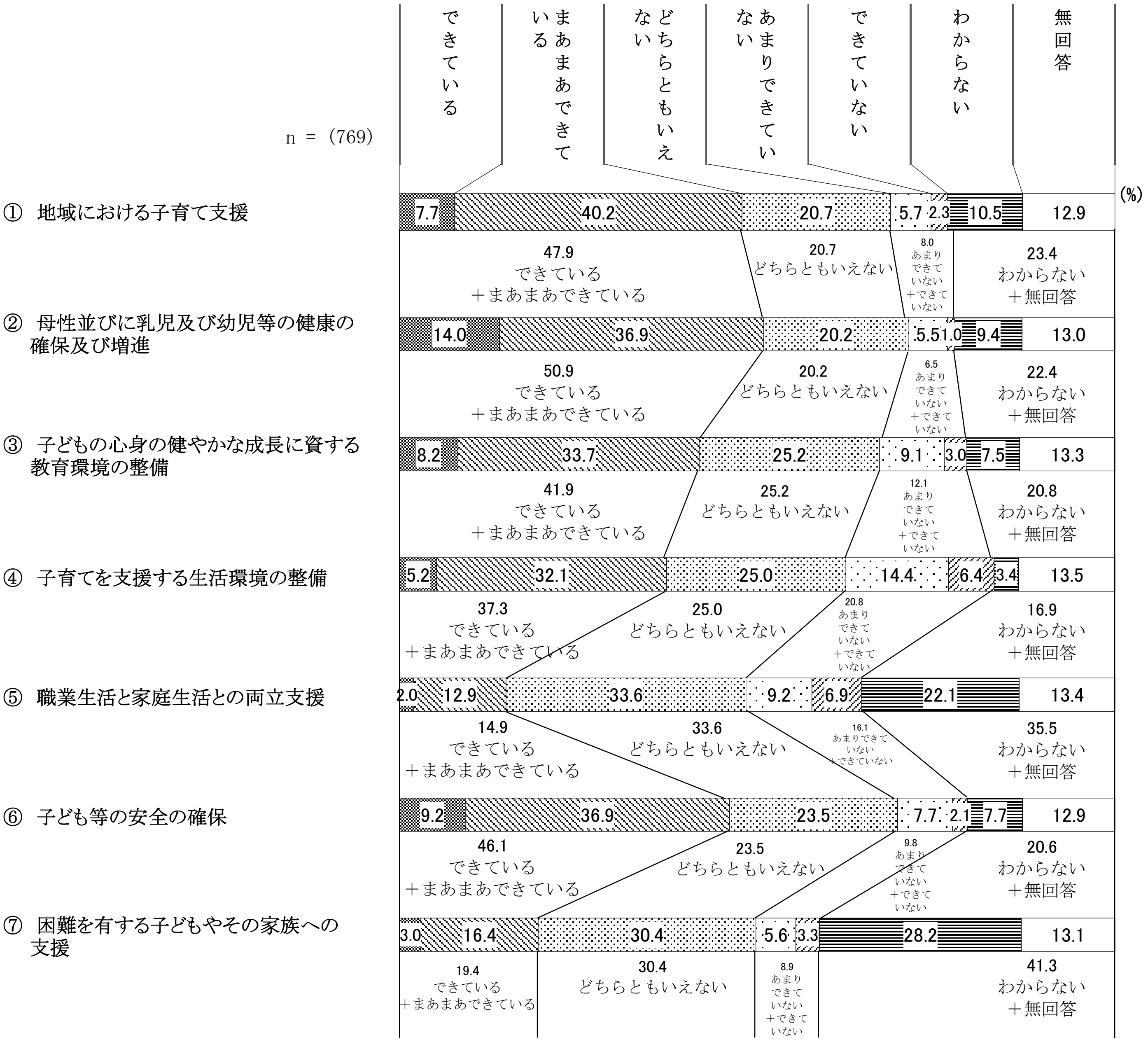

（11）アンケートの自由記述より

〇就学前では、アンケート回答のあった 715 件のうち、「自由記述あり」の回答が 357 件（49.9%）となっています。

〇小学生では、アンケート回答のあった 769 件のうち、「自由記述あり」の回答が 302 件（39.3%）となっています。

〇屋内遊戯施設

「自由記述あり」の回答のうち屋内遊戯施設に関する意見が最も多く、就学前では 73 件（20.4%）、小学生では 36 件（11.9%）が、天候や気温に左右されず、運動不足の解消や、気晴らしに遊べる場がほしいという意見がありました。

〇保育料無償化

保育料の負担が大きいため、兄弟の年齢や世帯収入に限らず無料、０歳～２歳の保育料無償化、上のお子さんの年齢にかかわらず第２子の保育料半額、第３子の無料を実施してほしいという意見がありました。

〇一時預かり

一時保育できる施設が限られている、または枠が埋まっていて利用ができない、利用するための手続きが多く、急な用事での利用ができないなどのリフレッシュでの利用や、自らの通院のための利用を考えていても、実際の利用には至らないという意見がありました。

〇公園等の管理

市内の公園について、草が伸びている、土がぼこぼこである、遊具が古い、ベンチが木のためささくれている、ハチの巣がある等設備の安全性や環境整備についての意見がありました。

〇小学校・中学校の負担軽減や給食について

給食費の無償化や、制服・学校指定ジャージの費用補助、給食の量を増やしてほしい、給食で使う食材はオーガニックなものを使用してほしいという意見がありました。

〇児童センターの利用時間や内容について

土日祝日の利用拡大や実施施設の増加、夜間などの時間帯の拡大を希望する意見がありました。

また、長期休業中はお弁当を提供してほしいという意見がありました。

６　こどもの生活に関するアンケート調査（貧困等調査）結果の概要

（１）回答者の概要

①回答状況

〇２種の調査票の回答状況は、回答があったもののほとんどが「保護者・児童生徒ともに回答」（97.1％）となっています。

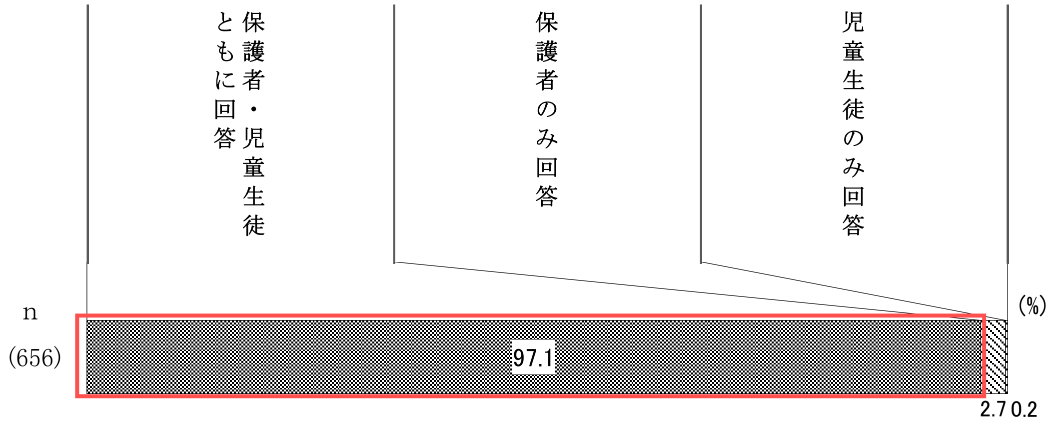

②所得区分

〇保護者票の「前年の世帯収入合計額」から「同居家族の人数」に基づく生活コストを引いた等価可処分所得（自由に使える手取り収入）を３つに区分した所得区分を以下に示します。

〇「等価可処分所得3,175,400円以上」が45.9％、「等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満」が36.6％、「等価可処分所得1,587,700円未満」が8.5％となっています。

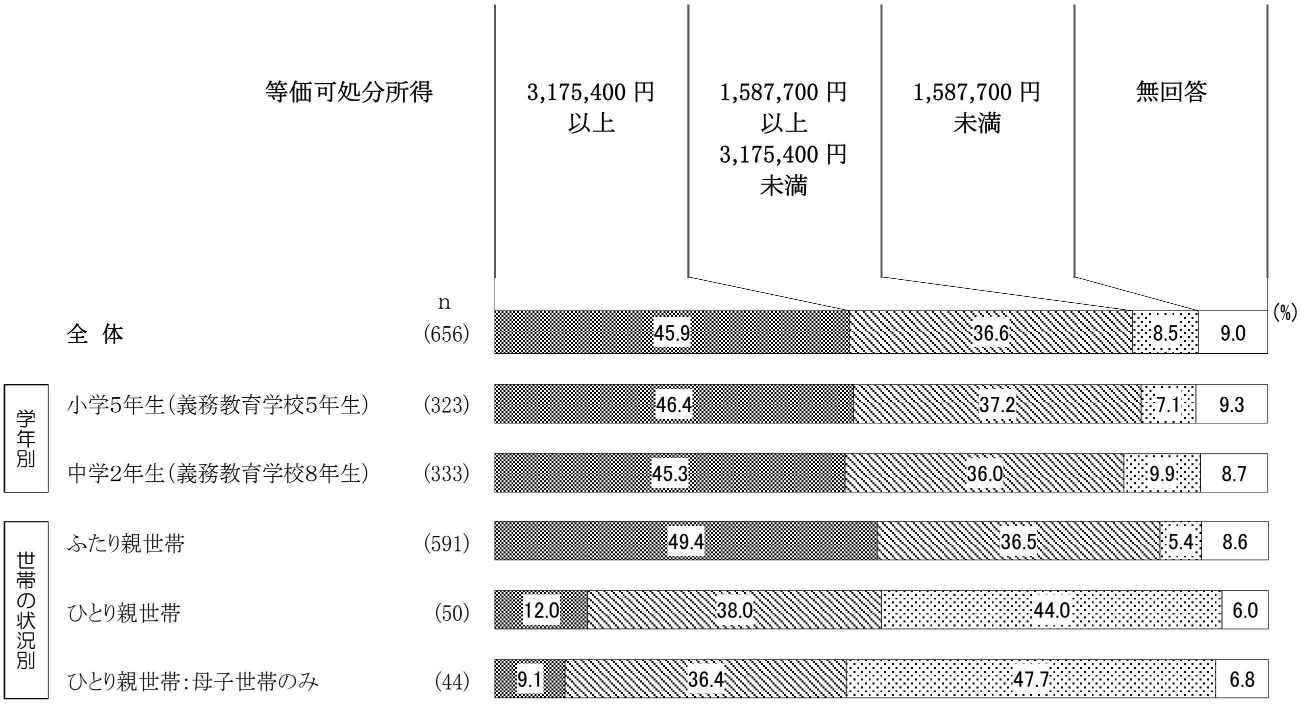

（２）勉強で必要なものを購入してもらえないことの有無

〇勉強で必要なものを購入してもらえないことがあるか聞いた設問について、回答は以下のとおりとなっています。

「まったくない」（53.4％）
「ほとんどない」（28.4％）
「ときどきある」（12.4％）
「よくある」（4.9％）

「よくある」と「ときどきある」を合わせた回答の割合は17.3％となっています。

【児童・生徒】

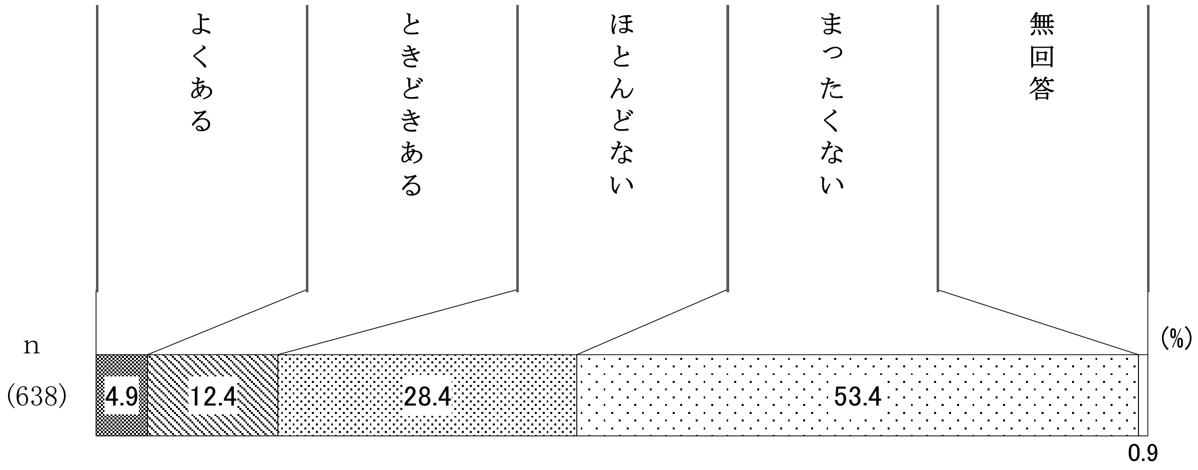

（３）クラスの中の成績の位置

○クラスの中の成績の位置について、回答は以下のとおりとなっています。
「まん中あたり」（28.7%）
「わからない」（19.9%）
「やや上のほう」（16.0%）
「上のほう」（15.0%）
「やや下のほう」（9.7%）
「下のほう」（9.4%）

「上のほう」と「やや上のほう」を合わせた割合は31.0%
「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた割合は19.1%

○所得区分別にみると、クラスの中での成績の位置について「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた割合は、全体では19.1％であったのに対し、等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満の世帯では23.8％、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では34.7%となっています。

○世帯の状況別にみると、クラスの中での成績の位置について「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた割合は、ひとり親世帯では28.5%、母子世帯のみでは28.0%となっています。

○このことから、所得が低い世帯やひとり親世帯で、クラスの中での成績の位置について「やや下のほう」と「下のほう」との回答が多くなっていることがうかがえます。

【児童・生徒】

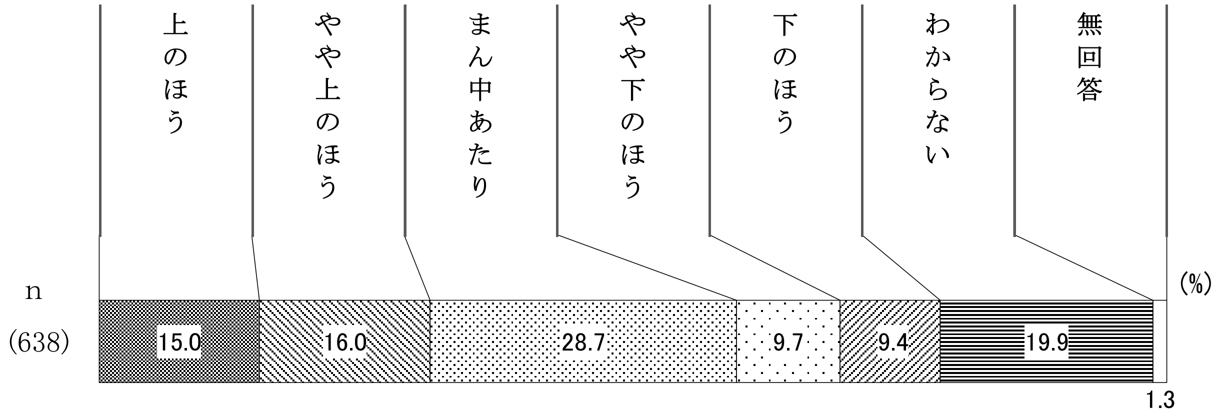

（３）クラスの中の成績の位置

【児童・生徒／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

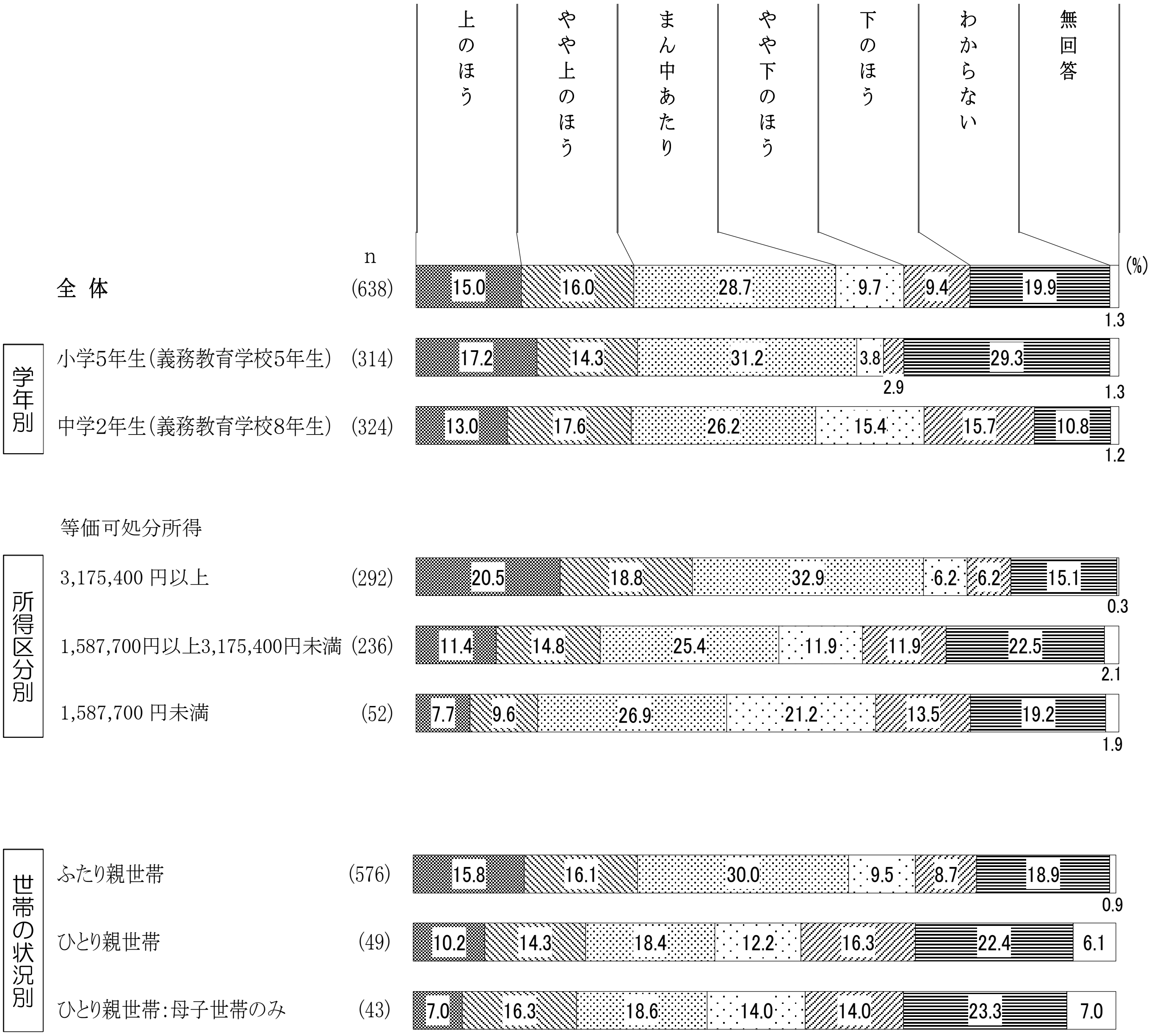

（４）児童・生徒の進学の希望

〇進学の希望について、回答は以下のとおりとなっています。
「大学またはそれ以上」（39.7%）
「まだわからない」（28.8%）
「高校まで」（15.7%）
「短大・高専・専門学校まで」（14.6%）
「中学まで」（0.5%）

〇所得区分別にみると、進学の希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満の世帯では36.4%、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では34.6%となっています。

〇世帯の状況別にみると、進学の希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、ひとり親世帯では46.9%、母子世帯のみでは48.8%となっています。

〇このことから、進学の希望について、「大学またはそれ以上」との回答が、所得が低い世帯で少なくなっていることがうかがえます。

【児童・生徒】

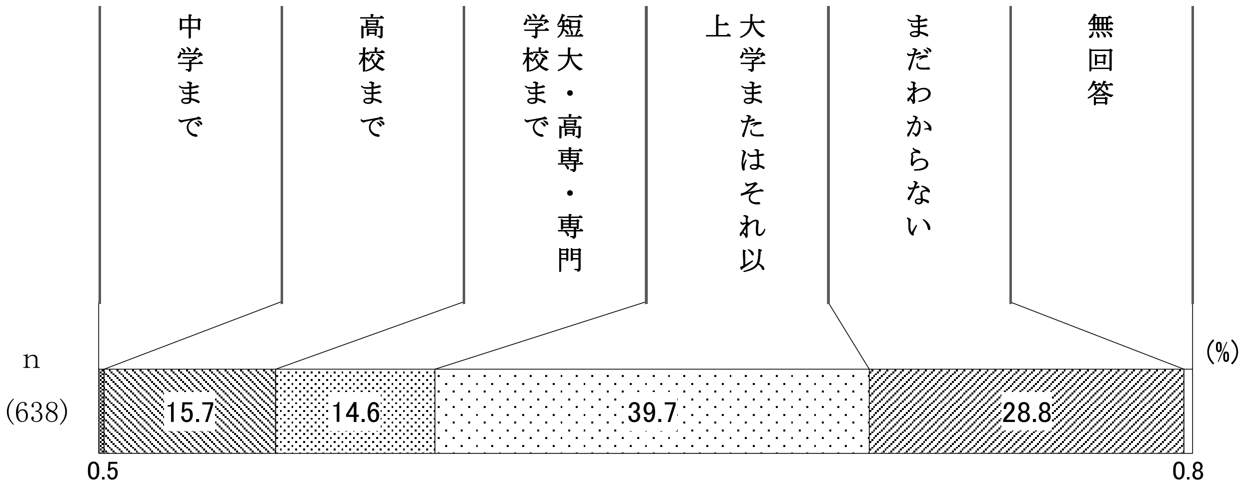

（４）児童・生徒の進学の希望

【児童・生徒／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

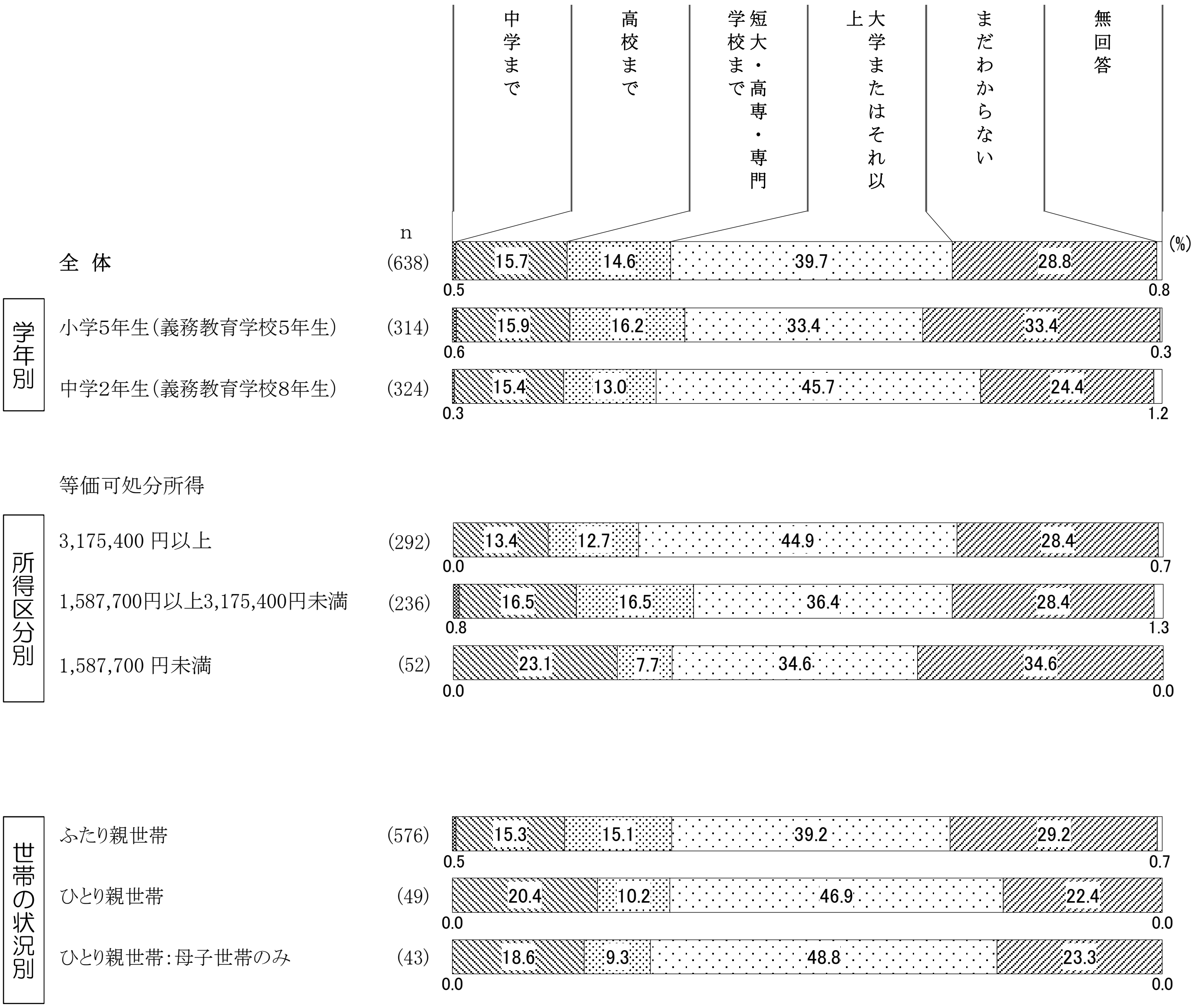

（５）児童・生徒の現実の進学の見込み

〇進学の希望では「大学またはそれ以上」が約４割を占めていましたが、現実の見込みについては、以下のとおりとなっています。

「まだわからない」（32.8％）
「大学またはそれ以上」（32.0％）
「高校まで」（19.1％）
「短大・高専・専門学校まで」（14.6％）
「中学まで」（0.9％）

〇所得区分別にみると、「高校まで」と回答した割合は、等価可処分所得3,175,400円以上の世帯では13.7％であったのに対し、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では28.8％となっています。

〇世帯の状況別にみると、「高校まで」と回答した割合は、ふたり親世帯では18.1％であったのに対し、ひとり親世帯では28.6％、母子世帯のみでは30.2％となっています。

【児童・生徒】

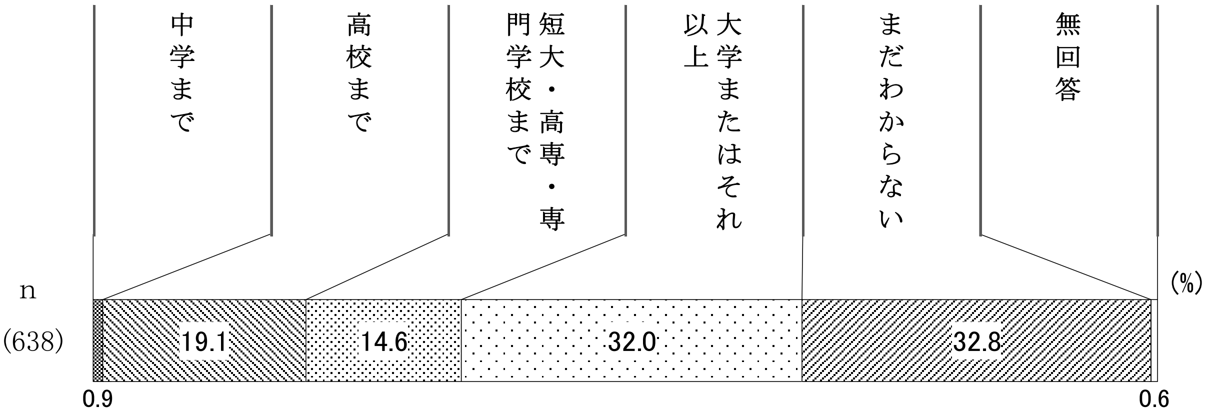

（５）児童・生徒の現実の進学の見込み

【児童・生徒／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

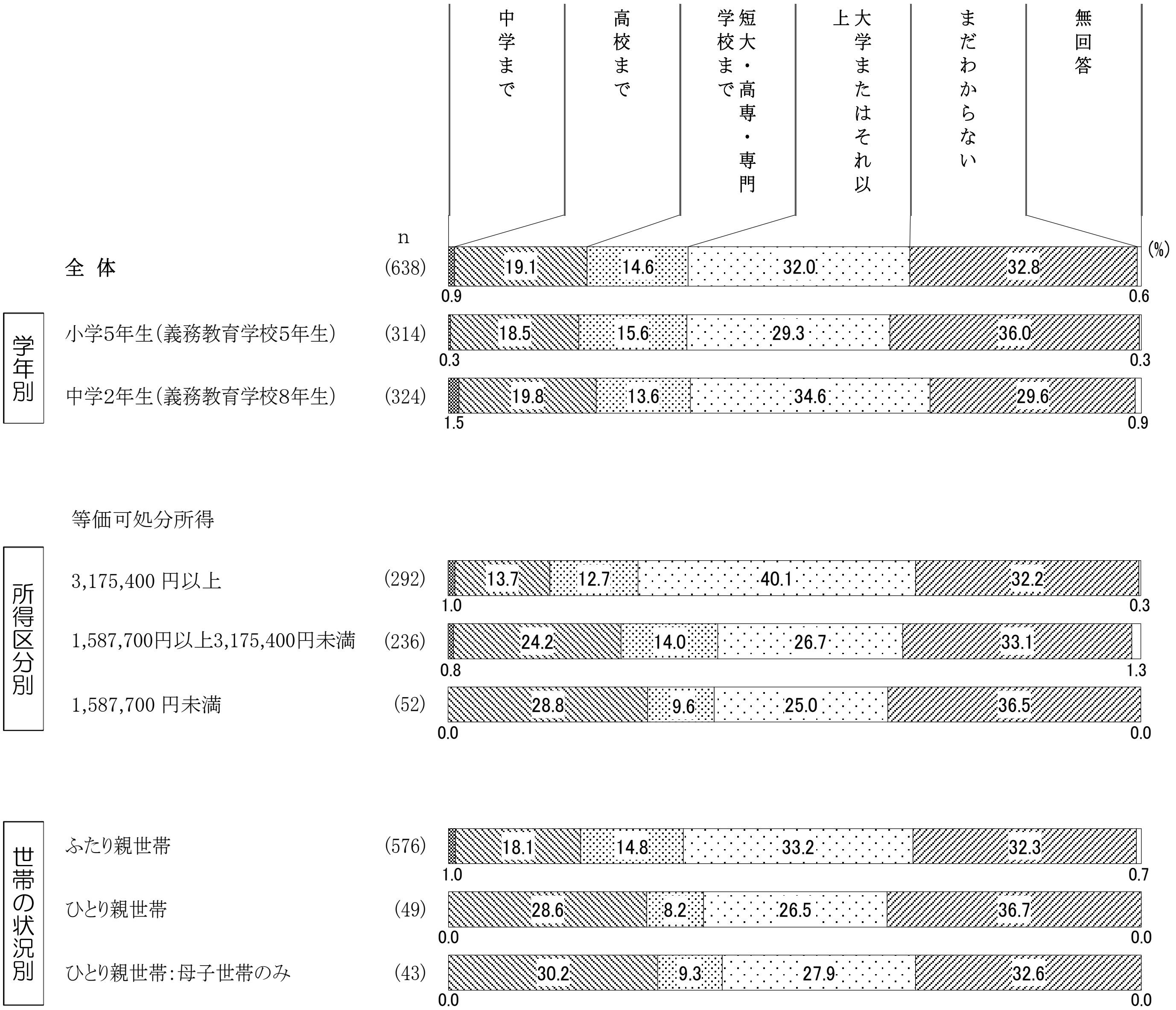

（６）保護者によるこどもの進学予想

〇こどもの進学予想について、保護者の回答は以下のとおりとなっています。
「四年制大学まで」（58.5％）
「専門学校（専修学校・各種学校）まで」（18.3％）
「高校まで」（14.0％）
「短期大学まで」（3.4％）

〇所得区分別にみると、「四年制大学まで」と回答した割合は、等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満の世帯では53.3％、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では35.7％となっており、所得が低い世帯では「四年制大学まで」との回答が少なくなっていることがうかがえます。

〇世帯の状況別でみると、「四年制大学まで」と回答した割合は、ふたり親世帯では60.4％、ひとり親世帯では40.0％となっており、ひとり親世帯では「四年制大学まで」との回答が少なくなっていることがうかがえます。

【保護者】

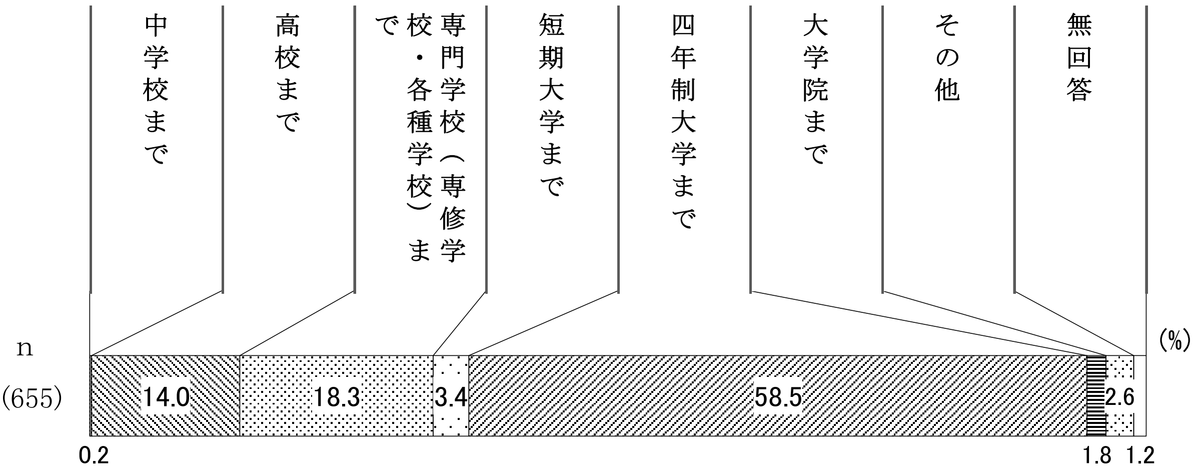

（６）保護者によるこどもの進学予想

【保護者／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

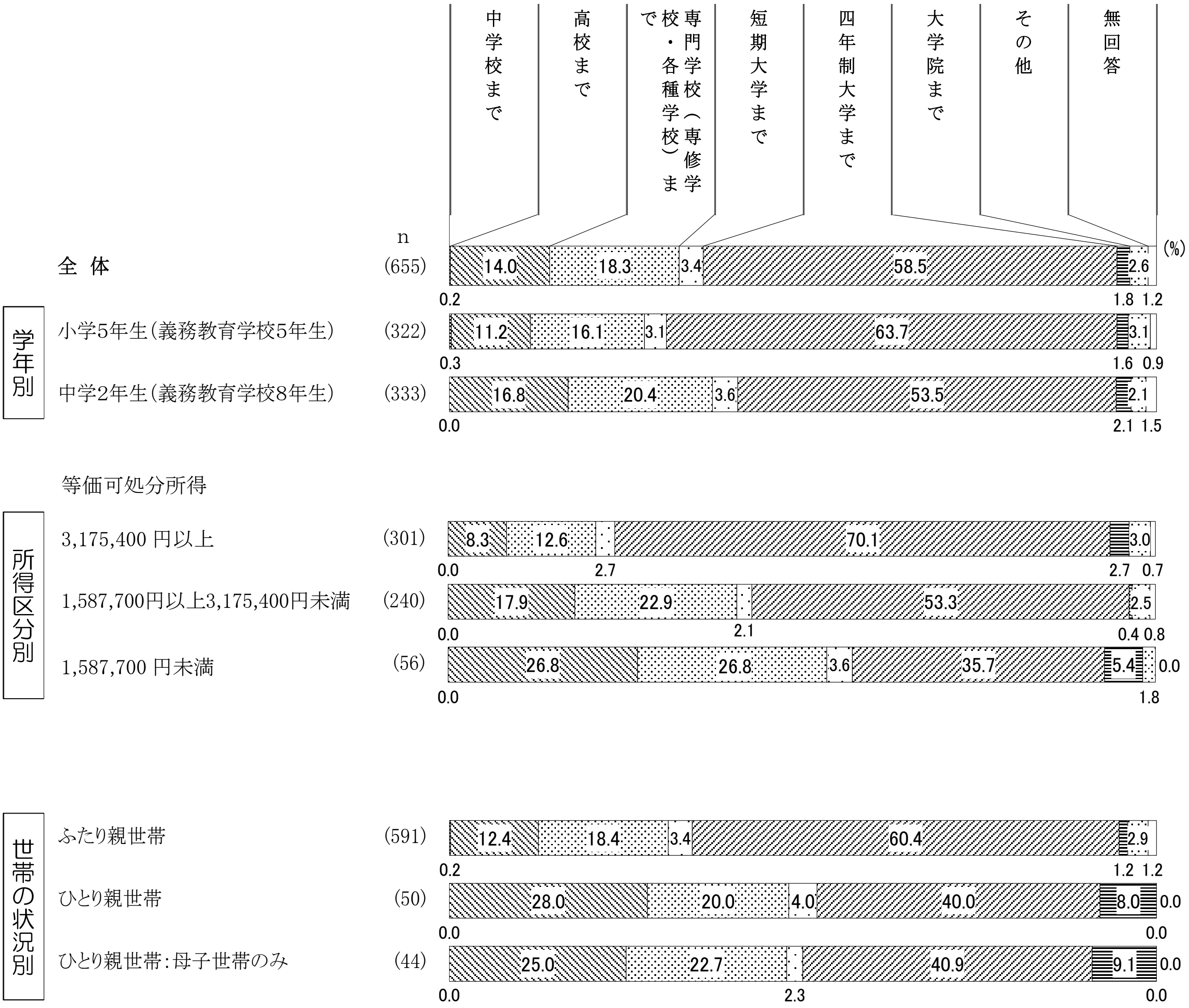

（７）子ども食堂への参加意向・参加状況

○子ども食堂への参加意向・参加状況について、回答は以下のとおりとなっています。
「わからない」（39.1％）
「参加させたくない」（34.2％）
「参加させたい」（22.6％）
「すでに参加している」（2.9％）

「参加させたい」と「すでに参加している」を合わせると、25.5％となっています。

○所得区分別にみると、「参加させたい」と「すでに参加している」を合わせた割合は、等価可処分所得3,175,400円以上の世帯では22.9％、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では33.9％となっています。

○世帯の状況別でみると、「参加させたい」と「すでに参加している」を合わせた割合は、ふたり親世帯では25.4％、ひとり親世帯では28.0％となっており、所得が低い世帯やひとり親世帯では、子ども食堂への参加意向が多くなっています。

【保護者】

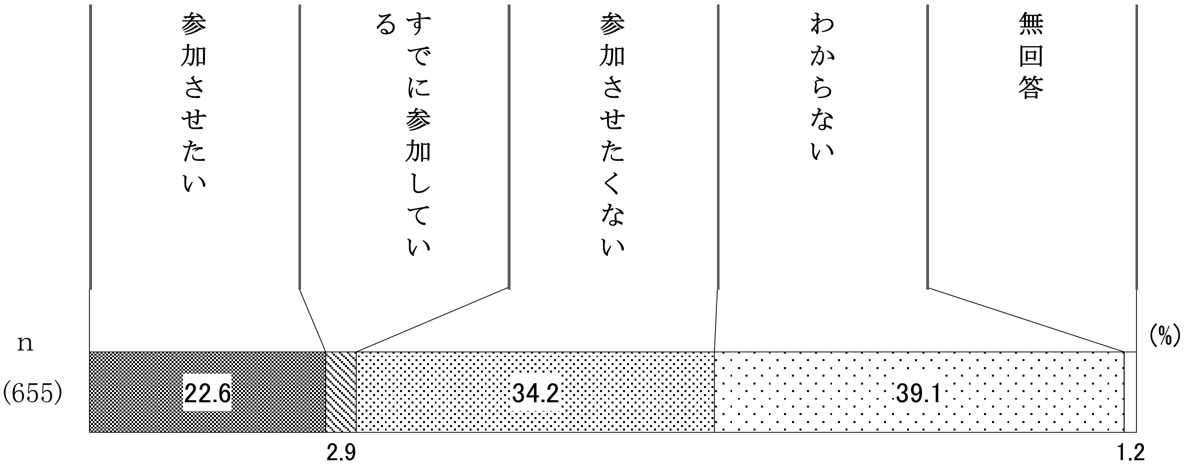

（７）子ども食堂への参加意向・参加状況

【保護者／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

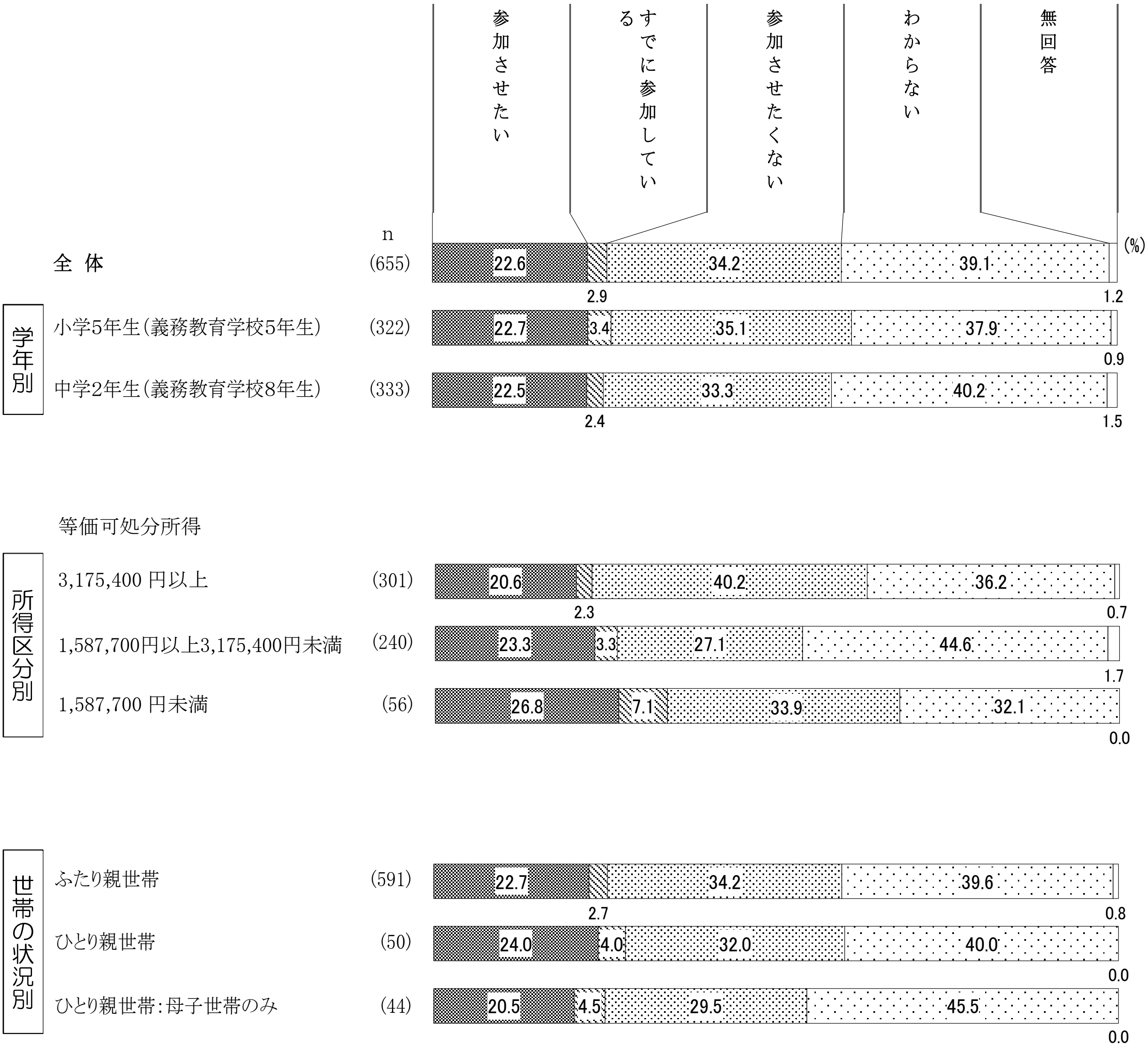

（８）子ども食堂への参加理由

〇子ども食堂への参加理由について、「こどもにさまざまな人と関わる機会を持たせたいから」（65.9％）が最も多く、以下「炊事の負担を軽減したいから」（35.9％）、「経済的な負担を軽減したいから」（28.7％）、「保護者が仕事で不在の時など、こどもだけで食事の準備をしたり、外食したりすることが困難だから」（24.0％）となっています。

〇所得区分別にみると、「経済的な負担を軽減したいから」と回答した割合は、等価可処分所得3,175,400円以上の世帯では15.9％、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では68.4％となっています。

〇世帯の状況別でみると、「経済的な負担を軽減したいから」と回答した割合は、ふたり親世帯では27.3％、ひとり親世帯では50.0％となっており、所得が低い世帯やひとり親世帯にとって必要な支援となっていることがうかがえます。

【保護者】

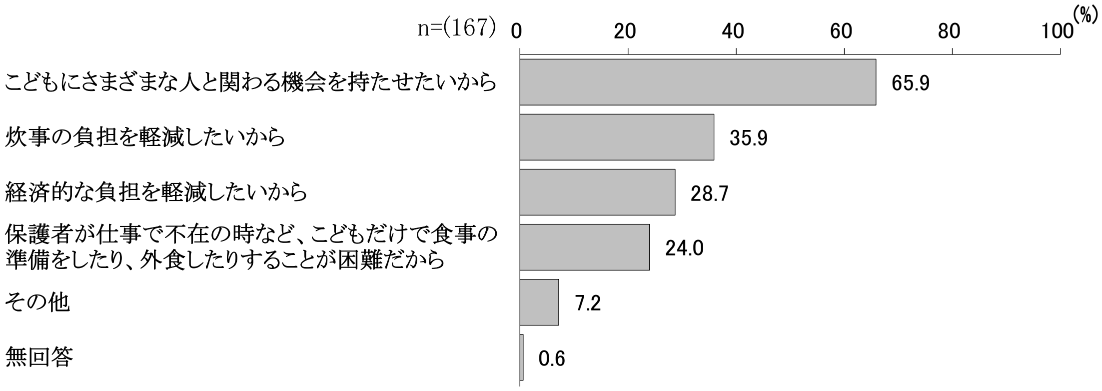

【保護者／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

上段：件数 下段：　％	調査数	こどもにさまざまな人と関わる機会を持たせたいから	炊事の負担を軽減したいから	経済的な負担を軽減したいから	保護者が仕事で不在の時など、こどもだけで食事の準備をしたり、外食したりすることが困難だから	その他	無回答
全　体	167 100.0	110 65.9	60 35.9	48 28.7	40 24.0	12 7.2	1 0.6
学年別							
小学５年生（義務教育学校５年生）	84 100.0	62 73.8	37 44.0	27 32.1	14 16.7	2 2.4	－ －
中学２年生（義務教育学校８年生）	83 100.0	48 57.8	23 27.7	21 25.3	26 31.3	10 12.0	1 1.2
所得区分別（等価可処分所得）							
3,175,400円以上	69 100.0	47 68.1	24 34.8	11 15.9	18 26.1	6 8.7	1 1.4
1,587,700円以上3,175,400円未満	64 100.0	45 70.3	24 37.5	21 32.8	14 21.9	6 9.4	－ －
1,587,700円未満	19 100.0	9 47.4	9 47.4	13 68.4	2 10.5	－ －	－ －
世帯の状況別							
ふたり親世帯	150 100.0	101 67.3	56 37.3	41 27.3	37 24.7	9 6.0	1 0.7
ひとり親世帯	14 100.0	8 57.1	4 28.6	7 50.0	2 14.3	2 14.3	－ －
ひとり親世帯：母子世帯のみ	11 100.0	7 63.6	3 27.3	5 45.5	2 18.2	1 9.1	－ －

（９）子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所

○子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所は、「母親または父親」（64.6％）、「友人や知人」（62.4％）がともに多く、「祖父母等の親族」（52.8％）を含め、身内など身近な人が上位となっています。

【保護者】

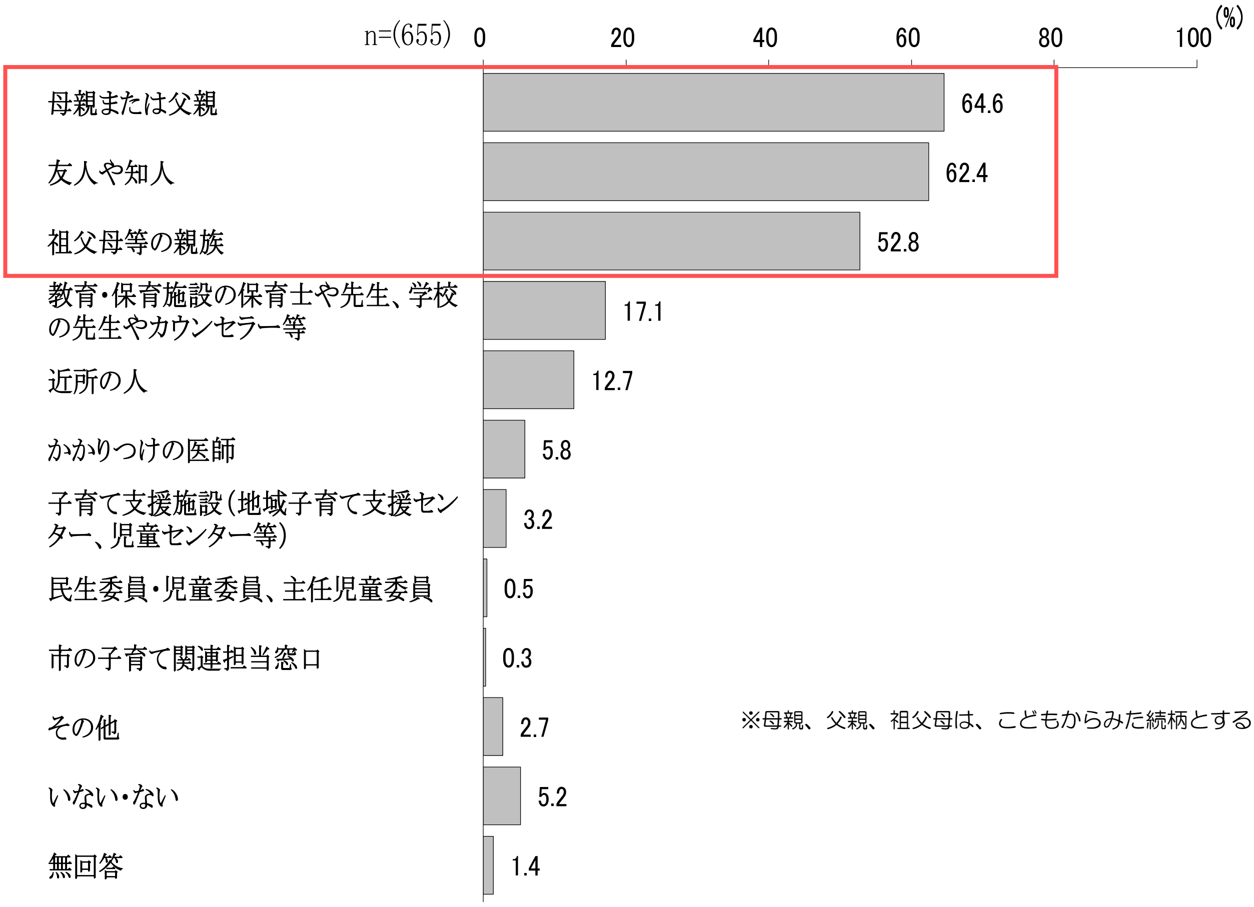

※母親、父親、祖父母は、こどもからみた続柄とする

（10）保護者がこどものために必要だと思う支援

○こどものために現在または将来的に必要だと思う支援は、「生活や就学のための経済的補助」（53.4％）が最も多く、以下「進学を見据えた発展的な学習への支援」（46.7％）、「会社などでの職場体験等の機会」（41.4％）など、経済的支援に加え、進学・就職などへの支援が上位となっています。

○所得区分別にみると、「生活や就学のための経済的補助」と回答した割合は、等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満の世帯では62.1％、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯では78.6％となっています。

○世帯の状況別でみると、「生活や就学のための経済的補助」と回答した割合は、ふたり親世帯では50.6％、ひとり親世帯では84.0％となっています。

【保護者】

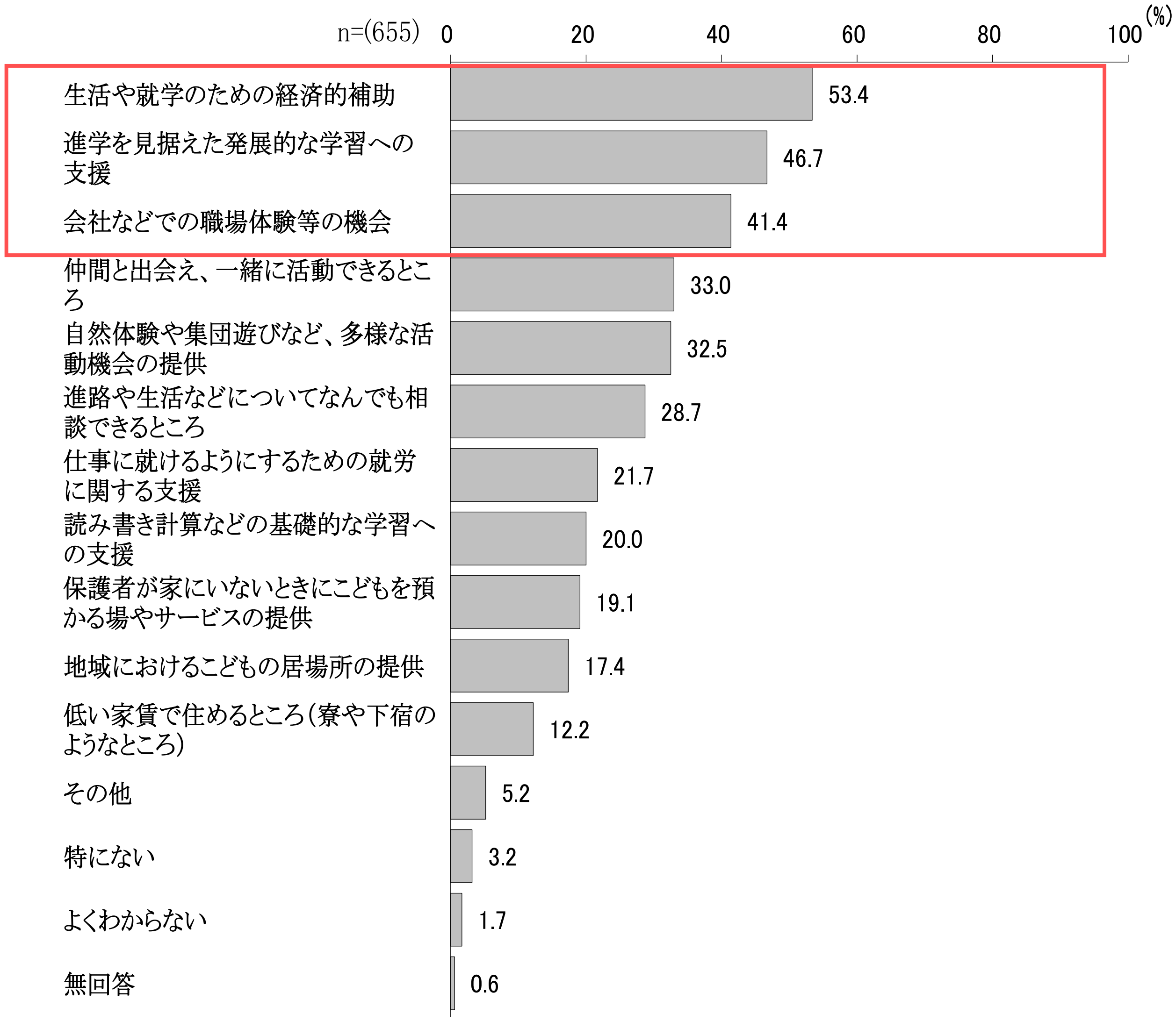

（10）保護者がこどものために必要だと思う支援

【保護者／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

上段：件数 下段：％	調査数	生活や就学のための経済的補助	進学を見据えた発展的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供	地域におけるこどもの居場所の提供	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	その他	特にない	よくわからない	無回答
全 体	655	350	306	271	216	213	188	142	131	125	114	80	34	21	11	4
	100.0	53.4	46.7	41.4	33.0	32.5	28.7	21.7	20.0	19.1	17.4	12.2	5.2	3.2	1.7	0.6

学年別

上段：件数 下段：％	調査数	生活や就学のための経済的補助	進学を見据えた発展的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供	地域におけるこどもの居場所の提供	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	その他	特にない	よくわからない	無回答
小学５年生 （義務教育学校５年生）	322	167	141	133	102	131	72	60	63	83	63	33	21	7	9	2
	100.0	51.9	43.8	41.3	31.7	40.7	22.4	18.6	19.6	25.8	19.6	10.2	6.5	2.2	2.8	0.6
中学２年生 （義務教育学校８年生）	333	183	165	138	114	82	116	82	68	42	51	47	13	14	2	2
	100.0	55.0	49.5	41.4	34.2	24.6	34.8	24.6	20.4	12.6	15.3	14.1	3.9	4.2	0.6	0.6

所得区分別（等価可処分所得）

上段：件数 下段：％	調査数	生活や就学のための経済的補助	進学を見据えた発展的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供	地域におけるこどもの居場所の提供	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	その他	特にない	よくわからない	無回答
3,175,400円以上	301	128	142	130	109	107	91	64	44	61	59	33	20	13	5	-
	100.0	42.5	47.2	43.2	36.2	35.5	30.2	21.3	14.6	20.3	19.6	11.0	6.6	4.3	1.7	-
1,587,700円以上 3,175,400円未満	240	149	118	104	73	79	62	58	66	49	37	28	9	5	3	2
	100.0	62.1	49.2	43.3	30.4	32.9	25.8	24.2	27.5	20.4	15.4	11.7	3.8	2.1	1.3	0.8
1,587,700円未満	56	44	20	15	14	13	19	11	8	8	11	16	4	1	2	-
	100.0	78.6	35.7	26.8	25.0	23.2	33.9	19.6	14.3	14.3	19.6	28.6	7.1	1.8	3.6	-

世帯の状況

上段：件数 下段：％	調査数	生活や就学のための経済的補助	進学を見据えた発展的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供	地域におけるこどもの居場所の提供	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	その他	特にない	よくわからない	無回答
ふたり親世帯	591	299	271	245	195	196	164	122	117	114	102	62	30	20	11	4
	100.0	50.6	45.9	41.5	33.0	33.2	27.7	20.6	19.8	19.3	17.3	10.5	5.1	3.4	1.9	0.7
ひとり親世帯	50	42	29	20	16	14	20	16	10	6	10	17	4	-	-	-
	100.0	84.0	58.0	40.0	32.0	28.0	40.0	32.0	20.0	12.0	20.0	34.0	8.0	-	-	-
ひとり親世帯 （母子世帯のみ）	44	36	26	19	12	12	18	15	8	6	9	16	4	-	-	-
	100.0	81.8	59.1	43.2	27.3	27.3	40.9	34.1	18.2	13.6	20.5	36.4	9.1	-	-	-

（11）最近の生活の満足度

○本市の児童・生徒の最近の生活の満足度は、10点満点中6点以上の満足度が高い割合は82.1%と全国（70.6%）、仙台市（71.1%）を上回っています。

○なお、保護者は61.6%と児童・生徒を下回っています。（保護者は国等の調査にはない問）

【児童・生徒】

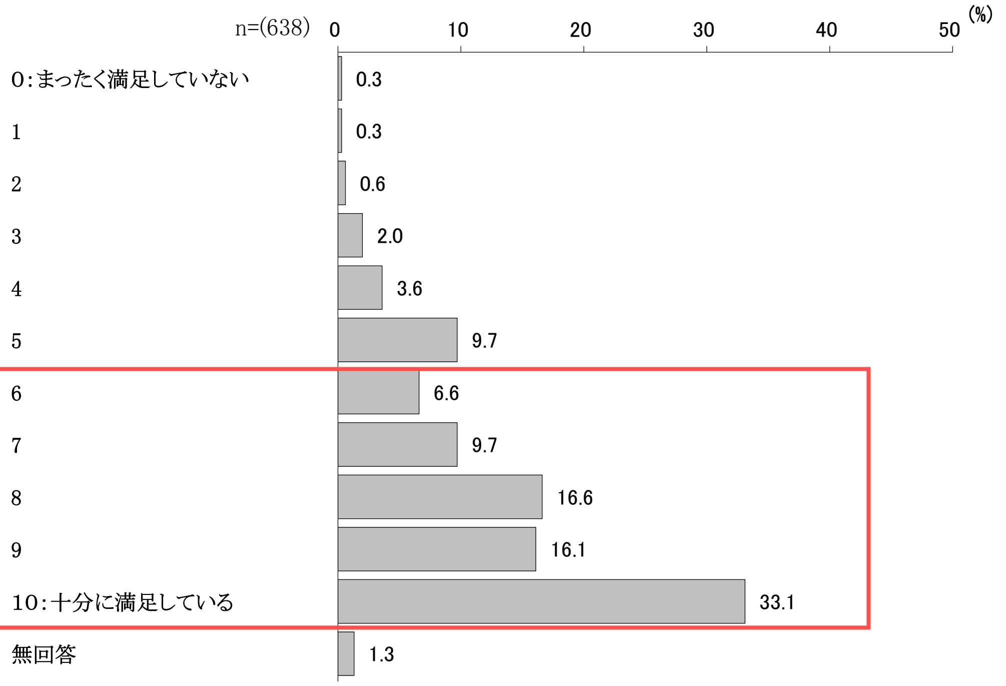

資料：仙台市：仙台市子どもの生活に関する実態調査（令和４年３月）仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課
全国：令和３年子供の生活状況調査の分析報告書（令和３年 12 月）内閣府政策統括官（政策調整担当）

【保護者】

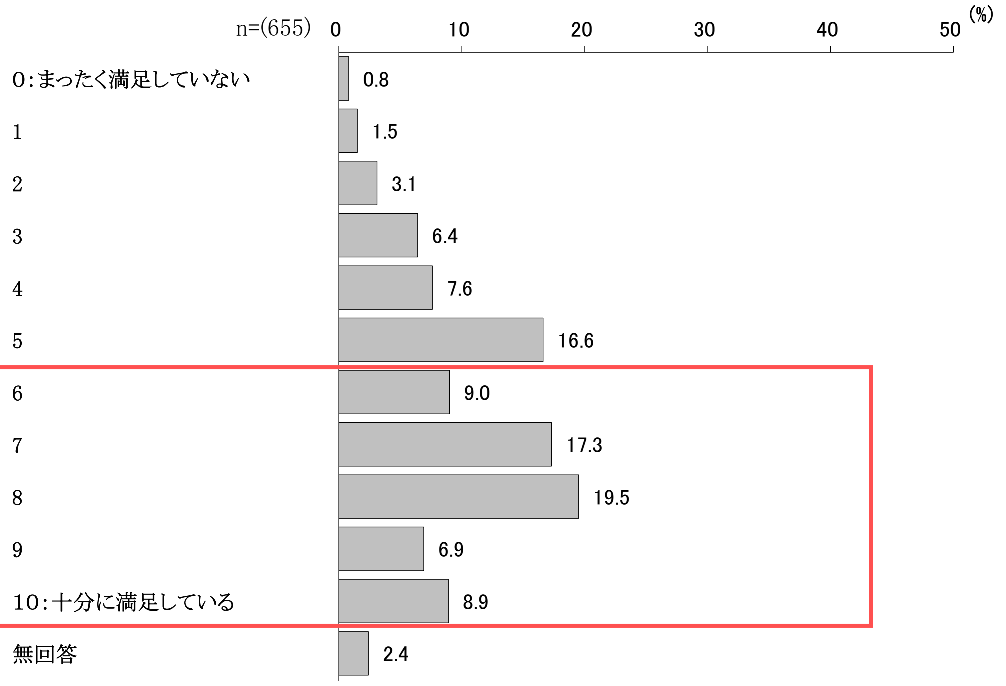

(12)「ヤングケアラー」という言葉の認知度

〇保護者の「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、回答は以下のとおりとなっています。

「聞いたことがあり、内容も知っている」（81.2％）

「聞いたことはあるが、よく知らない」（11.8％）

「聞いたことはない」（6.0％）

「答えられない」（0.2％）

【保護者】

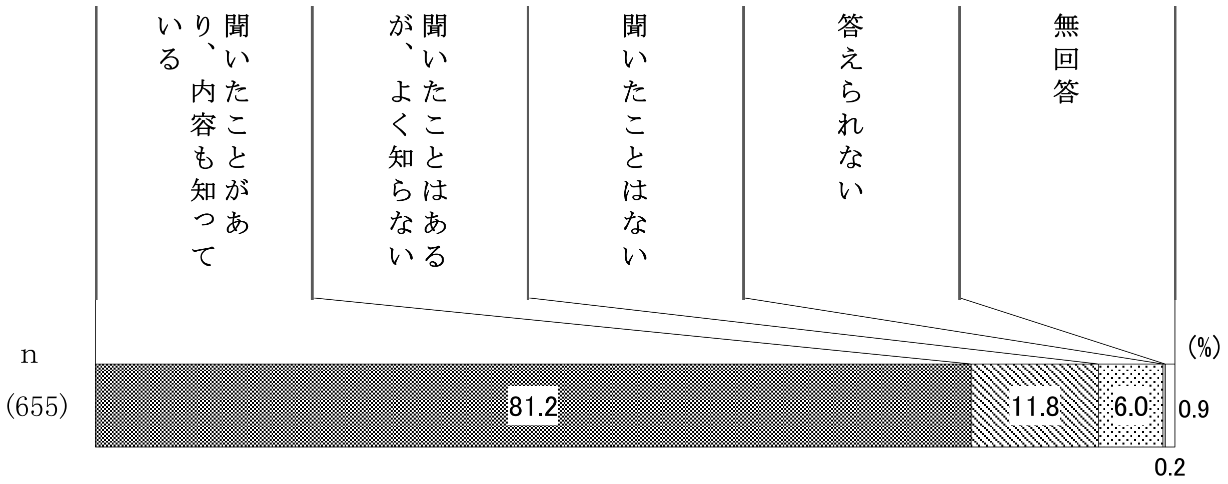

（13）自分が世話をしている家族の有無

〇児童•生徒本人が世話をしている家族の有無について、「いる」が8.6％となっており、「答えたくない」が0.8％となっています。なお、「いない」は87.5％となっています。

〇学年別にみると、「いる」と回答した割合は、小学５年生（義務教育学校５年生）が10.8％、中学２年生（義務教育学校８年生）が6.5％となっています。

〇所得区分別にみると、「いる」と回答した割合は、等価可処分所得3,175,400円以上の世帯と比べて等価可処分所得1,587,700円以上3,175,400円未満の世帯、等価可処分所得1,587,700円未満の世帯が約１割となっており、所得が低い世帯では家族のお世話をしているこどもが多くなっていることがうかがえます。

【児童・生徒】

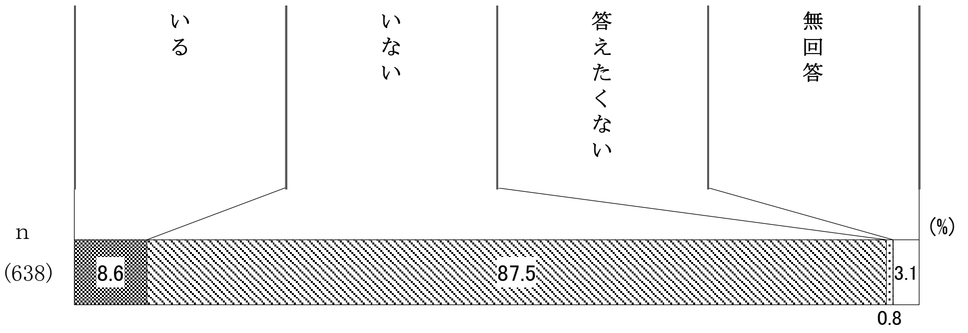

【児童・生徒／学年別・所得区分別・世帯の状況別】

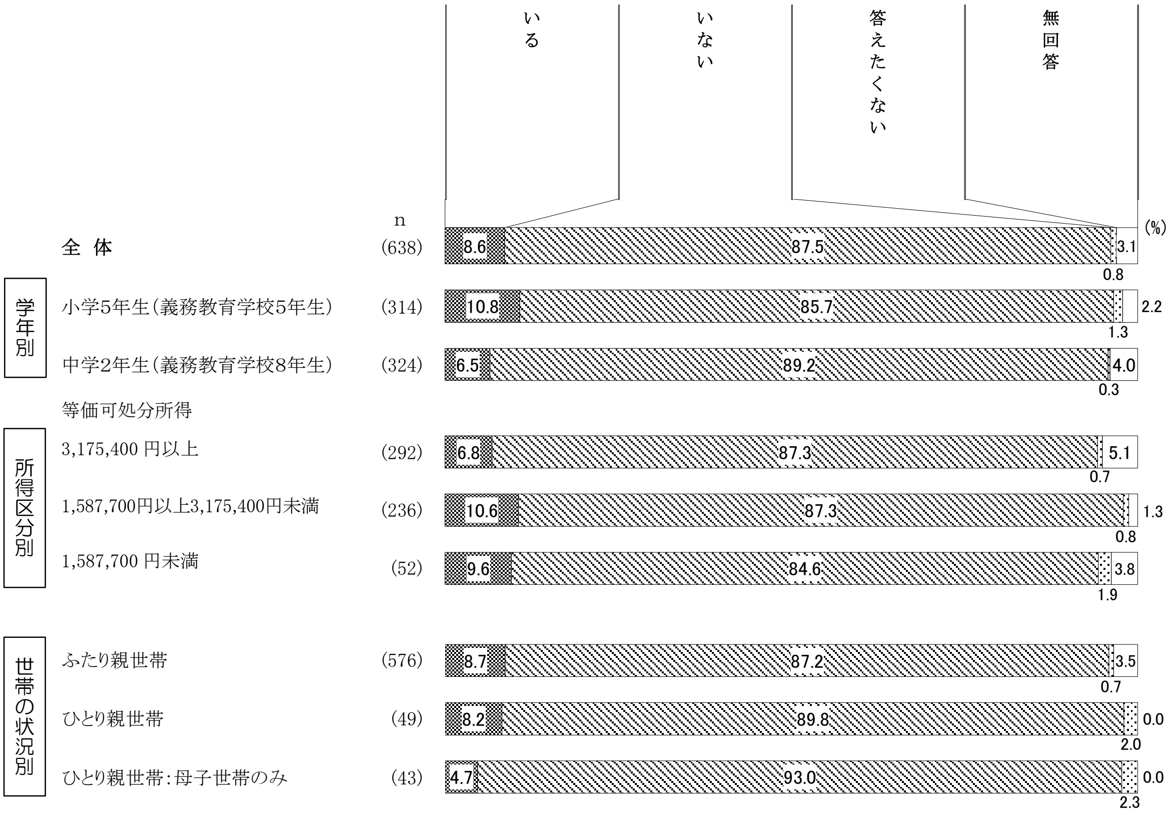

（14）家族の世話をする理由

○児童・生徒本人が家族の世話をする理由について、「年下のきょうだいがいるため」（56.4％）が最も多く、以下「世話をしてあげたいと自分で思ったため」（27.3％）、「家族の一員として役に立ちたいため」（25.5％）、「親が仕事で忙しいため」（25.5％）、「ほかに世話をする人がいなかったため」（10.9％）となっています。

【児童・生徒】

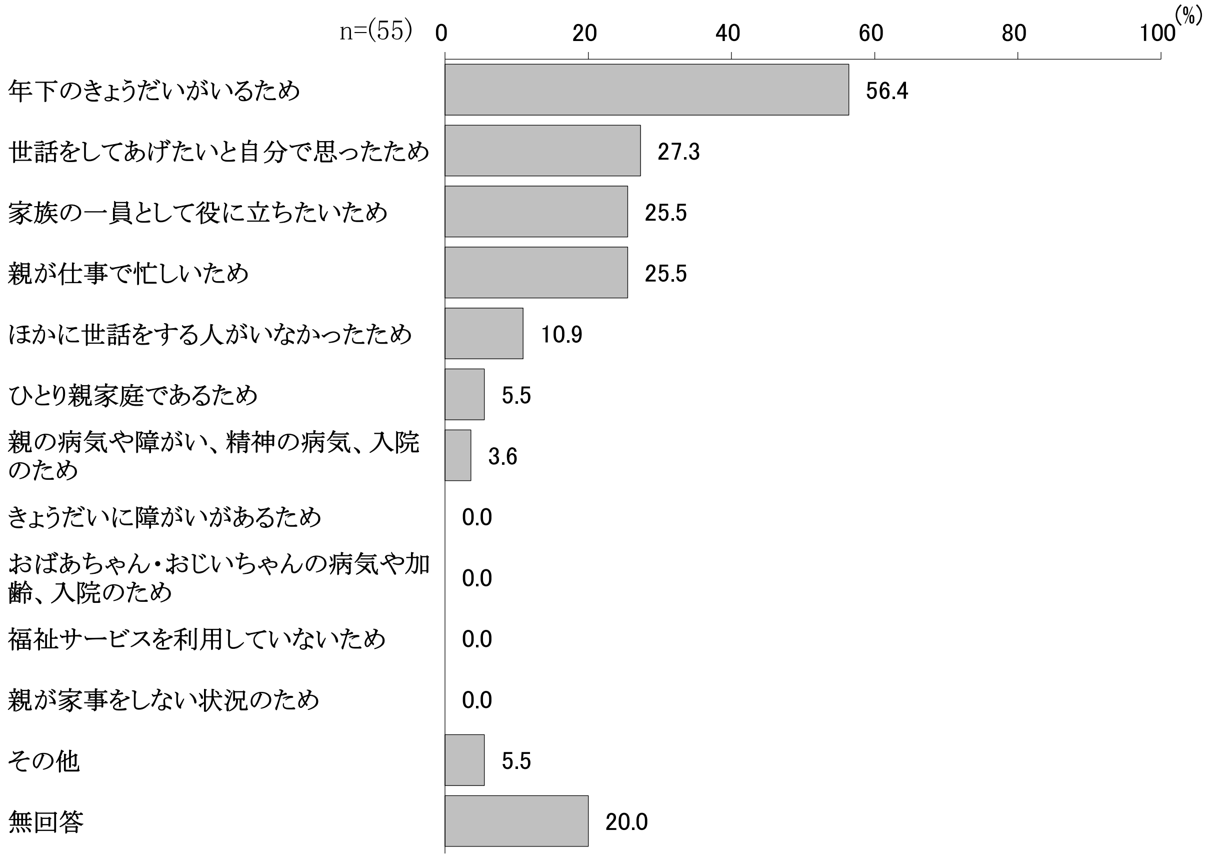

７　第２期子ども・子育て支援事業計画の達成状況

第２期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は計画全体で170施策中166施策が実施されています。

		全事業数	拡充	継続実施	一部変更	検討	休止・廃止	新規（事業開始）
計画全体		170 (12)	2 (0)	154 (12)	5 (0)	1 (0)	4 (0)	4 (0)
基本目標１ 地域における子育て支援		43 (1)	0	38 (1)	2	1	2	0
1 地域における子育て支援の充実	重点	6	0	5	1	0	0	0
2 幼児教育・保育事業の充実	重点	17	0	15	0	1	1	0
3 子育て支援のネットワークづくり		3	0	2	0	0	1	0
4 子どもの健全育成	重点	17 (1)	0	16 (1)	1	0	0	0
基本目標２ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進		36	1	28	2	0	2	3
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	重点	19	0	14	2	0	1	2
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		5	0	4	0	0	0	1
3 「食育」の推進		9	1	7	0	0	1	0
4 小児医療の充実		3	0	3	0	0	0	0
基本目標３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		29	0	29	0	0	0	0
1 次代の親の育成		3	0	3	0	0	0	0
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		14	0	14	0	0	0	0
3 家庭や地域の教育力の向上		8	0	8	0	0	0	0
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		4	0	4	0	0	0	0
基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備		8	0	7	1	0	0	0
1 安全・安心な生活環境の整備		8	0	7	1	0	0	0
基本目標５ 職業生活と家庭生活との両立支援		6	0	6	0	0	0	0
1 職業生活と家庭生活の両立の推進		6	0	6	0	0	0	0
基本目標６ 子ども等の安全の確保		12	0	12	0	0	0	0
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		3	0	3	0	0	0	0
2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進		7	0	7	0	0	0	0
3 被害に遭った子どもの保護		2	0	2	0	0	0	0
基本目標７ 困難を有する子どもやその家族への支援		36 (11)	1	34 (11)	0	0	0	1
1 児童虐待防止対策の充実		5 (2)	0	5 (2)	0	0	0	0
2 ひとり親家庭の自立支援の推進		6 (1)	0	6 (1)	0	0	0	0
3 障がい児施策の充実		17 (1)	1	16 (1)	0	0	0	0
4 子どもの貧困対策の充実		8 (7)	0	7 (7)	0	0	0	1

※（　）は再掲の事業数

８　子ども・子育て支援の課題

（１）幼児教育・保育事業の充実

【社会情勢や統計より】

●保育所などの教育保育施設は平成30年の18箇所から28箇所に増えており、待機児童の解消を進めています。

●年少人口の０～5歳は令和６年までの５年間で843人減少しています。

【事業実績より】

●３～５歳児の教育ニーズ（１号）は、需要減に伴い１号利用定員を減少している施設があります。近年は利用者実績数、年少人口が減少傾向にあることから、新たな施設整備については慎重に検討する必要があります。

●３～５歳児の保育ニーズ（２号）は、１号定員の減少に連動して２号利用定員を増加していますが、令和6年度に待機児童数がゼロとなったことや年少人口が減少傾向にあることから、新たな施設整備は慎重に検討する必要があります。今後は利用定員の見直しや受け入れの柔軟な対応など、待機児童ゼロを維持するための取組を行う必要があります。

●０歳児と１～２歳児の保育ニーズ（３号）は、待機児童数がゼロとなったことや年少人口が減少傾向にあることから、新たな施設整備は慎重に検討する必要があります。

●時間外保育事業（延長保育事業）は、現在実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の実施体制の充実について検討するとともに、仕事と子育ての調和を図るための啓発も重要です。

●一時預かり事業（預かり保育事業）は、リフレッシュでの利用が可能となり、一時預かりの利用ニーズの増加が推測されることから、各施設における人員や場所の確保を検討するとともに、保護者のニーズを把握しながら、さまざまな保育需要に対応する一時預かり事業の検討が必要です。

【アンケート調査より】

●幼児教育・保育施設の現在の平日利用は、「認定こども園」が「認可保育所」を上回っています。今後のニーズとしては、「認定こども園」、「認可保育所」がともに多く、「幼稚園」、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の順となっており、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」は実際の利用を上回るニーズがあります。

●事業を選ぶ際に重視する点としては、自宅近くであることや対応のよさに加え、給食の提供が上位にあげられ、施設・設備より重視されています。

●長時間保育、各種預かりのニーズは引き続き高く、０歳児保育や放課後児童クラブのニーズも高くなっています。

【課題への取組】

１－２　幼児教育・保育事業の充実

（２）幅広い子育て支援の充実

【社会情勢や統計より全国的な状況】

- ●少子化、核家族化が進行し、共働き世帯が多くを占めるなど、子育て世帯を取り巻く環境はより支援を必要とし、さらに価値観の多様化などにより、ニーズも複雑化、多様化しています。
- ●子どもや母親を含めた保護者の心身の健康の確保や増進は、子どもの健やかな育ちのために不可欠です。妊娠期からの健康診査や訪問指導を通じて、出産前から育児期までの子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげることも重要です。
- ●病気や障がい、さらには虐待や貧困、ヤングケアラーなどの困難を抱える子どもや子育て世帯に手を差し伸べられる体制の充実とともに、当事者の声をすくい上げやすい環境整備に加え、個々の事情に寄り添った支援が求められています。
- ●全国的に共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けることが難しくなる「小１の壁」の課題が依然として残っており、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実が求められています。
- ●女性の就業率は、出産、子育て期にあたると考えられる30歳代の就業率は上昇傾向にあり、令和２年は65%を超えており、職業と家庭の両立支援が重要となっています。

【事業実績より名取市の状況】

- ●子育てに関する包括的な相談は、利用者支援事業として、市内2か所（保健センター窓口、こども支援課窓口）で実施しており、今後も支援を必要とする家庭に包括的な支援を行うことができるよう、相談支援や関係機関とのネットワークの充実を一層図る必要があります。
- ●地域子育て支援拠点事業は、市内６カ所で実施しており、今後も、親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取組とともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携強化を進める必要があります。
- ●乳児家庭全戸訪問事業は、近年は少子化の影響で対象世帯が減少傾向にありますが、必要な支援が行き届くよう、訪問率100%を目指した事業実施に加え、必要な家庭には、関係機関と連携し、近年需要が伸びている養育支援訪問事業につなげるなど、積極的な支援を進める必要があります。
- ●妊婦健康診査は、引き続き定期の妊婦健診や自宅訪問相談を実施し、安心して出産できる体制を整えるとともに、制度の周知及び早期の届出の啓発など、受診促進に努める必要があります。
- ●子育て短期支援事業は令和5年度に体制が整い、令和６年度以降は必要な方の利用につなげられるよう周知強化に取組むことが必要です。
- ●病児保育事業は、本市では病後児対応型のみ実施しており、児童の安全に配慮し事業を継続することが重要です。
- ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、公民館との合築や別棟の増設など、

施設の拡張を進めています。今後は施設の面積に対して登録児童が多い施設について、学校施設や集会所の借用や増築等を検討する必要があり、引き続きニーズの動向を踏まえて、児童が安全に放課後を過ごせる居場所づくりに取組むことが重要です。

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、安定した提供会員の維持が重要であり、今後は子育て関連イベント等での周知、広報活動の強化や、より安全・安心な援助活動のため、提供会員向けの研修の充実が必要です。

【アンケート調査より】

●市で実施している施策でプラス評価が最も高いのは『母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進』、次が『地域における子育て支援』であり、今後も継続して力を入れていく必要があります。

●両親の育児休業取得率は前回から上昇し、特に父親の育児休業取得率は22％と前回の3.4％から大幅に伸びています。

●子どもが病気の際の対応では、父親が仕事を休んで看た場合が増加傾向にあり、病児・病後児の今後の利用意向が前回に比べて下がった一因とも考えられます。サービスだけではなく、保護者が育児に参加しやすい、または休みやすい環境の整備も重要です。

●子育てに関する悩みについて、就学前では「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの接し方や子育ての方法」といった育児に加え、「自分の時間が持てないこと」が上位となっています。小学生では「子ども同士の友だちづきあいに関すること」、「子どもとの接し方や子育ての方法」が上位であり、保護者と子どもが孤立することのないよう、子どもの年齢や成長段階に応じた支援が重要です。

●市の施策として期待することとしては、小学生では「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」という声が一番に多く、学校外で子どもが安心して自由に過ごすことのできる場が求められています。

●現在の暮らしの状況は、「ふつう」が約半数を占めていますが、35.1％の世帯が「苦しい」と感じており、低所得世帯、ひとり親世帯では60％を超えており、支援が必要です。

●暮らしを助ける支援として、子ども食堂や学習支援については、低所得世帯、ひとり親世帯では、保護者も子ども本人も一定のニーズがあります。その背景にあるものは経済的な不安、家庭での保護者による子どもとの関わりの時間の少なさへの引け目、学力への不安、進学先の希望と現実とのギャップなどがあることがうかがえます。

●ヤングケアラーと思われる該当者は低所得世帯にやや多く、その世帯の保護者は言葉を認知していない場合も他の世帯を上回るなど、実態把握と早期の支援が重要です。

●市の施策として期待することとしては、保育所や幼稚園にかかる出費負担の軽減や、生活や進学のための経済的支援などがあります。また、子育て世帯の悩みとしても、子育ての経済的な負担が上位であり、負担軽減を図る各種取組と情報提供の充実が今後も重要です。

【課題への取組】

１－１　地域における子育て支援の充実
１－４　子どもの健全育成
２－１　切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
４－１　安全・安心な生活環境の整備
５－１　職業生活と家庭生活の両立の推進
７－１　児童虐待防止対策の充実
７－２　ひとり親家庭の自立支援の推進
７－３　障がい児施策の充実
７－４　子どもの貧困対策の充実

（３）子育て支援施策の充実を図るための関連施策の展開について

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、名取市においても地域の実情の変化を踏まえた柔軟な施策展開が求められています。

子育て支援の充実を図るためには、課題やニーズに対して、短期的・中長期的の両方の視点で対応策を検討していくことが重要です。

現在、直面している課題を解決し、その先にある状況をイメージしながら、次に起こりうる課題等を予測した事業計画を策定することが望まれています。

また、子育てにやさしいまちづくりの視点で地域における子育て環境づくりとして、妊産婦や子育て世代が、買い物や交通体系の充実といった日常生活の利便性や公園、レジャー施設などの子どもが安全・安心に遊び過ごせる場所の有無、教育環境、医療環境などのハード整備も含めたまちづくりが移住・定住へつながるものと考えます。

生活環境も含めた子育てにやさしいまちづくりの実現は、幅広い視点で独自の子育て支援策を検討する必要があるため、子育て関連分野のみならず、商工・観光、まちづくり、教育といった異なった視点から全庁的な取組として連携や協働による支援策の検討が必要です。

今後の具体的な施策の展開としては、多子家庭における育児負担の軽減を図る施策の検討や子どもの居場所づくりを進める観点から全小学校区へ子ども食堂の拡充、また保有する公共施設等において地域の魅力を再認識し利用の促進を図るための施策について検討します。

今回策定する第3期子ども・子育て支援事業計画では、既存事業の評価に加え、５年後、１０年後の名取市の将来像を描きながら今後の事業展開を検討し、子育て支援策のさらなる充実を図ります。

第３章　これから目指す計画

１　計画の基本理念

本市では、平成27年に「第１期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を「子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち名取　子育ての輪をつなげよう　伝えよう　広げよう　支え合おう」として、子育て支援、児童福祉を推進してきました。

令和２年には「第２期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を「未来へつなぐ　子どもが笑顔で育つふるさと　なとり」として、同時期に策定となった本市の最上位計画である第六次長期総合計画の方針のもと、子育て支援、児童福祉を推進してきました。

子どもは、未来を担う大切な宝です。名取市で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、子どものためにも非常に大切なことです。

本計画では、妊娠期から切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、多様な体験、交流を通じて、子どもたちが地域の中で健やかに成長していくことができる環境づくりを目的とし、基本理念は第二期を継承し次のとおりとします。

基本理念

未来へつなぐ　子どもが笑顔で育つふるさと　なとり

２　計画の基本目標

本計画では基本理念の実現に向けて、次世代育成支援行動計画を引継ぎ、子どもの貧困対策推進計画を包含し、以下の基本目標に基づき、様々な施策を総合的に推進します。

基本目標１　地域における子育て支援

子どもと子育て家庭等のニーズを踏まえ、幼児教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、ＮＰＯ法人やボランティア団体、子育てサークルを支援し、これらの団体が連携して地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

結婚、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担軽減となるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自ら学び育つ力を充分に養い、健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

子育てを安心して行うため、道路や公園、子連れで過ごしやすい場所などで、安全・安心で快適に過ごすことができるよう、生活環境の整備を図ります。

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立支援

働きながら子どもを育てるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ（学童保育）の充実をはじめ、子育てと仕事の両立に役立つ広報の充実など、子育て家庭が気兼ねなく安心して子育てできる環境づくりを推進します。

基本目標６　子ども等の安全の確保

子どもが地域でのびのび暮らし、親子が安心して外出、移動できるよう、市や警察、教育機関等が連携して、子どもの安全確保を推進します。

基本目標７　困難を有する子どもやその家族への支援

何らかの事情で困難を抱える子どもや家庭が、地域で悩み・孤立することがないよう個々の事情に寄り添った支援の充実を図ります。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、心身ともに健やかに成長できるよう、気づきや見守り、相談などに加え学びや暮らしを支える貧困対策を推進します。

３　施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	
未来へつなぐ　子どもが笑顔で育つふるさと　なとり	基本目標１ 地域における子育て支援	1	地域における子育て支援の充実　重点施策
		2	幼児教育・保育事業の充実　重点施策
		3	子育て支援のネットワークづくり
		4	子どもの健全育成　重点施策
	基本目標２ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策　重点施策
		2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3	「食育」の推進
		4	小児医療の充実
	基本目標３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1	次代の親の育成
		2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		3	家庭や地域の教育力の向上
		4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備	1	安全・安心な生活環境の整備
	基本目標５ 職業生活と家庭生活との両立支援	1	職業生活と家庭生活の両立の推進
	基本目標６ 子ども等の安全の確保	1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		2	子どもを犯罪等から守るための活動の推進
		3	被害に遭った子どもの保護
	基本目標７ 困難を有する子どもやその家族への支援	1	児童虐待防止対策の充実
		2	ひとり親家庭の自立支援の推進
		3	障がい児施策の充実
		4	子どもの貧困対策の充実
			子どもの貧困対策計画

４　重点施策

❶　地域における子育て支援の充実　【施策１－１】

◆課題と方向性

地域として、すべての家庭の子どもと子育てをあたたかく見守り支える「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図り、子育て家庭を支援することが重要です。

地域や家庭の実情に合わせた適切な事業・サービスを選択することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援事業を中心とした、情報提供および相談事業をより充実していきます。

◆重点事業

1-1-1　利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）
1-1-2　地域子育て支援拠点事業
1-1-6　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

❷　幼児教育・保育事業の充実　【施策１－２】

◆課題と方向性

少子化であっても幼児期の教育・保育事業については高いニーズが見込まれます。

これらに対応するため、幼児教育・保育の量の確保と質的向上を図るとともに、一時預かりや障がい児保育などの事業の充実を図ります。

◆重点事業

1-2-1　認可保育所の運営
1-2-2　地域型保育事業
1-2-3　認定こども園の運営
1-2-5　障がい児保育事業
1-2-9　保育士研修事業
1-2-10　一時預かり事業（預かり保育事業）
1-2-11　時間外保育事業（延長保育事業）
1-2-13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
1-2-16　事業所内保育施設への支援

❸　子どもの健全育成　【施策１－４】

◆課題と方向性

小学生になっても特に低学年のうちは幼児教育・保育事業のような預かりニーズが一定量あり、登録の学年制限を撤廃したことで希望する児童数が増加し、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けるのが難しくなる「小1の壁」という問題は依然として残っています。

今後は、需要の実態把握に努め、放課後児童健全育成事業をさらに充実させていきます。

また、総合的な放課後児童対策として、多様な子どもの放課後の居場所づくりを地域の関係団体と連携を深めながら進め、子どもの健全な育成につなげていきます。

◆重点事業

1-4-1　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
1-4-2　児童センターの運営
1-4-3　児童センター施設整備事業

❹　切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策　【施策２－１】

◆課題と方向性

本市は核家族化が進行していますが、その中で子育て家庭を支える支援として保健対策は一定の評価があります。子育ての不安を抱え、ケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ仕組みづくりとして引き続き充実が求められています。

今後も、妊娠、出産、子育て期における母子保健事業の充実と、関係機関の有機的な連携体制の強化により、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

◆重点事業

2-1-1　妊婦等包括相談支援事業
2-1-3　妊婦一般健康診査
2-1-4　マタニティ相談
2-1-8　３か月児健康診査
2-1-9　７か月児相談
2-1-10　幼児健康診査

第４章　次世代育成支援の施策展開

基本目標１　地域における子育て支援

施策の方向１　地域における子育て支援の充実　重点施策

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、地域子育て支援拠点となる地域子育て支援センターにおいて子育て家庭の交流や育児相談等、多様なニーズに応じた支援を充実します。

（以降の表の◎は地域子ども・子育て支援事業（※103ページ第５章を参照））

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-1-1 【重点】 ◎	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）	子育てコーディネーターにより、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子育て家庭が子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談・助言を行う。	こども支援課
1-1-2 【重点】 ◎	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。	こども支援課
1-1-3 ◎	子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルプサービス事業）	出産後から生後１年以内の子どもの保護者の疾病等の理由により、乳児の養育に支障が生じたとき、その家庭において家事援助及び育児支援を行う。	保健センター
1-1-4	児童発達支援センター運営費補助事業	障がいがある未就学児の療育を行う児童発達支援、専門の職員による障がい児の相談支援、保育所・幼稚園等の訪問支援、保護者へのレスパイトケア等を行う児童発達支援センターの運営費補助を実施する。	社会福祉課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-1-5 ◎	病児保育事業	保育が必要な児童が病気の時（病児対応）、病気の回復期（病後児対応）に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する。	こども支援課
1-1-6 【重点】 ◎	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊びや生活の場を提供する。	こども支援課
1-1-7	放課後等デイサービス事業	就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。	社会福祉課
1-1-8 ◎	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ育児や介護について助け合う会員組織事業を実施する。	こども支援課
1-1-9 新規	屋内遊戯施設の運営	地域において天候や季節に左右されない屋内遊戯施設を運営する。	こども支援課
1-1-10 新規	なとりっこすくハピ応援事業	本市で生まれ育つ子どもの誕生を祝い、絵本やデジタル地域通貨「なとりコイン」を贈呈する。また、読書に親しむきっかけとして３歳６か月の子どもに絵本を贈る。	こども支援課

施策の方向２　幼児教育・保育事業の充実　重点施策

一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育・保育の提供体制の充実を図るため、発達段階に応じた質の高い教育・保育事業及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-2-1 【重点】	認可保育所の運営	認可保育所において保育の必要な乳幼児を保育する。	こども支援課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-2-2 【重点】	地域型保育事業	保育の必要な０～２歳児を家庭的な雰囲気の中で保育する。 （小規模・家庭的・事業所内・居宅訪問型保育事業）	こども支援課
1-2-3 【重点】	認定こども園の運営	認定こども園において保育の必要な乳幼児を保育する。	こども支援課
1-2-4	乳児保育事業	市内全ての認可保育所、地域型保育施設で、産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するための０歳児からの保育を行う。	こども支援課
1-2-5 【重点】	障がい児保育事業	保育が必要な知的障がい・身体障がい児等で、原則として障がいが軽・中程度で集団保育可能な児童を保育する。	こども支援課
1-2-6	児童発達支援事業	心身に障がいをもつ未就学児童に対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	社会福祉課
1-2-7	保育所等訪問支援事業	保育所その他の集団生活を営む施設に通う満１８歳未満の障がいのある児童等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	社会福祉課
1-2-8	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日を含め年間を通して開所し、保育が必要な児童を預かる。	こども支援課
1-2-9 【重点】	保育士研修事業	多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、保育関係職員による各種会議や研修を行う。	こども支援課
1-2-10 【重点】 ◎	一時預かり事業（預かり保育事業）	◆一時預かり事業（一般型）◆ 家庭保育を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保育を行う。 ◆一時預かり事業（幼稚園型）◆ 子ども・子育て支援新制度に移行する認定こども園、幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う。	こども支援課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-2-11 【重点】 ◎	時間外保育事業（延長保育事業）	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業において、保育の必要性の認定による保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を超えて児童を預かる。	こども支援課
1-2-12 ◎	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	こども支援課
1-2-13 【重点】 ◎	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入事業者の支援を行い特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。	こども支援課
1-2-14	保育所地域活動事業	保育所で老人クラブや中高校生との世代間交流活動を行う。	こども支援課
1-2-15	認可外保育施設への支援	認可外保育施設に対し４歳未満児の保育に係る経費を助成する。	こども支援課
1-2-16 【重点】	事業所内保育施設への支援	事業所内保育施設に対し４歳未満児の保育に係る経費を助成する。	こども支援課
1-2-17	幼児教育・保育の無償化	国の方針に則り、３歳から５歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とした保育所等の保育料を無償化する。	こども支援課
1-2-18	副食費の一部助成	年収３６０万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第３子以降の子どもに副食費の一部助成を行う。	こども支援課
1-2-19 ◎ 新規	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等のためのこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について通園が可能な仕組みを検討する。	こども支援課
1-2-20	保育所施設整備事業	各保育所の整備を図り個別施設計画に沿って保育現場の環境向上を行う。	こども支援課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-2-21 新規	医療的ケア児保育事業	保育が必要な医療的ケア児の受け入れを行い、集団の中で保育を行う。	こども支援課
1-2-22 新規	医療的ケア児支援協議会	医療的ケア児とその家族に対する支援に係る課題・情報の共有、関係機関の連携、必要な対応策等を協議し、支援を図る。	社会福祉課

施策の方向３　子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育て家庭を見守り・支援していく環境づくりのため、地域、保育所、幼稚園、学校、子育て支援拠点等の関係機関との連携を強化するとともに、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-3-1	子ども・子育て会議	子どもの保護者、事業者、関係行政機関の職員等で組織する子ども・子育て会議を開催し、本計画に基づく施策の点検、評価等を行う。	こども支援課
1-3-2	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てに関する情報を市のホームページに集約し情報提供を行う。	こども支援課
1-3-3 新規	子ども食堂実施団体への補助	子どもの居場所づくりや、地域コミュニティの醸成のため、地域で活動する子ども食堂の運営団体に対し、運営費補助を実施する。	こども支援課

施策の方向４　子どもの健全育成　重点施策

子どもの安全・安心な居場所を確保するため、児童センター等の施設整備を行うとともに、地域資源を活用し、様々な体験や交流機会の提供を行います。

また、子どもが非行や犯罪等に巻き込まれないよう、民生委員・児童委員や関係団体、地域のボランティア等との連携を強化します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-4-1 1-1-6 再掲 【重点】 ◎	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊びや生活の場を提供する。	こども支援課
1-4-2 【重点】	児童センターの運営	自由来館の児童を広く受け入れ、子どもの健全育成を図る。	こども支援課
1-4-3 【重点】	児童センター施設整備事業	小学校区単位に児童センターの整備を行い、施設の維持管理を行う。個別計画に沿って環境向上を図る。	こども支援課
1-4-4	こどもの居場所づくり	子どもたちが放課後や土日、夏休み等に、公民館等の施設を活用して、地域住民等による学習や様々な体験・交流活動を実施する。	生涯学習課
1-4-5	地域活動クラブの支援	各地区の児童センターを拠点に、地域の方々の協力を得ながら伝統行事、親子の親睦活動や、児童文化活動等を行い地域の児童福祉の向上を図る。	こども支援課
1-4-6	子ども祭りの開催	各地区で開催される地区子ども祭りに対し助成する。	こども支援課
1-4-7	図書館の活用	市民の学習ニーズに対応した蔵書及び視聴覚資料の充実とともに、幼児・児童等に図書館に親しんでもらう事業を展開する。	生涯学習課
1-4-8	青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係機関一丸となり、様々な事業の展開や団体の育成を図る。	生涯学習課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
1-4-9	市民総合スポーツ祭	世代や障がいを超え、見るスポーツから参加するスポーツへの動機づくりとコミュニティ活動の活性化を促す。	文化・スポーツ課
1-4-10	スポーツ大会・スポーツ教室の開催	小・中・義務教育学校の子どもたちを対象に、運動の基本と体力向上を図るとともに、参加者相互の親睦・融和を深め青少年の健全育成に寄与する。	文化・スポーツ課
1-4-11	スポーツ少年団の育成	小学校児童の体力及び技術の向上を図り、青少年の健全育成に寄与する。	文化・スポーツ課
1-4-12	学校施設の開放	地域スポーツの振興を図るため、学校施設を市民に開放する。	文化・スポーツ課
1-4-13	ジュニアリーダーの育成	地域のリーダーとして活動する中高校生の育成を図る。	生涯学習課
1-4-14	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談・指導を行う。 主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
1-4-15	社会を明るくする運動	法務省が主唱する犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を展開する。	社会福祉課
1-4-16	家庭児童相談	家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため相談支援を行う。	こども支援課
1-4-17	青少年相談員	青少年（幼児を含む小中高校生）が抱えている問題や悩みごとについての対面相談及びメール相談受付を実施する。	生涯学習課
1-4-18 1-3-3 再掲 新規	子ども食堂実施団体への補助	子どもの居場所づくりや、地域コミュニティの醸成のため、地域で活動する子ども食堂の運営団体に対し、運営費補助を実施する。	こども支援課

基本目標２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策の方向１　切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策　重点施策

安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに成長・発達できるよう、保健・医療・福祉・教育など各分野と連携し、切れ目ない支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
2-1-1 【重点】 ◎	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・産婦や配偶者、低年齢期子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠届出や出生届出を行った、妊婦等に対し身体的、精神的ケアを図る。	保健センター
2-1-2	母子健康手帳交付	妊婦の届出に応じ、妊婦、乳幼児期の記録となる母子健康手帳を交付する。	保健センター
2-1-3 【重点】 ◎	妊婦一般健康診査	医療機関で受けられる妊婦健康診査（14回、多胎児妊婦の場合は７回追加）の助成を実施する。	保健センター
2-1-4 【重点】	マタニティ相談	母子健康手帳交付時に個別相談票を作成し、妊婦の個別ケアと相談を実施する。	保健センター
2-1-5	妊婦歯科健康診査事業	妊婦を対象として、指定医療機関にて個別健診を実施する。	保健センター
2-1-6 ◎	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、保健指導を実施。育児負担が大きい家庭には、産後サービスなど支援を継続する。	保健センター
2-1-7	２か月・８～９か月児健康診査（医療機関委託）	疾病の早期発見・早期治療促進のため、かかりつけ医での健康診査を行う。	保健センター

事業NO	事業	事業の内容	担当課
2-1-8 【重点】	３か月児健康診査	安心して育児ができるよう健康診査及び育児に対する情報提供や保健指導を行う。	保健センター
2-1-9 【重点】	７か月児相談	離乳食指導や歯科指導を中心とした育児相談を行う。	保健センター
2-1-10 【重点】	幼児健康診査	１歳８か月・２歳６か月児歯科健診・３歳６か月児健康診査に合わせ歯科指導や幼児期の発達に応じた育児の相談を行う。	保健センター
2-1-11	乳幼児家庭訪問	発達や発育に心配のある乳幼児の保護者への支援及び育児不安への支援のため、家庭訪問を実施する。	保健センター
2-1-12	発達支援事業（ことばの相談室）	ことばの発達に問題をもつ子どもの原因を明らかにして、保護者の不安解消に努める。	保健センター
2-1-13	発達支援事業（幼児発達相談）	発達に課題を抱える子どもの精神発達や心理状況を明らかにし、発達を支援する。身近な地域で安心して発達相談や発達検査を受けることができるよう支援する。	保健センター
2-1-14 1-1-4 再掲	児童発達支援センター運営費補助事業	障がいがある未就学児の療育を行う児童発達支援、専門の職員による障がい児の相談支援、保育所・幼稚園等の訪問支援、保護者へのレスパイトケア等を行う児童発達支援センターの運営費補助を実施する。	社会福祉課
2-1-15 1-2-6 再掲	児童発達支援事業	心身に障がいをもつ未就学児童に対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	社会福祉課
2-1-16	子どもの事故防止啓発	７か月児相談時の集団指導やパンフレットの配布により発達段階に応じた事故予防の啓発を実施する。	保健センター
2-1-17	予防接種の実施	「予防接種法に基づく予防接種」を行い、未接種者に対して積極的に勧奨する。	保健センター
2-1-18	むし歯予防事業	フッ素相談及び乳幼児健診や、育児サークル等での親子の歯磨き指導を実施する。	保健センター

事業NO	事業	事業の内容	担当課
2-1-19	産婦健康診査事業	医療機関で受けられる産婦健康診査（2 回）の助成を実施する。	保健センター
2-1-20 ◎	産後ケア事業	産婦の心身のケアや育児の支援等を行うため、産後ケア事業実施施設にて母子の心身のケアや育児のサポート等を実施する。	保健センター
2-1-21 新規	新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害の早期発見、早期療育につなげる。	保健センター

施策の方向２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

子どもが自ら心身の健康に関心を持ち、健やかに成長していけるよう、発達段階に応じた性教育や生命の尊さ等に関する正しい知識を学ぶ機会の充実を図り、学童期・思春期の心身の変化に伴う様々な悩みや不安を軽減します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
2-2-1	歯科健康教育事業	関係機関や地区組織等との連携により歯科健康教育を実施する。	保健センター
2-2-2	メンタル相談	自我の形成される児童から青年期、および子育て中の保護者の心身の問題を解決するため臨床心理士による相談を実施する。	保健センター
2-2-3	性に関する教育	小・中・義務教育学校の「保健」や「学級活動」の時間等で「思春期の心と体の問題」と関連させて「性」に関する授業を行う。	学校教育課
2-2-4	薬物に関する教育	小・中・義務教育学校の「保健」の時間において、薬物の危険性やタバコの害についての指導を行う。	学校教育課
2-2-5	母子手帳アプリ事業	アプリを活用し、妊娠期から子育て期に必要な情報提供等を行う。	保健センター

施策の方向３　「食育」の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長に応じた食育指導や親子で参加する調理実習等を通して、食に関する正しい知識の普及と望ましい食習慣の定着を促進します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
2-3-1	乳幼児健診を活用しての食育指導	乳幼児健診時、食についての個別指導又は集団指導を通して成長に応じた食育を行う。	保健センター
2-3-2	離乳食セミナー	生後１０か月前後の児及び保護者を対象に離乳食セミナーを実施する。	保健センター
2-3-3	キッズの食事サポート相談会	１歳～５歳未満の児及び保護者を対象に食事サポート相談会を実施する。	保健センター
2-3-4	保育所での食や栄養についての指導	保育所で栄養士等により食や栄養の指導を行う。	こども支援課
2-3-5	学童のおやつづくり	児童センター等において地域組織と連携し、伝承料理やおやつづくりを実施する。	こども支援課
2-3-6	食や栄養についての指導	小・中・義務教育学校において、栄養士を招き、家庭科の授業や給食指導の中で「食」についての指導を行う。	学校教育課
2-3-7	出張！ベジキッズセミナー	市内私立幼稚園に通う５歳児（および保護者）を対象に講話や体験ワークを行う。	保健センター

施策の方向４　小児医療の充実

子どもの健全な発達と健康を確保し、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、医療費の助成を継続します。

事業ＮＯ	事業	事業の内容	担当課
2-4-1	医療費助成（子ども医療費助成）	０歳から18歳の児童の医療費のうち保険診療自己負担分を助成する。	こども支援課
2-4-2	医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）	対象となる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子の医療費のうち保険診療自己負担分の一部を助成する。	こども支援課
2-4-3	小児救急医療における近隣市、関係機関との連携	医療圏での小児科医の不足を解消するため、広域体制整備を県に働きかける。	保健センター
2-4-4	障害者医療費助成	重度の障がいがある方に対し、医療費のうち保険診療自己負担分を助成する。	社会福祉課
2-4-5	育成医療	18歳未満の障がいのある児童等が、指定医療機関において、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療を行う場合に医療費の一部を給付する。	社会福祉課

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向１　次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、子どもを生み育てることの意義を理解し、男女が協力して家庭を築くことの大切さを理解できるよう、学習機会の提供や保育所、児童センター等で乳幼児とふれあう機会を充実します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
3-1-1	家庭生活における男女共同参画の啓発・促進	内閣府や県等、関係機関からの情報を、適宜ホームページや市広報紙に掲載する。また、「男女共同参画週間」に男女共同参画啓発懸垂幕を庁舎正面玄関に掲示を行う。	市民協働課
3-1-2	世代間交流	保育所、児童センターにおいて、中高校生が乳幼児や小学校児童とふれあえる機会を設ける。	こども支援課
3-1-3	家庭教育支援	家庭の教育力の向上、親の学びの支援、親同士のつながりづくりなどを目的として、子育てに関する学習機会や情報の提供を家庭教育支援チーム員を通して普及・啓発に努める。	生涯学習課

施策の方向２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもが自ら学び、自ら考える力を育成していくため、家庭、地域、学校等が連携・協力し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、いじめや不登校等の様々な問題に対応するため、専門家による相談体制の強化を図ります。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
3-2-1	指導主事学校訪問	仙台教育事務所の指導主事学校訪問の際、市教委指導主事も同行し、基礎・基本の定着を図る学習指導の推進と充実を目的として指導を実施する。	学校教育課
3-2-2	外国語指導助手（ＡＬＴ）の招致事業	小・中・義務教育学校の児童生徒に生きた外国語に接する機会を設け、英語教育の充実を図ることを目的に招致する。	学校教育課
3-2-3	子ども読書活動の推進	乳幼児期からの読書へ親しむ環境づくりを推進し、子どもたちの言語能力や想像力の育成を支援する。	生涯学習課
3-2-4	小学校への文化芸術教育支援事業	宮城県巡回小劇場、宮城県青少年劇場小公演を開催する。	文化・スポーツ課
3-2-5	体験学習の推進	ボランティア活動や職場体験、農業体験等を通して、豊かな人間性を高める。	学校教育課
3-2-6	スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）	児童生徒の臨床、心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言、援助も行う。	学校教育課
3-2-7	不登校生徒への指導員の定期的な訪問	不登校生徒への訪問指導を行う。	学校教育課
3-2-8	特別支援教育の充実	保護者への情報提供や相談を十分に行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が受けられるよう支援する。	学校教育課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
3-2-9	各公民館の生涯学習の提供	各ライフステージに即した学習目標を設定することで、時代の変化に適応する能力、心身ともに健康であるために必要な生活習慣等を身に付ける。	生涯学習課
3-2-10	学校評議員制の運用	学校運営に保護者や地域住民等の学外の意見を取り入れるため、小・中・義務教育学校に学校評議員制を実施、運用する。	学校教育課
3-2-11	教育用コンピュータの整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒一人一台のタブレット端末、教員用タブレット端末の更新をする。	学校教育課
3-2-12	学校施設整備事業	校舎及び屋内運動場の増改築、トイレの洋式化等を継続的に行う。	教育総務課
3-2-13	教職員研修事業	多様化する学校教育のニーズに対応していくため、教職員による会議・研修会を行う。	学校教育課
3-2-14	学校給食の無償化	保護者の負担軽減に向けた学校給食の段階的な無償化を実施する。	政策企画課 学校教育課
3-2-15	子どもの心のケアハウス「はなもも教室」	学校になかなか足が向かない、登校が困難な小学生、中学生やその保護者の方々を支援し、児童生徒の自立や学校復帰を目的とした「はなもも教室」を運営する。	学校教育課

施策の方向３　家庭や地域の教育力の向上

子どもたちを地域全体で育てていく力を高めるため、様々な学習機会を提供するＰＴＡや団体等と連携・協力し、家庭や地域の教育力を高める取組を推進します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
3-3-1	公民館の活用	幼児と母親・児童生徒・青少年を対象とした講座等を開催し、家庭教育・青少年に関する学習機会を提供する。	生涯学習課
3-3-2	中学生海外派遣事業	「次代を担う青少年を海外に派遣し、国際感覚の豊かな人材を育成すること」を目的として、市内在住の中学生を毎年カナダとオーストラリアへ交互に派遣する。	なとりの魅力創生課
3-3-3	海の子山の子交歓会	名取市・上山市児童の交流を通して、児童の社会性を培い、情操豊かな子どもを育成する。	生涯学習課
3-3-4	ジュニアリーダー研修会	地域のリーダーとして必要な知識や技術を習得できるよう研修機会の充実に努め、子どもたちが自信を持って社会に貢献できる力を養う。	生涯学習課
3-3-5	インリーダー・子ども会育成者合同研修会	地域のリーダーとして必要な知識や技術を習得できるよう研修機会の充実に努め、子どもたちが自信を持って社会に貢献できる力を養う。	生涯学習課
3-3-6	姉妹都市新宮市児童生徒招待事業	姉妹都市である和歌山県新宮市との相互交流として、新宮市の小中学生を本市へ招待する。姉妹都市ゆかりの「名取熊野三社」探訪、防災意識高揚に向けた被災地見学、両市児童生徒による交流会などを行う。	なとりの魅力創生課
3-3-7	地域学校協働活動	地域と学校が連携、協力して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進する。	生涯学習課
3-3-8	こどもファンド事業	子どもたちが主体となって取り組むまちづくり活動に助成し、本市の将来を担う人材を育成する。	市民協働課

施策の方向４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

　スマートフォンの普及等により、子どもたちのインターネットを利用する機会が増えたことに伴い、有害サイトを通じた犯罪やいじめなどが問題となっていることを踏まえ、子どもたち自身が必要な知識を身につけ、適切な利用ができるよう、普及活動や環境づくりに努めます。
　また、有害環境等から子どもを守るため、学校の授業において情報モラルに関する教育を推進します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
3-4-1	教育用コンピューターへのフィルタリングの設定	各小・中・義務教育学校の教育用コンピュータに効果的なフィルタリングを設定し、インターネットを適切で安全、安心に使用できる学習環境を整える。	学校教育課
3-4-2	情報モラル教育	授業や生徒指導の場において、情報モラル教育指導計画に基づき、児童・生徒に対し情報モラル教育を計画的に行う。	学校教育課
3-4-3	各種メディア依存の弊害の啓発活動	市内小・中・義務教育学校の児童生徒に学級活動等の時間や生活指導の場などにおいて、啓発を実施するとともに、その保護者等にパンフレット等を配布し、各種メディア依存の弊害について啓発する。	学校教育課 生涯学習課
3-4-4	フィルタリング等の普及啓発活動	インターネットや SNS の利用におけるフィルタリング普及啓発を推進し、安全で健全な環境づくりに努める。	生涯学習課

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向１　安全・安心な生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安全で安心な生活が送れるよう、公園や通学路等の整備や交通安全・防犯のための街路灯の設置など、安心して外出できる環境づくりを推進します。

また、誰もが気軽に情報を入手・活用できるよう、公園マップを市のホームページに掲載し、情報提供を行います。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
4-1-1	公園・緑地の整備	都市公園、児童遊園等の遊具の定期的な安全管理と公園・緑地の整備を図る。	都市計画課 こども支援課
4-1-2	公園マップの作成	安心して利用できる公園のマップを市のホームページに掲載する。	都市計画課 こども支援課
4-1-3	通学路の安全確保	関係機関の連携による通学路の安全点検調査を行い、交通環境の整備を進める。 通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の改善を行う。	教育総務課 防災安全課 土木課
4-1-4	人にやさしい道づくり（市道の整備）	幅員2.5m以上で、バリアフリーに対応した歩道整備を進める。	土木課
4-1-5	地域の道路の整備	安全・安心な生活道路の整備を行うとともに、交通量の多い路線や通学路への歩道整備を行う。	土木課
4-1-6	通過車輌の制限速度の抑制	関係課と調整を図り現地調査を行いながら、信号機設置、交通規制、横断歩道の設置等について、所轄警察署を通じ公安委員会への要請を行う。	防災安全課
4-1-7	授乳等の場所の提供（赤ちゃんの駅事業）	外出した際の授乳やおむつ替えができる場所の提供に努める。	こども支援課
4-1-8	街路灯整備	交通安全・防犯のため、LED街路灯の設置を進める。	土木課

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立支援

施策の方向１　職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、企業や事業所に対し、育児休業や介護休業等の取得促進や、男性の育児休業取得への取組について情報発信、啓発活動を行います。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
5-1-1	男女共同参画情報紙ハンドインハンド 21 プラスの発行	男女共同参画推進委員会にて男女共同参画情報紙を作成する。	市民協働課
5-1-2	講演会の開催	男女共同参画社会の実現に向け、事業者の理解を深めるための研修等を実施する。	市民協働課
5-1-3	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法、育児休業や介護休業制度の周知を行う。	商工観光課 市民協働課
5-1-4	就業支援事業の実施	結婚や出産、育児や介護など、変化していく女性の環境にあった多様な働き方や、働きやすい環境づくりを支援するための事業を実施する。	市民協働課
5-1-5	就職関係機関との連携	若年層の就業や再雇用、再就職、仕事と育児の両立を希望する方を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図る。	商工観光課
5-1-6	労働条件改善の啓発	市内の企業を対象に、労働時間の短縮、フレックスタイム、在宅就労の導入の周知に努める。	商工観光課

基本目標６　子ども等の安全の確保

施策の方向１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、学校や地域と連携・協力し、交通安全教室や街頭での交通安全街頭指導等を行います。また、チャイルドシートの正しい着用方法や交通安全に関するパンフレットを配布し、交通安全の普及啓発を図ります。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
6-1-1	交通安全教室の開催	保育所、幼稚園、小学校、中学校・義務教育学校、高齢者を対象に、交通安全の啓発普及のための運動を行う。	防災安全課 学校教育課 こども支援課
6-1-2	交通安全街頭指導	交通指導隊、保護者が街頭に立ち、通学時の誘導や安全確保について指導を行う。	防災安全課 学校教育課
6-1-3	交通安全運動キャンペーン	パンフレットやグッズ等を配布し、交通安全の啓発を行う。 チャイルドシートの正しい着用についての普及啓発を行う。	防災安全課

施策の方向２　子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもたちが犯罪等に巻き込まれることがないよう、地域や警察等と連携し防犯意識を高め、地域全体で子どもを見守る体制を強化します。また、子どもが自ら防犯対策を身につけることができるよう、安全教育の充実に努めます。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
6-2-1	名取市防犯協議会との連携の強化	各地区の防犯活動団体との連携によりパトロールを実施する。 市内８地区の防犯協会への情報提供、広報への掲載を行う。	防災安全課
6-2-2	安全教育の推進	不審者を想定した避難訓練、防犯ブザーの使用訓練及び緊急避難指導を行う。	学校教育課 こども支援課
6-2-3	情報提供の迅速化	地域や関係機関が連携し、不審者遭遇等の情報伝達の迅速化を図る。	学校教育課 こども支援課 生涯学習課 防災安全課
6-2-4	子ども 110 番の家の設置	不審者等から子どもを守るため、各学校において児童生徒の緊急避難場所として地域住民等の協力を依頼する。	学校教育課
6-2-5	防犯ブザーの配布	新就学児、転入児童生徒に無償で配布する。	学校教育課
6-2-6	「子どもを見守る隊」等防犯団体の組織化	地域のボランティアによる防犯組織を立ち上げ、子どもの安全を確保する。	学校教育課
6-2-7	不審者についての情報共有	不審者情報の共有化のため、学校・警察等関係機関による会議を開催する。	学校教育課

施策の方向３　被害に遭った子どもの保護

いじめや児童虐待、犯罪等により被害に遭った子どもの立ち直りを支援するため、スクールカウンセラーを活用し、子どもへのカウンセリングや保護者に対する助言等、きめ細かな相談体制の充実を図ります。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
6-3-1 3-2-6 再掲	スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）	児童生徒の臨床、心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言、援助も行う。	学校教育課
6-3-2	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課

基本目標７　困難を有する子どもやその家族への支援

施策の方向１　児童虐待防止対策の充実

虐待の早期発見・早期対応、適切な支援につなげるため、地域の関係機関との連携を強化し、見守り体制を推進します。また、健康診査や健康相談等を通じて、虐待の早期発見に努めます。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
7-1-1	虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員により、児童虐待に関する相談・指導・助言を行う。	こども支援課
7-1-2	虐待の早期発見と予防	健康診査、健康相談、訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行う。	こども支援課 保健センター 学校教育課
7-1-3 6-3-2 再掲	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課
7-1-4 1-4-14 再掲	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談・指導を行う。 主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
7-1-5 ◎	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）	保護者の疾病等により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難な場合に、里親等の居宅で一定期間（原則月７日以内）子どもを養育・保護する。	こども支援課
7-1-6 ◎	子育て世帯訪問支援事業（子育て世帯日常生活支援事業）	親の病気や看護、事故、災害等で児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家庭生活の安定を図る。	こども支援課

施策の方向２　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携して個々の実情に沿った適切な支援を行います。また、児童扶養手当や相談窓口等の情報提供を行い、支援が必要な家庭の不安や悩みを軽減する取組を推進します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
7-2-1 2-4-2 再掲	医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）	対象となる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子の医療費のうち保険診療自己負担分の一部を助成する。	こども支援課
7-2-2	児童扶養手当の支給	父又は母がいない家庭（行方不明や重度の障がいがある場合を含む）で、18歳の年度末までの児童又は心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している母や父、又は父母に代わって児童を養育している保護者に支給する。	こども支援課
7-2-3	ひとり親家庭の親への就業・自立支援	低所得のひとり親家庭の親が経済的自立に効果の高い資格取得等のため修業する際に、給付金を支給する。	こども支援課

施策の方向３　障がい児施策の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で自分らしく健やかに成長できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、障がいの早期発見・早期対応に努め、関係機関等との連携を図りながら切れ目のない適切なサービスを利用できるよう支援します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
7-3-1	身体障害者手帳の交付	身体障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	社会福祉課
7-3-2	療育手帳の交付	知的障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	社会福祉課
7-3-3	心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、残された障がいのある方に終身年金を支給する。	社会福祉課
7-3-4	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度又は中度の心身障がい児を養育している方に支給される特別児童扶養手当の窓口対応を行う。	こども支援課
7-3-5	障害児福祉手当の支給	20歳未満で、重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする方へ支給する。	社会福祉課
7-3-6 2-4-4 再掲	障害者医療費助成	重度の障がいがある方に対し、医療費のうち保険診療自己負担分を助成する。	社会福祉課
7-3-7 2-4-5 再掲	育成医療	１８歳未満の障がいのある児童等が、指定医療機関において、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療を行う場合に医療費の一部を給付する。	社会福祉課
7-3-8	補装具の交付と修理	身体機能を補完、又は代替する用具の交付や修理を行う。	社会福祉課
7-3-9	難聴児補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中度等の聴力に障がいのある児童の保護者に対し、補聴器の経費の一部を助成する。	社会福祉課

事業NO	事業	事業の内容	担当課
7-3-10	身体障害者等日常生活用具給付等事業	在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）又は難病患者等の日常生活の利便を図るため、用具の給付又は貸与を行う。	社会福祉課
7-3-11 1-1-4、 2-1-14 再掲	児童発達支援センター運営費補助事業	障がいがある未就学児の療育を行う児童発達支援、専門の職員による障がい児の相談支援、保育所・幼稚園等の訪問支援、保護者へのレスパイトケア等を行う児童発達支援センターの運営費補助を実施する。	社会福祉課
7-3-12 1-2-6、 2-1-15 再掲	児童発達支援事業	心身に障がいをもつ未就学児童に対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	社会福祉課
7-3-13 1-1-7 再掲	放課後等デイサービス事業	就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。	社会福祉課
7-3-14 1-2-7 再掲	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設に通う満１８歳未満の障がいのある児童等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	社会福祉課
7-3-15	短期入所事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がいのある子どもを一時的に介護できないときに入所施設で預かる。	社会福祉課
7-3-16 3-2-8 再掲	特別支援教育の充実	保護者への情報提供や相談を十分に行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が受けれられるよう支援する。	学校教育課
7-3-17 1-2-5 再掲 【重点】	障がい児保育事業	保育が必要な知的障がい・身体障がい児等で、原則として障がいが軽・中程度で集団保育可能な児童を保育する。	こども支援課
7-3-18 1-2-22 再掲 新規	医療的ケア児支援協議会	医療的ケア児とその家族に対する支援に係る課題・情報の共有、関係機関の連携、必要な対応策等を協議し、支援を図る。	社会福祉課

施策の方向４　子どもの貧困対策の充実

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望をもって成長できるよう適切な支援を行い、生活が困難な状況にある家庭が、安定した生活を送れるよう経済的負担の軽減や相談体制を強化します。

事業NO	事業	事業の内容	担当課
7-4-1 1-2-17 再掲	幼児教育・保育の無償化	国の方針に則り、３歳から５歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とした保育所等の保育料を無償化する。	こども支援課
7-4-2 1-2-12 再掲 ◎	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	こども支援課
7-4-3 7-2-2 再掲	児童扶養手当の支給	父又は母がいない家庭（行方不明や重度の障がいがある場合を含む）で、18歳の年度末までの児童又は心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している母や父、又は父母に代わって児童を養育している保護者に支給する。	こども支援課
7-4-4 1-2-18 再掲	副食費の一部助成	年収３６０万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第３子以降の子どもに副食費の一部助成を行う。	こども支援課
7-4-5 新規	就学援助制度・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって就学が困難である、または、特別な支援を必要とする児童生徒への学用品等の購入に要する費用や修学旅行費、野外活動費等の行事活動費用、給食費を助成する。	学校教育課
7-4-6 1-3-3、 1-4-18 再掲 新規	子ども食堂実施団体への補助	子どもの居場所づくりや、地域コミュニティの醸成のため、地域で活動する子ども食堂の運営団体に対し、運営費補助を実施する。	こども支援課

子どもの貧困対策計画の位置付け

国が定めるこども大綱においてこども施策を総合的に推進していることを踏まえ、宮城県子どもの貧困対策計画を勘案しつつ、子ども・子育て支援事業計画の中の次世代育成支援の施策と一体的に貧困対策計画を策定します。

【国】こども施策を総合的に推進する「こども大綱」を定める
こども大綱の記載事項
・基本方針
・重要事項
➡総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
➡子ども・若者育成支援に関する事項
➡子どもの貧困対策の推進に関する事項
〇こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
〇教育の支援
〇生活の安定に資するための支援
〇保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
〇経済的支援
〇その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項　　等

【県】こども大綱を勘案し、都道府県計画を策定（努力義務）

【市】こども大綱、都道府県計画を勘案し市町村計画を策定（努力義務）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

対策	貧困の状況にある子どもに対し講ずるべき施策
教育の支援	就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備、その他の教育の支援のために必要な施策
生活の安定に資するための支援	子ども及びその家族に対する生活に関する相談、住居の確保、保健医療サービスの利用に係る支援、社会との交流の機会の提供、その他の生活の安定に資するための支援に関し必要な施策
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん、その他の貧困の状況にある子どもの保護者の雇用の安定及び所得の増大、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策
経済的支援	子ども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種手当等の支給、貸付金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策

◆　計画の体系　◆	●施策名（事業 No）
教育の支援	●児童発達支援センター運営費補助事業（1-1-4、2-1-14、7-3-11） ●認可保育所の運営 重点事業（1-2-1） ●地域型保育事業 重点事業（1-2-2） ●障がい児保育事業 重点事業（1-2-5、7-3-17） ●児童発達支援事業（1-2-6、2-1-15、7-3-12） ●幼児教育・保育の無償化（1-2-17、7-4-1） ●不登校生徒への指導員の定期的な訪問（3-2-7） ●スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）（3-2-6、6-3-1） ●特別支援教育の充実（3-2-8、7-3-16） ●学校給食の無償化（3-2-14） ●子どもの心のケアハウス「はなもも教室」（3-2-15） ●就学援助制度・特別支援教育就学奨励費（7-4-5） ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）重点事業（1-1-6、1-4-1）
生活の安定に資するための支援	●利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）重点事業（1-1-1） ●妊婦等包括相談支援事業 重点事業（2-1-1） ●地域子育て支援拠点事業 重点事業（1-1-2） ●子ども食堂実施団体への補助（1-3-3、1-4-18、7-4-6） ●こどもの居場所づくり（1-4-4） ●マタニティ相談 重点事業（2-1-4） ●乳児家庭全戸訪問事業（2-1-6） ●乳幼児家庭訪問（2-1-11） ●産後ケア事業（2-1-20） ●子育て世帯訪問支援事業（子育て世帯日常生活支援事業）（7-1-6） ●子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルプサービス事業）（1-1-3） ●子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）（7-1-5）
保護者に対する就労の支援	●就業支援事業の実施（5-1-4） ●ひとり親家庭の親への就業・自立支援（7-2-3）
経済的支援	●実費徴収に係る補足給付を行う事業（1-2-12、7-4-2） ●副食費の一部助成（1-2-18、7-4-4） ●医療費助成（子ども医療費助成）（2-4-1） ●医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）（2-4-2、7-2-1） ●児童扶養手当の支給（7-2-2、7-4-3） ●特別児童扶養手当の支給（7-3-4） ●障害児福祉手当の支給（7-3-5） ●障害者医療費助成（2-4-4、7-3-6） ●育成医療（2-4-5、7-3-7）

第５章　子ども・子育て支援の事業展開

１　事業展開の概要

（１）目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和７年度を初年度とする５年間の幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされていますが、国で示した量の見込みの算出方法は提案であり、実態に応じた見込みを市町村独自で行うことができます。

本市においては、令和６年度事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

（２）教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢※1
１号	教育標準時間認定	満３歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	（教育・保育施設） ・幼稚園 ・認定こども園	３～５歳
２号	満３歳以上・ 保育認定	満３歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	（教育・保育施設） ・保育所 ・認定こども園	３～５歳
３号	満３歳未満・ 保育認定	満３歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	（教育・保育施設） ・保育所 ・認定こども園 （地域型保育事業※2）	０～２歳

※１　対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの
※２　地域型保育事業
①家庭的保育　　：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を保育
②小規模保育　　：少人数（定員６～19 人）を保育
③事業所内保育　：事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育
④居宅訪問型保育　：保護者の自宅で、１対１で保育

（３）地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法において定められています。本市では以下を実施します。

No.	対　象　事　業	対象年齢※
1	利用者支援事業	０～11 歳
2	妊婦等包括相談支援事業（新規）	妊産婦
3	地域子育て支援拠点事業	０～２歳
4	妊婦健康診査	妊婦
5	乳児家庭全戸訪問事業	おおむね生後４か月まで
6	産後ケア事業（新規）	出産後１年以内の母子
7	養育支援訪問事業	０～18 歳
8	子育て世帯訪問支援事業（新規）	妊産婦、０～18 歳未満のこどもがいる家庭
9	子育て短期支援事業	０～18 歳
10	一時預かり事業（預かり保育事業）	０～５歳
11	時間外保育事業（延長保育事業）	０～５歳
12	病児・病後児保育事業	０～11 歳
13	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	１～６年生
14	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	０～11 歳
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	０～２歳
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	０～５歳
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	（事業者）

※　対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

（４）幼児教育・保育提供区域の設定について

提供区域は、事業計画策定や事業実施における単位となるほか、保育所や地域型保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となります。本市では、下記の３点を考慮し、提供区域を１区域として設定しました。

①幼児教育・保育事業をはじめとする各種事業が市全域を１区域として展開されていること
②地理的条件、交通事情から移動が容易であること
③人口等に鑑み、各種事業の需給調整、提供体制の判断を行う上で適切な規模であること

２　幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

（１）１号認定のニーズへの対応　（幼稚園、認定こども園など）

対象

・満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和６年度（４月１日現在）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（①）		981	996	946	899	854	811
確保方策	特定教育・保育施設	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－
	合計（②）	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312
充足（②-①）		331	316	366	413	458	501

※「確保方策」の数値は施設の定員数の合計を計上。以下の区分についても同様。

今後の方向性

　利用者実績数、対象年齢人口が減少傾向にあることから、現時点では新たな施設整備は予定していませんが、名取市外からの利用もあるため、受入れ人数については定員の見直し、既存施設の改修などを含め利用の増加と減少に柔軟に対応します。

（２）２号認定のニーズへの対応 （保育所、認定こども園など）

対象

・満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和６年度（４月１日現在）		令和７年度		令和８年度		令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		教育ニーズが強い	左記以外	教育ニーズが強い	左記以外	教育ニーズが強い	左記以外	教育ニーズが強い	左記以外	教育ニーズが強い	左記以外	教育ニーズが強い	左記以外
量の見込み（①）		178	1,101	178	1,079	180	1,065	182	1,051	184	1,037	186	1,023
確保方策	特定教育・保育施設	943		943		943		943		943		943	
	幼稚園＋預かり保育	602		602		602		602		602		602	
	企業主導型保育園	–		–		–		–		–		–	
	小規模保育	–		–		–		–		–		–	
	認可外保育施設	29		29		29		29		29		29	
	合計（②）	1,574		1,574		1,574		1,574		1,574		1,574	
充足（②-①）		295		317		329		341		353		365	

今後の方向性

対象年齢人口が減少傾向にあり、令和６年度に待機児童数０人を達成したことから、現時点では新たな施設整備は予定していませんが、特別な配慮が必要な児童が増えていることから、利用定員の見直しや受け入れの柔軟な対応、既存施設の改修など、待機児童数０人の維持に向けた取組を進めます。

（３）０～２歳の保育ニーズへの対応　（保育所、認定こども園、地域型保育事業など）

対象

・満３歳未満で保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

単位：人

０歳児		令和６年度（４月１日現在）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（①）		112	107	102	98	93	89
確保方策	特定教育・保育施設	119	119	119	119	119	119
	地域型保育	37	37	37	37	37	37
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
	合計（②）	159	159	159	159	159	159
充足（②-①）		47	52	57	61	66	70

単位：人

１・２歳児		令和６年度（４月１日現在）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（①）		623	613	606	599	592	585
確保方策	特定教育・保育施設	479	479	479	479	479	479
	地域型保育	128	128	128	128	128	128
	認可外保育施設	14	14	14	14	14	14
	合計（②）	621	621	621	621	621	621
充足（②-①）		△2	8	15	22	29	36

今後の方向性

対象年齢人口が減少傾向にあり、令和６年度に待機児童数０人を達成したことから、現時点では新たな施設整備は予定していませんが、特別な配慮が必要な児童が増えていることから、利用定員の見直しや受け入れの柔軟な対応、既存施設の改修など、待機児童数０人の維持に向けた取組を引き続き進めます。

３　地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

（１）利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆基本型◆

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を実施している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり等を行います。

◆こども家庭センター型◆

- 母子保健機能及び児童福祉機能の双方の一体的な運営を行うことで、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援を行います。

＜母子保健機能＞

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。個々のニーズに応じて支援を必要とする者が利用できる母子保健サービスの選定、情報提供、関係機関との連携等を行い、包括的・継続的に支援します。

＜児童福祉機能＞

こどもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等からの子育てに関する様々な相談（子育て、子どもの発達や心身の障害、虐待、ＤＶなど）に応じます。個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うとともに、関係機関のネットワーク化を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：箇所

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	合計	2	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
確保方策	合計	2	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

今後の方向性

支援を必要とする家庭に包括的な支援ができるよう、今後も相談支援や関係機関とのネットワークの充実を図ります。

（基本型をこども支援課で、こども家庭センター型をこども支援課と保健センターが連携して一体的に実施しています。）

（２）妊婦等包括相談支援事業（新規）

事業の概要

妊婦やその配偶者等に対して、妊娠・出産の時期に面談等を実施することで、妊娠期から子育て期まで必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人

区分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	妊娠届出数（人）	475	450	425	400	375
	１人当たりの面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	1,425	1,350	1,275	1,200	1,125
確保方策	回数	1,425	1,350	1,275	1,200	1,125
	こども家庭センター	1,425	1,350	1,275	1,200	1,125
	上記以外	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者支援事業の規定が一部改正されることにより、令和７年度から「妊婦等包括相談支援事業」としての一体的な実施に向け、体制を整備します。

（３）地域子育て支援拠点事業

事業の概要

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：上段…人、下段…箇所

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数（年間）	31,593	32,436	32,501	32,566	32,631	32,696
	設置箇所数	6	6	7	7	7	7
確保方策	延べ利用者数（年間）	21,326	32,436	32,501	32,566	32,631	32,696
	設置箇所数	6	6	7	7	7	7

今後の方向性

市内６か所で実施しており、新たな施設整備は予定していませんが、既存施設を活用し、引き続き親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取組とともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を進めます。

（４）妊婦健康診査

事業の概要

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ利用者数（年間）	573	475	450	425	400	375
確保方策	延べ利用者数（年間）	573	475	450	425	400	375

今後の方向性

引き続き定期の妊婦健診や相談を実施し、安心して出産できる体制を整えるとともに、制度の周知及び早期の届出の啓発に努めます。

また、「妊婦健診診査受診券」による経済的負担の軽減や、産科医療機関等と連携した適正な受診の促進に努めます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援により子育て家庭の孤立を防ぎ、産後うつ等による虐待リスクを把握して、未然に防ぐねらいがあります。

量の見込み及び確保方策

単位：件

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	訪問数（年間）	522	475	450	425	400	375
確保方策	訪問数（年間）	596	475	450	425	400	375

今後の方向性

必要な支援が行き届くよう、訪問率１００％を目指して事業を実施します。また、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業に繋げるなど積極的な支援に努めます。

（６）産後ケア事業（法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）

事業の概要

産後のお母さんの身体的・精神的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、通所型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和７年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたことから、第３期計画から新規で量の見込みを算出しています。

量の見込み及び確保方策

必要定員数　　単位：人

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	600	600	600	600	600
訪問型	200	200	200	200	200
通所型	300	300	300	300	300
宿泊型	100	100	100	100	100
②確保方策	600	600	600	600	600
訪問型	200	200	200	200	200
通所型	300	300	300	300	300
宿泊型	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

今後の方向性

県による集合契約により、県内23か所の施設の利用が可能となっています。今後は利便性の向上など課題の解消に向け検討します。

（７）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

＜要保護児童等に対する支援に資する事業＞

- 要保護児童対策地域協議会による代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の開催
- 家庭児童相談の実施

量の見込み及び確保方策

単位：件

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	訪問実家庭数	60	99	107	116	125	135
確保方策	訪問実家庭数	85	99	107	116	125	135

今後の方向性

養育支援が必要な家庭を訪問し、よりそい型の支援、指導助言を行うことで、必要な支援が行き届くよう、訪問率１００％を目指します。要保護児童等の養育環境の維持向上のため見守り支援、保護者に対する助言指導、適切な保護を行い、要保護児童対策地域協議会の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取組みます。要保護児童対策地域協議会で管理する世帯への訪問を継続して実施します。

（８）子育て世帯訪問支援事業（法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）

事業の概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。育児ヘルプサービス事業として実施していましたが、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたことから、第３期計画から新規で量の見込みを算出しています。

量の見込み及び確保方策

単位：人日

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	984	984	984	984	984
②確保方策	984	984	984	984	984
②－①	0	0	0	0	0

今後の方向性

児童虐待の未然防止、育児負担の軽減を図るため、支援が必要な家庭に事業の利用を勧めます。

（９）子育て短期支援事業

事業の概要

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、里親や児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

量の見込み及び確保方策

単位：人日

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

今後の方向性

県と連携し必要な方の利用につなげられるよう継続して取組みます。

（10）一時預かり事業（預かり保育事業）

事業の概要

◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり◆

子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う事業です。

◆一時預かり（幼稚園型以外）◆

家庭で保育を行っている家庭において一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（一般型）は、保育所で行う一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち病児、緊急対応強化事業を除く就学前児童を対象とする部分、トワイライトステイ事業の３事業です。

リフレッシュでの利用が可能となったことで、幼児教育・保育の無償化の影響と併せてこれまで以上に利用ニーズが高まっており、特に一時的利用が増加しています。

量の見込み及び確保方策

単位：人日

区分			令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園在園児	延べ利用者数（年間）	46,167	44,123	42,909	41,695	40,481	39,267
	上記以外	延べ利用者数（年間）	2,079	1,555	1,293	1,031	769	507
確保方策	幼稚園在園児	延べ利用者数（年間）	53,857	44,123	42,909	41,695	40,481	39,267
	上記以外	延べ利用者数（年間）	5,857	1,555	1,293	1,031	769	507

今後の方向性

各施設における人員や場所の確保を引き続き検討していくとともに、保護者のニーズを把握しながら、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を実施します。

（11）時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

時間外保育事業（延長保育事業）は、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	実利用者数（年間）	705	855	921	987	1,053	1,119
確保方策	実利用者数（年間）	705	855	921	987	1,053	1,119

今後の方向性

現在実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の体制の充実を図ります。併せて仕事と子育ての調和を図るための各種啓発も実施します。

（12）病児保育事業

事業の概要

病児保育事業は、下記に分類されます。本市は病後児対応型を実施しています。

◆病児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期に至らなく、当面の症状の急変が認められない場合に病院等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆病後児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆体調不良児対応型◆

看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的、保健的な対応等を図る事業です。

◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）◆

ファミリー・サポート・センター事業の協力会員が病気やケガ等で体調不良の子どもを自宅等で預かる事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人日

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ利用者数（年間）	82	98	106	114	122	130
確保方策	延べ利用者数（年間）	960	960	960	960	960	960

今後の方向性

利用希望に対する供給量の不足はなく、児童の安全に配慮し事業を継続します。

（13）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

※内容については別掲（後述 123 ページ）

（14）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人日

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	実利用者数（年間）	858	758	720	683	645	608
確保方策	実利用者数（年間）	753	758	720	683	645	608

今後の方向性

今後も安定して提供会員を確保するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取組むとともに、より安全・安心な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）（令和８年４月１日開始）

事業の概要

０歳から２歳までの保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。

また、保育士や幼稚園教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和７年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和８年度よりすべての自治体で実施することとされています。

量の見込み及び確保方策

年間必要定員数

単位：人

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	84	72	60	60
0歳児	—	36	36	36	36
1歳児	—	24	24	12	12
2歳児	—	24	12	12	12
②確保方策	—	84	84	84	84
②－①	—	0	0	0	0

年間必要受入時間

単位：時間

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	840	720	600	600
②確保方策	—	840	840	840	840
②－①	—	0	0	0	0

※　令和８年度からの新事業であり、量の見込みについては国で示した算出方法に合わせ算出していますが、事業実施に応じて見直しを図ることとしています。

今後の方向性

受け入れ可能施設の確保に努め、令和８年4月1日より開始の「こども誰でも通園制度」実施に向け、体制を整備します。また、利用者が切れ目なくこどもに関する支援を受けることができるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続ができるよう、努めます。

（16）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和元年度から幼児教育・保育無償化の実施に合わせ、年収が３６０万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第３子以降の子どもの副食費の一部を助成しています。

量の見込み及び確保方策

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ利用者数（年間）	164	177	190	203	216	229
確保方策	延べ利用者数（年間）	164	177	190	203	216	229

今後の方向性

引き続き、子どもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努めつつ、低所得世帯の負担軽減について検討します。

（17）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

多様な主体が参入することを促進するための事業は、新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。市内地域型保育施設に対して連携施設の構築を目的とした巡回支援を行っており、令和５年度は小規模保育施設７か所に対応しています。

量の見込み及び確保方策

引き続き、市内地域型保育施設に対して連携施設の構築を目的とした巡回支援を行います。

４　放課後児童対策に基づく取組

（１）放課後児童対策に基づく取組

国では「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き早期に放課後児童クラブの受け皿の拡大、待機児童の解消に努めるよう継続的かつ計画的な取組を推進する方針を打ち出しています。

（１）放課後児童クラブの受け皿整備等の推進 （２）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

本市では放課後子供教室は実施していませんが、生涯学習課が「こどもの居場所」を実施し、放課後や土日、夏休み等に、公民館等の施設を活用して、地域住民等による学習や様々な体験・交流活動を実施しています。

児童の安全・安心な放課後の居場所の確保に向け、連携して取組みます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実に向けて

○放課後児童クラブの質の向上に向けた支援

放課後児童クラブの事業者が遵守すべき最低限の基準との整合性に留意しつつ、職員配置や安全面への配慮、子どもの生活、遊びの場の提供、生活習慣の形成、学校、地域等との連携などの充実を図ることによって、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

○特別な配慮を必要とする児童への支援の充実

放課後児童クラブを利用している障がい児や発達の状態が気になる児童が安全・安心に過ごせるよう、施設及び受け入れ体制の充実に努めます。また、学校と情報共有を図り、適切な支援を行います。

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

事業の概要

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

本市では就労支援等のためすべての放課後児童クラブの実施時間を１９時まで延長しています。

また、下増田児童センターを下増田公民館と合築、閖上児童センターの別棟を増設するなど、利用が必要な児童を受け入れるため、施設の拡張、事業の拡大・充実を図り、柔軟に対応しています。

量の見込み及び確保方策

全体

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	1,184	1,253	1,301	1,355	1,413	1,477
	低学年	874	916	948	983	1,021	1,061
	１年生	318	313	317	324	331	338
	２年生	323	360	382	403	426	450
	３年生	233	243	249	256	264	273
	高学年	310	337	353	372	392	416
	４年生	170	177	184	192	200	208
	５年生	97	116	122	128	136	147
	６年生	43	44	47	52	56	61
確保方策	登録児童	1,184	1,253	1,301	1,355	1,413	1,477

今後の方向性

施設の面積に対して登録児童が多い水準の児童センターについては、学校施設や集会所の借用、増築等を引き続き検討します。引き続きニーズの動向を踏まえて、児童が安全に過ごせる場所の確保に取組みます。

増田

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	257	262	275	288	301	314
	低学年	183	189	199	209	219	229
	高学年	74	73	76	79	82	85
確保方策	登録児童	257	262	275	288	301	314

増田西

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	152	187	204	221	238	255
	低学年	117	146	161	175	190	205
	高学年	35	41	43	46	48	50
確保方策	登録児童	152	187	204	221	238	255

名取が丘

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	70	86	97	106	117	127
	低学年	52	66	73	79	86	93
	高学年	18	20	24	27	31	34
確保方策	登録児童	70	86	97	106	117	127

館腰

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	91	101	107	115	121	130
	低学年	59	65	67	71	73	77
	高学年	32	36	40	44	48	53
確保方策	登録児童	91	101	107	115	121	130

ゆりが丘

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	63	66	66	66	68	70
	低学年	50	53	55	57	59	61
	高学年	13	13	11	9	9	9
確保方策	登録児童	63	66	66	66	68	70

相互台

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	71	81	85	93	98	106
	低学年	55	59	60	64	66	70
	高学年	16	22	25	29	32	36
確保方策	登録児童	71	81	85	93	98	106

那智が丘

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	37	30	30	33	36	40
	低学年	24	14	12	12	13	13
	高学年	13	16	18	21	23	27
確保方策	登録児童	37	30	30	33	36	40

下増田

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	157	145	142	136	134	135
	低学年	115	110	110	109	108	109
	高学年	42	35	32	27	26	26
確保方策	登録児童	157	145	142	136	134	135

愛島

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	164	150	137	125	113	100
	低学年	130	119	111	102	95	86
	高学年	34	31	26	23	18	14
確保方策	登録児童	164	150	137	125	113	100

高舘

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	23	26	28	30	33	36
	低学年	17	18	19	20	22	24
	高学年	6	8	9	10	11	12
確保方策	登録児童	23	26	28	30	33	36

閖上

単位：人

区分		令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	登録児童	99	119	130	142	154	164
	低学年	72	77	81	85	90	94
	高学年	27	42	49	57	64	70
確保方策	登録児童	99	119	130	142	154	164

５　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた施設を継続して利用できるなど、子ども、保護者の双方にメリットがあると考えられることから、今後、市の認可保育所について設置、再編、統廃合等を行う際は、認定こども園への移行を前提に検討します。

また、市内の民間の幼稚園、認可保育所、認可外保育施設に対しては、認定こども園についての情報の提供を行うとともに、認定こども園への移行に伴う幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援策を検討・実施するなど、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を支援します。

（２）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

子どもの乳幼児期の発達は連続性を有するものであること、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保証するために、事業に係る人材の確保と育成を推進し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

（３）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進

質の高い教育・保育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他のこども・子育て支援を行う者同士の相互の密接な連携が重要です。

職員相互の情報交換や研修の機会が必要であり、市としても相互交流が図れるよう支援を行います。

また、幼稚園や保育所、認定こども園から小学校への進学が円滑に行われるよう、小学校との情報共有などを密にし、連携強化を図ります。

６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子ども・子育て支援法は、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を行う仕組みであり、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに加え、令和元年 10 月より施行された幼児・教育の無償化の実施に伴い「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

無償化の対象は、３歳児から５歳児までと住民税非課税世帯の０歳児から２歳児までで保育の必要性のある子どもです。

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があることから、「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しながら、円滑な実施に向けた給付方法の検討を行います。

第６章　計画の推進に向けて

１　各主体の役割

基本理念の実現に向けて、本計画を着実に推進するためには、保護者をはじめとして地域、幼児教育・保育施設、学校、企業、行政などがそれぞれの立場に応じた役割を担い、互いに連携していくことが求められます。

（１）保護者の役割

子育てにおいては、保護者が性別に関わらず主体となり、家庭はもとより、地域のなかで、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域に参画し、地域の子育て支援を連携して担う役割を果たしていくことが重要です。ＰＴＡ活動や保護者会などの活動をはじめ、家庭、地域、学校、幼児教育・保育施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティのなかで子どもを育むことが必要です。

（２）地域の役割

地域及び社会全体が、子どもの健やかな成長を願い、子育ての中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切に守られ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められます。

（３）幼児教育・保育施設の役割

幼児教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

（４）企業の役割

事業主においては、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業制度や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、子育て中または子どもを持つことを考える労働者にとって、職業生活と家庭生活との両立を無理なく図ることができる雇用環境の整備を行うことが求められます。

（５）行政の役割

法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施することが求められています。

資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋

２　計画の達成状況の点検及び評価について

（１）計画の推進体制と方策

名取市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、名取市子ども・子育て会議条例により設置した名取市子ども・子育て会議において検討を行い、策定したものです。子ども・子育て会議には学識経験者や子育て関係団体、事業者、市民の代表などが参画しており、計画の推進に当たっても、市が主体となり国や県、近隣市町村と連携を図るとともに、子ども・子育て会議に意見を求めながら、市民や事業者と行政が協働で取組んでいきます。

（２）計画の評価の仕組み

計画策定後についても、名取市子ども・子育て会議で、令和７年度から11年度の計画期間の５か年間において、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行います。

計画策定時に算出した各事業の量の見込みと実際の状況に乖離が生じた場合、中間年度（令和９年度）を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

資料編

1　計画策定の経緯

年月日	項目	内容
令和６年３月11日	令和５年度第１回 名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議	○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○第３期名取市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和６年３月27日	令和５年度第１回 名取市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○第３期名取市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和６年４月19日	令和６年度第１回 名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議	○令和６年度の子育て支援事業計画策定について ○委員会で出された意見・アンケートの修正点等について ○計画策定のためのアンケート調査について
令和６年８月20日	令和６年度第２回 名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議	○次世代育成支援の施策の取組状況について ○調査の集計について ○計画骨子案・目次案
令和６年８月29日	令和６年度第１回 名取市子ども・子育て会議	○次世代育成支援の施策の取組状況について ○調査の集計について ○計画骨子案・目次案
令和６年11月６日	令和６年度第３回 名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議	○計画素案について
令和６年11月20日	令和６年度第２回 名取市子ども・子育て会議	○計画素案について

2　名取市子ども・子育て会議条例

平成２５年９月２５日
名取市条例第２０号

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条の規定に基づき、名取市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（令５条例１８・一部改正）

（設置）

第２条　市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、名取市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（１）　名取市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（２）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（３）　特定教育・保育施設に関すること。

（４）　特定地域型保育事業に関すること。

（５）　児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織等）

第３条　会議は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　子どもの保護者

（３）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

（４）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（５）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（６）　関係行政機関の職員

（７）　その他市長が特に必要があると認める者

２　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年６月２８日条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

３　名取市子ども・子育て会議委員名簿

◆委嘱期間：令和６年４月１日～令和７年１０月31日

（敬称略）

	氏名	所属・役職名等	選出区分	
１	浅川　千尋	市民（公募）	１号委員	公募による市民
２	日出　香	市民（公募）	１号委員	公募による市民
３	保志　真由	児童センター保護者	２号委員	保護者
４	下嶋　博和	保育所　保護者	２号委員	保護者
５	新田　亜紀子	尚絅学院大学附属幼稚園　ＰＴＡ	２号委員	保護者
６	大内　克浩	名取市父母教師会連合会	３号委員	関係団体推薦者
７	星　　香苗	名取市民生委員児童委員協議会	３号委員	関係団体推薦者
８	久米　智美	青少年健全育成市民会議　会長	３号委員	関係団体推薦者
９	佐藤　宏郎	名取市私立幼稚園協議会　会長	４号委員	事業従事者
10	松川　弘	社会福祉法人　宮城福祉会　理事長	４号委員	事業従事者
11	齋藤　勇介	NPO 子育て応援団ゆうわ　理事長	４号委員	事業従事者
12	小川　ゆみ	一般社団法人マザー・ウイング・ NPO 子育て支援ＡＲＩママネット	４号委員	事業従事者
13	前田　有秀	尚絅学院大学　教育部門　教授	５号委員	学識経験者
14	髙橋　秀幸	宮城県子ども総合センター 企画育成班班長	６号委員	関係行政機関職員
15	佐藤　真一	名取市不二が丘小学校長	６号委員	関係行政機関職員

4　用語集

【あ行】

一時預かり事業（預かり保育事業）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。

【か行】

核家族

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

家庭的保育

保育者の居宅やその他の場所で行われる小規模の異年齢保育。2010 年４月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担う。

教育・保育施設

認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

自宅等に保育士等が訪問して児童の保育を行う事業。いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で１対１で保育を行う。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいう。

子ども・子育て支援法

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業。

事業所内保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

就業率

15 歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（１時間以上）した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受ける者と、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから 30 日にならない者をいう。

小規模保育

少人数（定員６～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。大都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることや、多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること、保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できることが期待される。

【た行】

待機児童

子育て中の保護者が保育所又は学童保育施設に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

【な行】

乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、０歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、公費により運営されている。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。

【や行】

養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、 調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

幼稚園

小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた学校で、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的（学校教育法第 22 条）としている。ただし、小中学校のような義務教育機関ではなく、満３才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

【ら行】

利用者支援事業

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談、助言を行う事業。

第３期　名取市
子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発　　行：名取市 健康福祉部 こども支援課

〒981-1292 名取市増田字柳田 80

TEL 022-724-7118／FAX 022-302-3223